

重要文化財  
中島家住宅保存活用計画

平成 27 年 3 月  
福岡県添田町





中島家住宅 全景



中島家住宅 主庭



# 重要文化財 中島家住宅保存活用計画

## — 目次 —

<b>第1章 計画の概要</b> .....	<b>1</b>
1. 計画の作成 .....	1
(1) 計画作成年月日	
(2) 計画作成者	
(3) 計画期間	
(4) 計画策定の経緯	
(5) 計画の位置付け	
(6) 計画の構成	
2. 文化財の名称等 .....	3
(1) 重要文化財（建造物）の名称	
(2) 建造物の構造及び形式	
(3) 所有者等の氏名及び住所	
3. 文化財の概要 .....	4
(1) 文化財の構成	
(2) 文化財の概要	
(3) 文化財の価値	
4. 文化財保護の経緯 .....	17
(1) 保存事業履歴	
(2) 活用履歴	
5. 保護の現状と経緯 .....	18
(1) 保存の現状と課題	
(2) 活用の現状と課題	
6. 計画の概要 .....	19
(1) 計画区域	
(2) 計画の目的	
(3) 基本方針・計画の概要	
<b>第2章 保存管理計画</b> .....	<b>21</b>
1. 保存管理の現状 .....	21
(1) 保存状況	
(2) 管理状況	
2. 保護の方針 .....	22
(1) 部分・部位の設定と保護の方針の基本的考え方	
(2) 部分の設定と保護の方針	
(3) 部位の設定と保護の方針	
3. 管理計画 .....	49
(1) 管理体制	

(2) 管理方法	
4. 修理計画	50
(1) 当面必要な維持修理の措置	
(2) 今後の保存修理計画	
<b>第3章 環境保全計画</b>	<b>52</b>
1. 環境保全の現状と課題	52
(1) 現状	
(2) 課題	
2. 環境保全の基本方針	54
3. 区域区分と保全方針	55
(1) 区域区分	
(2) 各区域の保全方針	
4. 建造物の区分と保護の方針	56
(1) 建造物の区分	
(2) 建造物保護の方針	
5. 防災上の課題と対策	62
(1) 防災上の課題	
(2) 当面の改善措置と今後の対処方針	
(3) 環境保全施設整備計画	
(4) 周辺樹木の管理	
<b>第4章 防災計画</b>	<b>64</b>
1. 防火対策	64
(1) 火災時の安全性に係る現状・課題	
(2) 防火管理計画	
(3) 防火設備計画	
2. 耐震対策	75
(1) 地震履歴	
(2) 耐震診断・耐震補強	
(3) 地震時の対処方針	
3. 防犯対策	76
(1) 事故履歴	
(2) 事故防止のために講じている措置	
(3) 今後の対処方針	
<b>第5章 活用計画</b>	<b>77</b>
1. 公開その他の活用の基本方針	77
(1) 現状	
(2) 公開活用の基本方針	
2. 公開計画	77

(1) 中島家住宅の公開範囲及びエリア	
(2) 関連資料等の公開計画	
3. 活用基本計画	80
(1) 計画条件の整理	
(2) 建築計画	
(3) 外構及び周辺整備計画	
(4) 管理・運営計画	
4. 実施に向けての課題	83
(1) 建築的課題	
(2) 管理・運営に関する課題	

## 第6章 保護に係る諸手続

1. 文化庁長官への届出を要する行為	84
(1) 所有者の変更	
(2) 所有者又は管理責任者の氏名・名称・住所の変更	
(3) 滅失・き損	
(4) 所在場所の変更	
(5) 修理	
2. 文化庁長官へ許可を要する行為	85
(1) 現状変更	
(2) 保存に影響を及ぼす行為	
3. 計画の改定に係る手続き	86

## 参考資料

1. 庭園を構成する要素	87
(1) 地形	
(2) 水系	
(3) 石組・構造物	
(4) 樹木	

## 例 言

1. 本書は、添田町が平成 26 年度に国庫補助（文化財建造物等を活用した地域活性化事業費国庫補助）を受けて実施した、重要文化財中島家住宅保存活用計画策定事業による「中島家住宅保存活用計画」である。
2. 本書は、学識経験者や地域住民・関係団体からなる国指定中島家住宅保存活用計画策定委員会において、合計 3 回の検討を重ね、とりまとめられたものである。

回	期日	主な議題
第 1 回	平成 26 年 11 月 13 日（木）	<ul style="list-style-type: none"><li>・計画の構成について</li><li>・中島家住宅の現況、保存活用する上での課題について</li><li>・保存活用（保存管理、環境保全、防災、活用）の方向性について</li></ul>
第 2 回	平成 27 年 1 月 22 日（木）	<ul style="list-style-type: none"><li>・環境保全計画について</li><li>・防災計画について</li><li>・活用計画について</li></ul>
第 3 回	3 月 16 日（月）	<ul style="list-style-type: none"><li>・環境保全計画について</li><li>・防災計画について</li><li>・活用計画について</li></ul>

3. 本計画は、文化庁文化財部参事官（建造物担当）並びに福岡県教育庁総務部文化財保護課の指導、助言を得て行い、重要文化財（建造物）保存活用策定指針並びに重要文化財（建造物）保存活用標準計画の作成要項を指針として策定した。
4. 本書の作成は、添田町まちづくり課が行い、事業業務を株式会社都市環境研究所九州事務所に委託した。
5. 本書は、添田町まちづくり課 岩本教之が主に担当した。
6. 本書の「第 2 章 保存管理計画 2. 保護の方針」については、福岡県文化財保護審議会専門委員 河上信行の監修を得てとりまとめたものである。

# 第1章 計画の概要

本章では、第2章保存管理計画から第5章活用計画の各種計画を策定する上で、前提となる文化財の概要、保護の経緯を整理するとともに、計画の目標及び基本的な方針等の計画の概要を定める。

## 1. 計画の作成

### (1) 計画作成年月日

平成27年3月31日

### (2) 計画作成者

添田町

### (3) 計画期間

本計画は関連法令や社会情勢の変化、痕跡調査の進展等を踏まえ、必要に応じて計画を見直し、改定を行うこととする。

### (4) 計画策定の体制

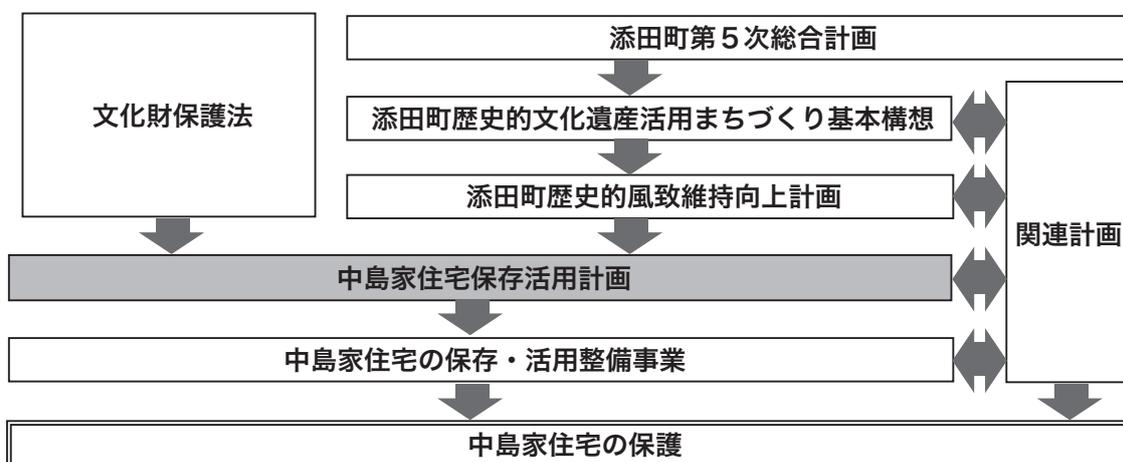
本計画の策定は、学識経験者や地域住民・関係団体等からなる国指定重要文化財中島家住宅保存活用計画策定委員会による検討を行った(図表2)。

### (5) 計画の位置付け

本計画は、重要文化財に指定されている中島家住宅主屋並びに醬油蔵、酒蔵、附指定の中門と塀を堅実に保存するとともに、庭園を含めた屋敷構えの保全・公開を計画的に図るために定めた計画である。

重要文化財としての保護という側面から文化財保護法や条例等の準拠するとともに、本町の行政施策という側面から「添田町第5次総合計画」、「添田町歴史的文化遗产活用まちづくり基本構想」、「添田町歴史的風致維持向上計画」、関連計画と連携・補完しながら、重要文化財である中島家住宅の保護を適切に行うこととする。

なお、本計画の位置付けは図表1に示す通りである。



図表1 中島家住宅保存活用計画の位置付け

図表 2 国指定重要文化財 中島家住宅保存活用計画策定委員会 委員一覧

【委員】 ◎会長、○副会長

氏名	所属	分野
◎森山 沾一	福岡県立大学 顧問 田川まるごと博物館 館長	公共社会学
○段上 達雄	別府大学 教授（学長補佐） 文化庁 文化審議会専門委員 福岡県文化財保護審議会専門委員	民俗学
長野 覺	元駒澤大学 教授 英彦山調査指導委員	歴史地理学
河上 信行	一級建築士 福岡県文化財保護審議会専門委員 英彦山調査指導委員	建築学
城戸 康利	太宰府市 教育委員会 文化財課 副課長	行政機関
赤司 善彦	福岡県 教育庁 文化財保護課 課長	行政機関
赤星 健太郎	福岡県 建築都市部 都市計画課 課長	行政機関
長江 亮	国土交通省 九州地方整備局 建政部 都市・住宅整備課 課長	行政機関
藤田 季弘	教育長	添田町
杉本 幸男	英彦山行政区代表者	地元代表
高千穂 秀敏	英彦山神宮宮司	地元代表
廣澤 健太	町二行政区代表者	地元代表
金森 幸雄	町三行政区代表者	地元代表

【事務局】

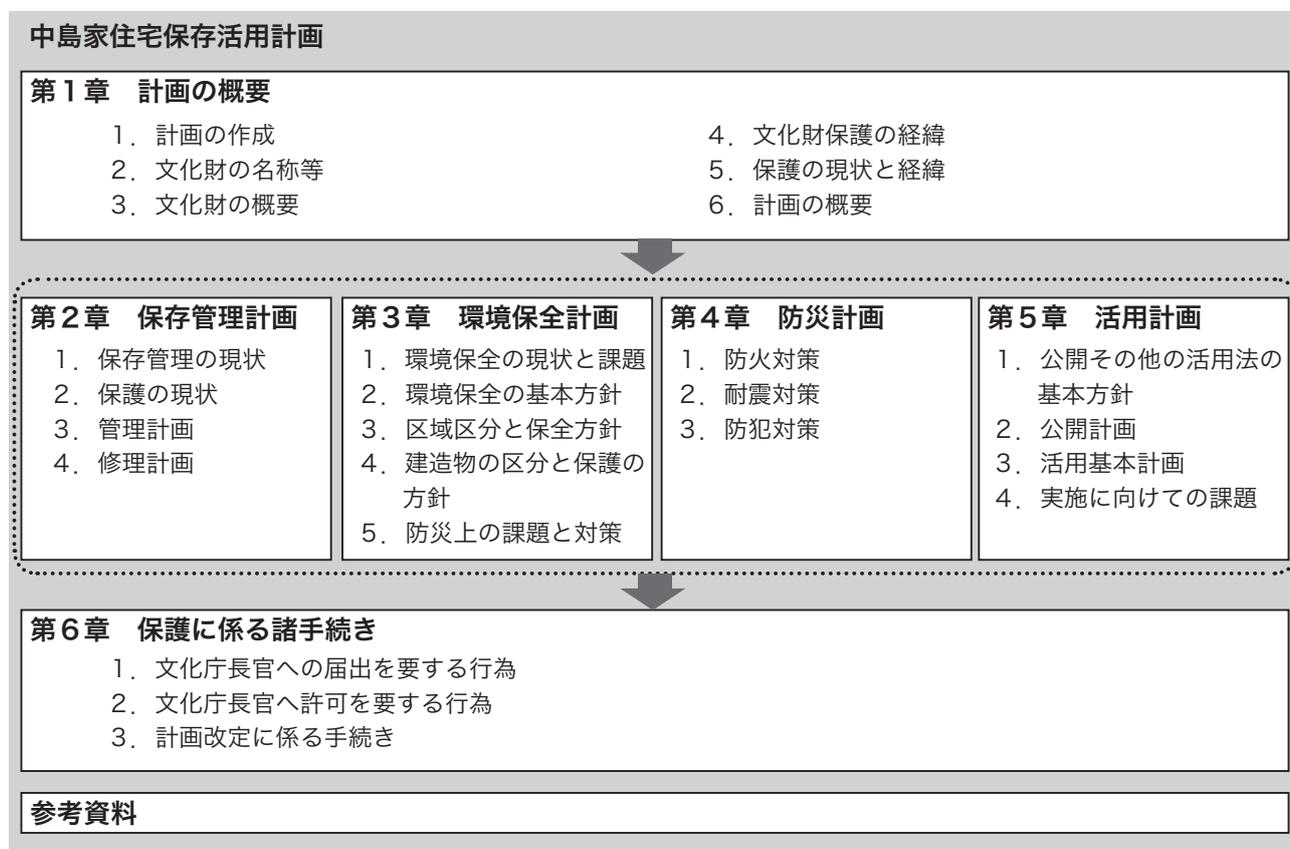
添田町まちづくり課		
氏名	所属	備考
中村 次生	まちづくり課長	
岩本教之	課長補佐	
野添 満	文化財係長	
西山 紘二	主事	
宮崎 恒徳	主事	

【計画策定業務委託先】

株式会社 都市環境研究所		
氏名	所属	備考
赤松 悟	取締役九州事務所所長	
関 宏光	研究員	
木村 直樹	研究員	

## (6) 計画の構成

本計画では、文化財の現状や計画全体の目標・方針等を示す第1章、個々の観点から計画を定める第2章～第5章、文化財建造物の保護の諸手続きを示す第6章、参考資料として全体を構成した。  
(図表3)



図表3 中島家住宅保存活用計画の構成

## 2. 文化財の名称等

### (1) 重要文化財（建造物）の名称

#### 1) 名称及び員数

中島家住宅（福岡県田川郡添田町） 3棟

主屋、醤油蔵、酒蔵

附・中門1棟、塀

#### 2) 指定年月日

昭和52年1月28日

#### 3) 所在地

福岡県田川郡添田町大字添田1860番地

### (2) 建造物の構造及び形式

#### 1) 構造形式

##### ア 主屋

土蔵造、桁行18.978m、梁間11.1979m（南面）、梁間10.052m（北面）、一部二階、切妻造段違、正面及び北側面下屋付、棧瓦葺、平入り、西面

#### イ 醤油蔵

土蔵造、桁行 12.821 m、梁間 6.454 m、切妻造、棧瓦葺

#### ウ 酒蔵

土蔵造、桁行 8.136 m、梁間 5.878 m（西面）、梁間 7.909 m（東面）切妻造、棧瓦葺

#### エ 中門

腕木門、切妻造、棧瓦葺、南方長さ 3.624 m、北方折曲り延長 26.479 m

#### オ 塀

屋根塀、棧瓦葺

### 2) 規模

主屋：平面積 一階 211.07 m<sup>2</sup>、二階 116.92 m<sup>2</sup>

醤油蔵：平面積 82.75 m<sup>2</sup>

酒蔵：平面積 58.40 m<sup>2</sup>

中門、塀：総延長 30.10 m、軒面積 5.35 m<sup>2</sup>

### (3) 所有者等の氏名及び住所

所有者：添田町

所在地：福岡県田川郡添田町大字添田 2151

## 3. 文化財の概要

### (1) 文化財の構成

#### 1) 文化財を構成する物件（重要文化財）

主屋、醤油蔵、酒蔵の3棟、附中門1棟、塀2棟

#### 2) 一体となって価値を形成する物件

中島家が住宅として利用していた文化財を構成する物件（主屋、醤油蔵、酒蔵等）と共に、庭園（主庭、中庭）を含む屋敷地全体 3,910.73 m<sup>2</sup>

#### 【地番】

1860 番地 1、1714 番 3（重要文化財建造物占有地）

1714 番 4、1715 番、1716 番、1856 番 1、1856 番 2、1857 番、1858 番、1859 番、1860 番 2

合計 11 筆

主庭は敷地の主屋の東側に位置し、構成要素は水路、池、築山、石塔、石組、樹木がある。

中庭は主屋の北東に位置し、構成要素は水路、池、石造の反橋、石塔、石組、樹木がある。



主屋



醤油蔵



酒蔵



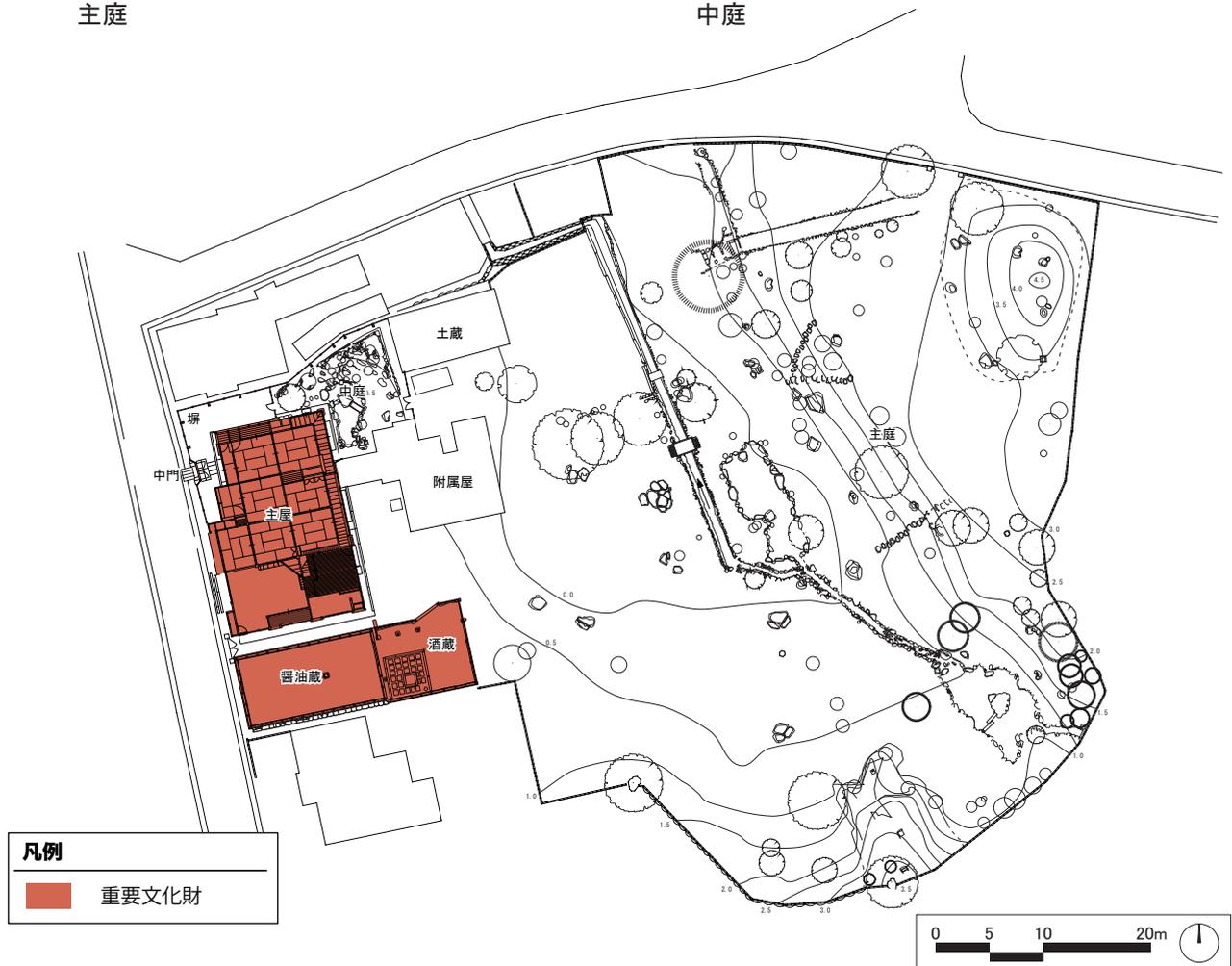
中門・塀



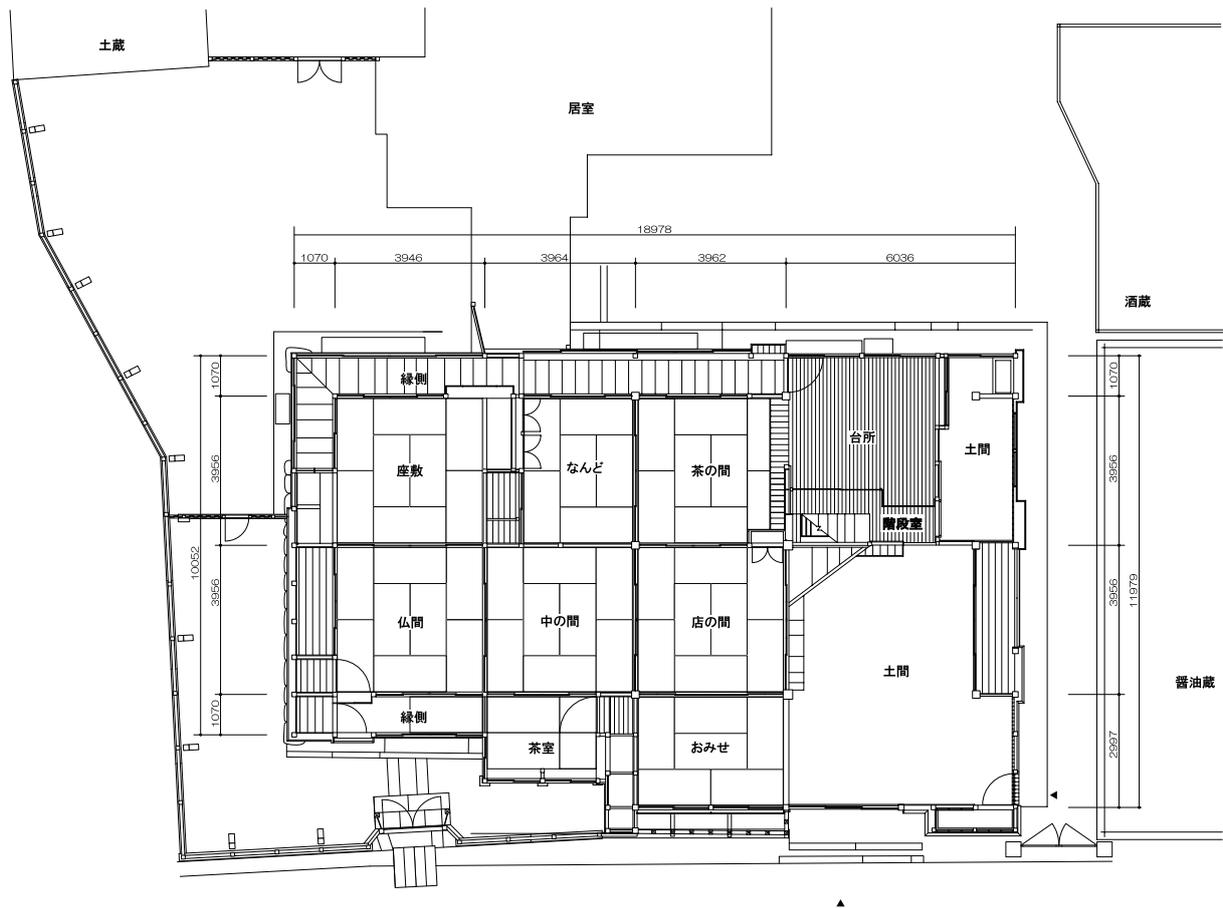
主庭



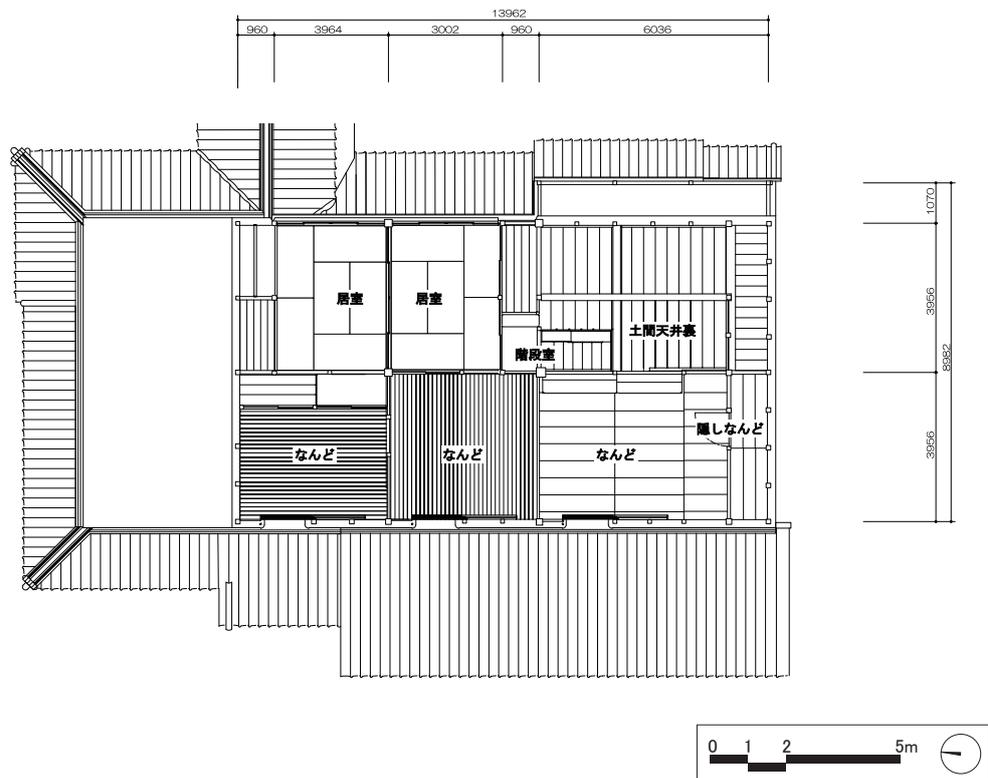
中庭



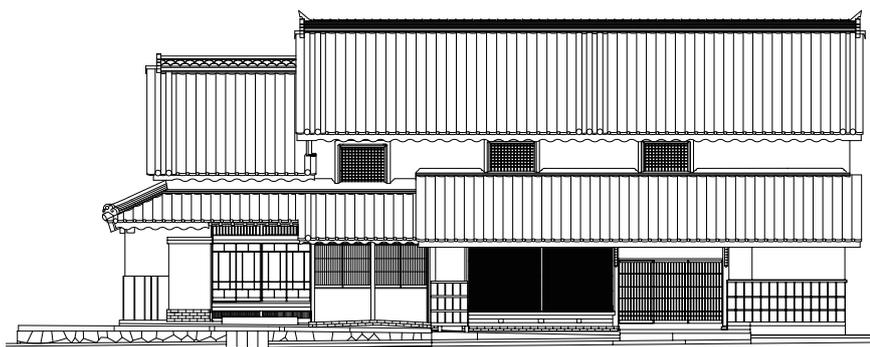
図表 4 中島家住宅重要文化財建造物の位置



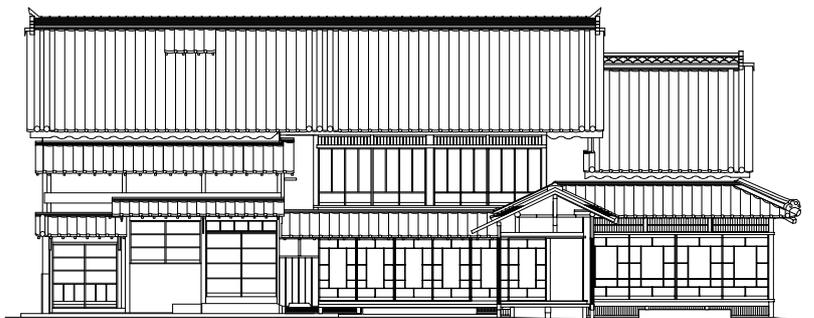
図表 5 中島家住宅主屋一階平面図



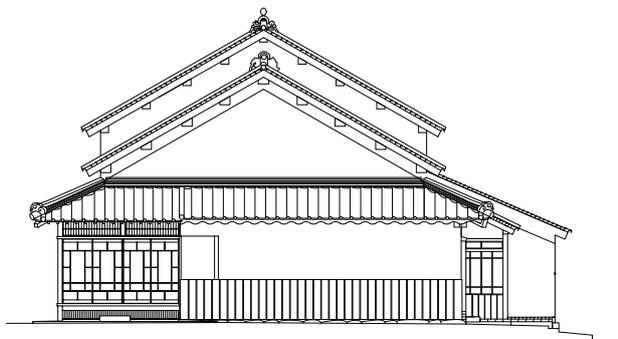
図表 6 中島家住宅主屋二階平面図



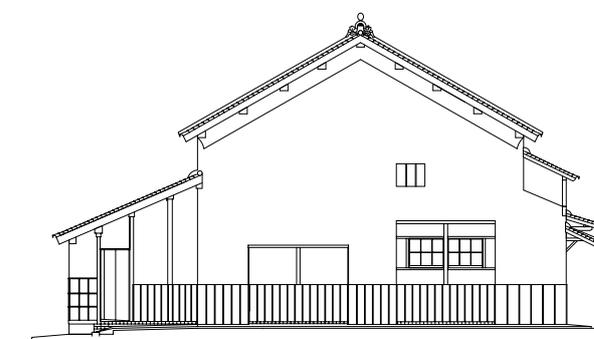
図表 7 中島家住宅主屋西側立面図



図表 8 中島家住宅主屋東側立面図

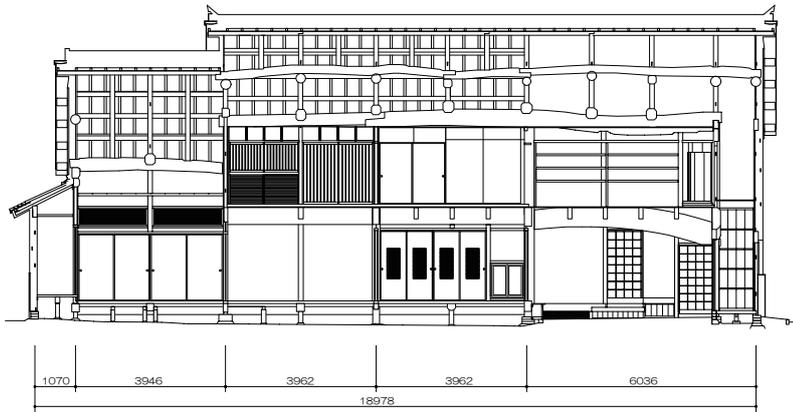


図表 9 中島家住宅主屋北側立面図



図表 10 中島家住宅主屋南側立面図

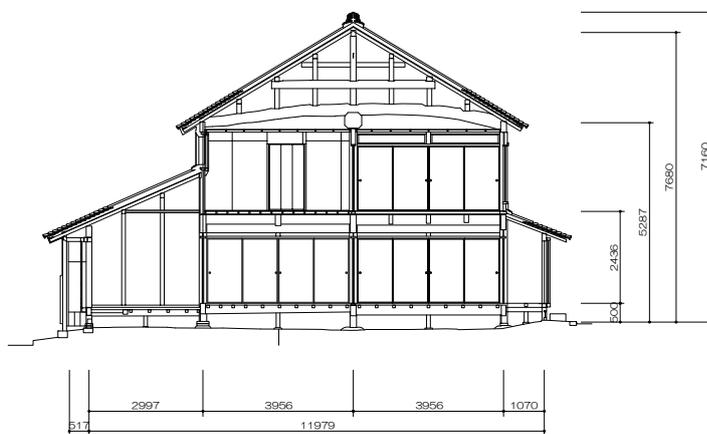




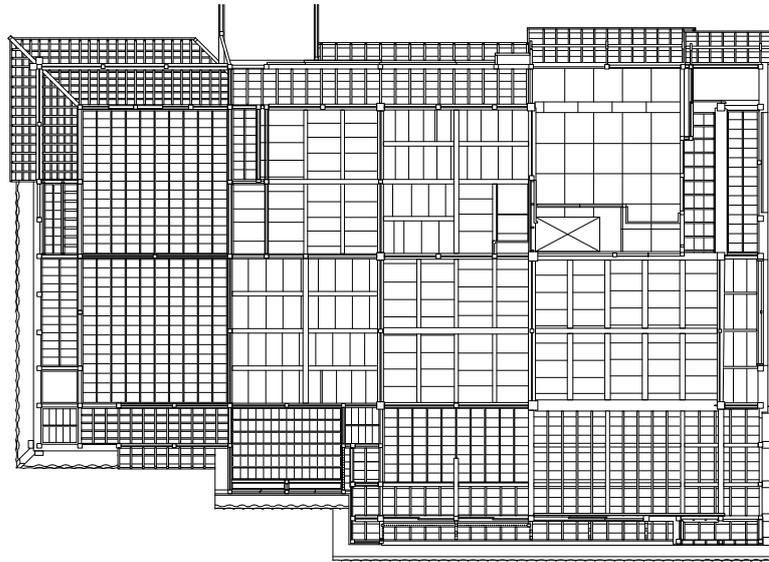
図表 11 中島家住宅主屋桁行断面図



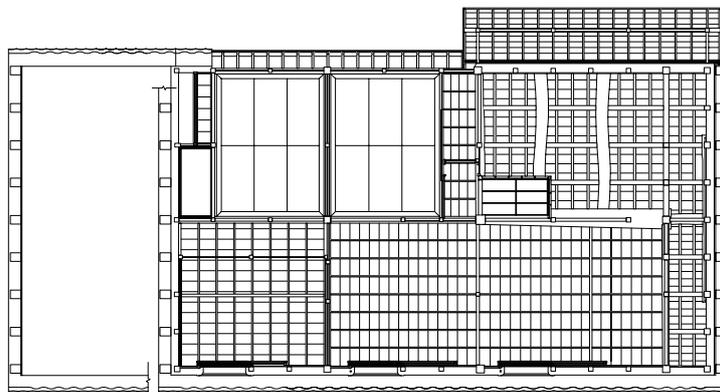
図表 12 中島家住宅主屋梁間断面図「座敷部分」



図表 13 中島家住宅主屋梁間断面図「土間部分」

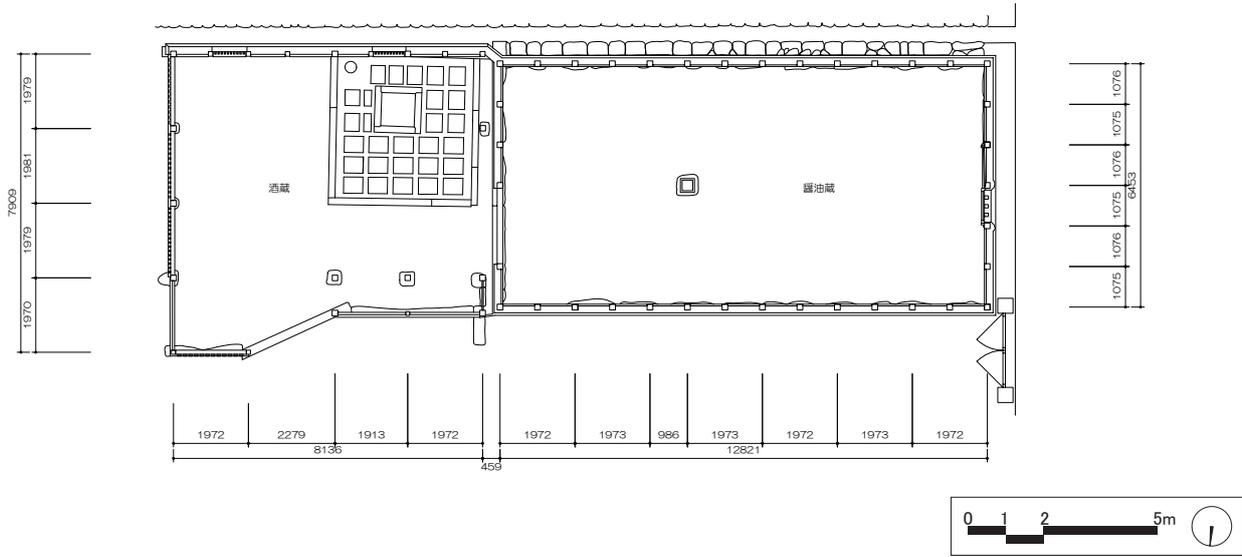


図表 14 中島家住宅主屋 1階見上げ図

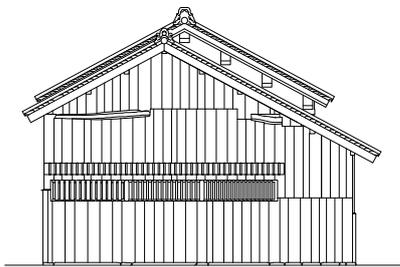


図表 15 中島家住宅主屋 2階見上げ図

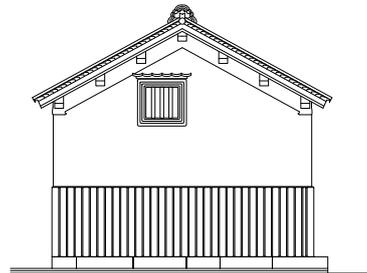




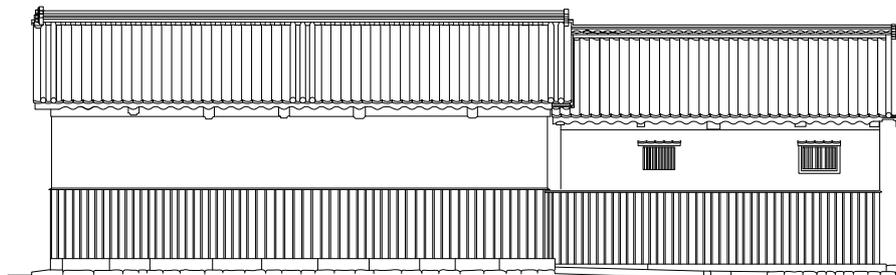
図表 16 中島家住宅蔵平面図



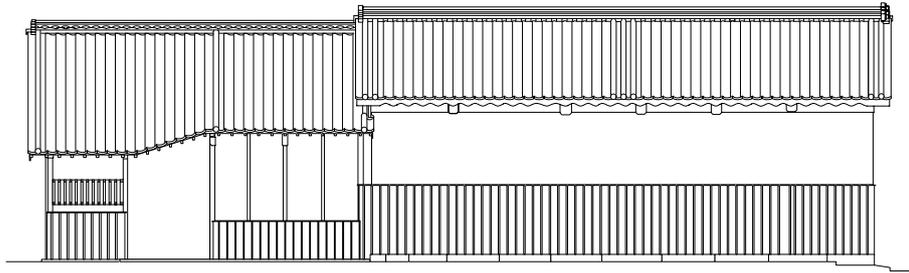
図表 17 中島家住宅酒蔵東側立面図



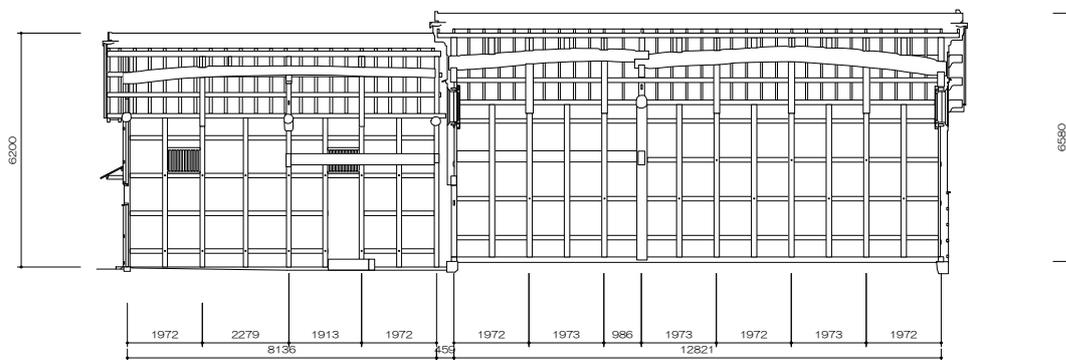
図表 18 中島家住宅醤油蔵西側立面図



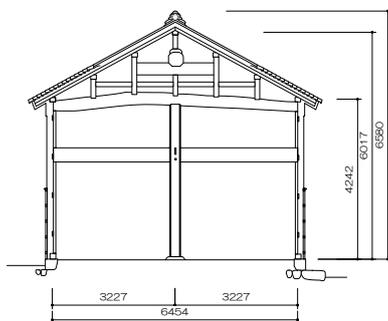
図表 19 中島家住宅醤油蔵、酒蔵南側立面図



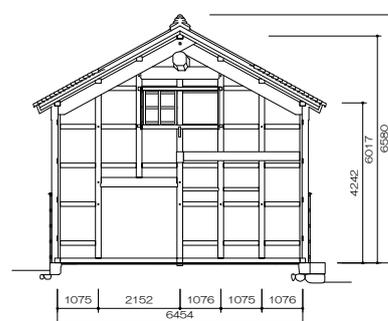
図表 20 中島家住宅醤油蔵、酒蔵北側立面図



図表 21 中島家住宅醤油蔵、酒蔵桁行断面図

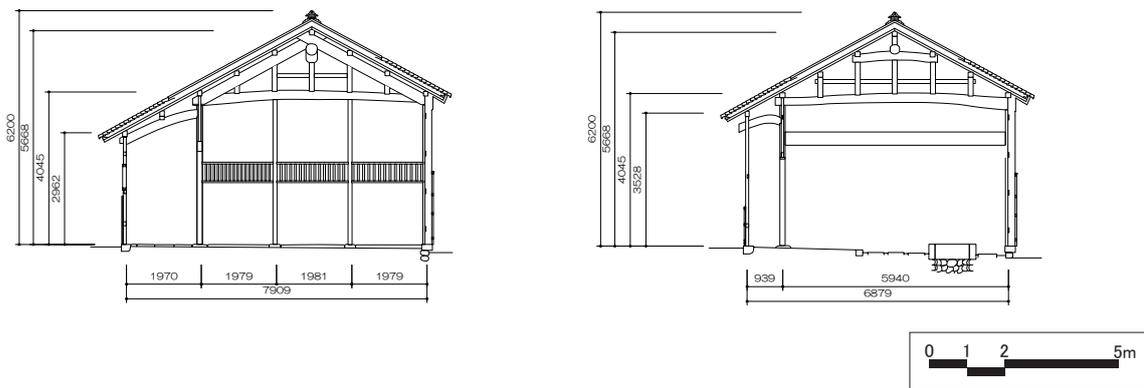


図表 22 中島家住宅醤油蔵梁間断面図（東側）



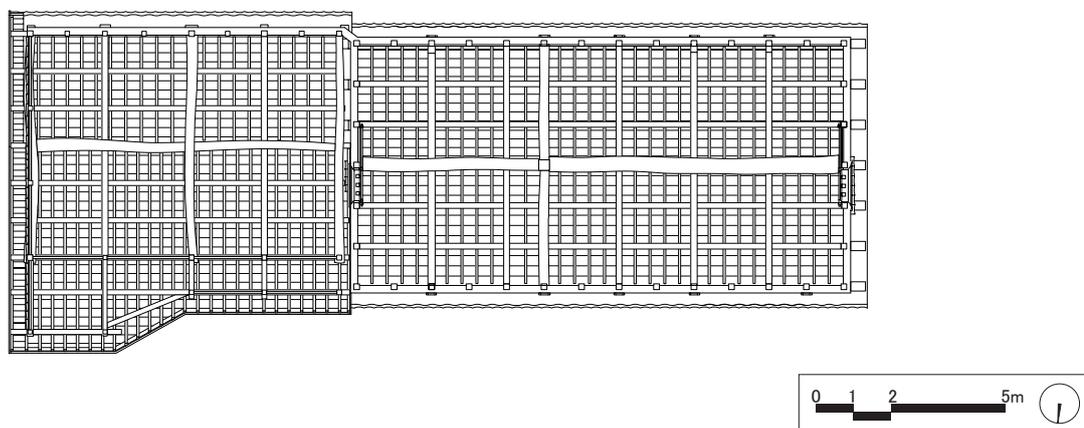
図表 23 中島家住宅醤油蔵梁間断面図（西側）



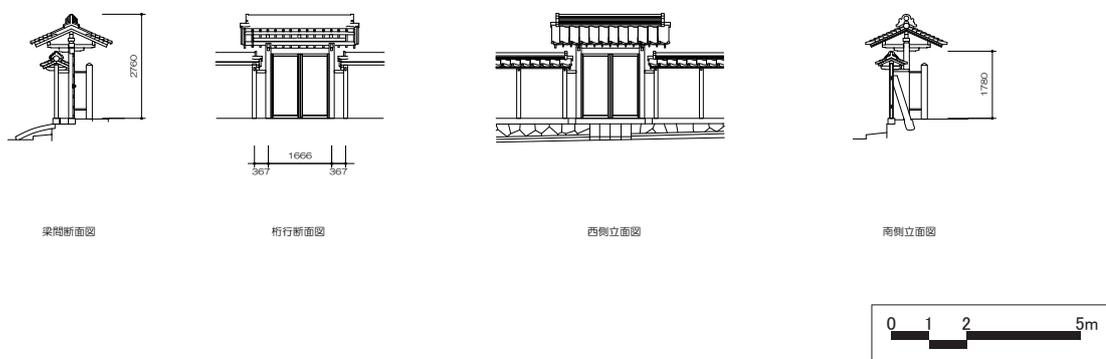


図表 24 中島家住宅酒蔵梁間断面図（東側）

図表 25 中島家住宅酒蔵梁間断面図（西側）



図表 26 中島家住宅醤油蔵、酒蔵見上げ図



図表 27 中島家住宅中門、塀立面図、断面図

## (2) 文化財の概要

### 1) 立地環境

中島家住宅は、福岡県の東南端、田川郡の最南端に位置する添田町内の北側、小倉から英彦山に至る旧街道の宿場町添田に位置する（図表 28）。



図表 28 中島家住宅の位置

### 2) 創立沿革

中島家住宅は、屋号を「和多屋」と称する商家で、江戸時代にははぜろうの製造で財を成し、名字帯刀を許された中島家の町家建築である。

中島家の由緒起源は位牌・墓石と菩提寺である法光寺の所蔵する過去帳から推し量ることができる。ただし、位牌の古い年号のものは明治時代に書き直したもので、墓石は墓を改葬整理しているので江戸時代以前の墓石は残っていない。また、法光寺も安政 2（1855）年に火災にあっているため一部の過去帳が失われており、不明確な部分もある。

年号の一番古いものは「惣助」という人物で、寛政 2（1790）年の位牌がある。江戸時代の中島家は「はぜろう」の製造を営んでいた。小倉藩では「はぜろう」生産が延宝年間より始まり、宝暦・安永頃に重要な産業となった。新たに製造業を興したり、他からの転業者が増加し、藩内には「はぜろう」製造業者が林立した。

文久元（1861）年に没した「<sup>すけじろう</sup>助治郎」という人の半生の概略が法光寺過去帳に掲載されており、それによると中島家はこの人物の数代前から商いを起業していたことが分かり、「惣助」の代には既に商売をしていたことがわかる。

江戸時代の中島家は、「助次（治）郎」を襲名していたようで、文化 7（1810）年に没した初代「助次郎」、天保 6（1835）年に没した二代「助次郎」、前述の文久元年に没した三代「助治郎」に続く。先に触れた過去帳の記事によると、三代助次郎の代に富を蓄え、「苗字帯刀」の商家として「中島」を名乗ったことが分かる。普請も盛んに行われ、広大な敷地を得て、「綿屋」を屋号で呼ばれた。

明治時代には「通作」が継ぎ、久留米の作庭家「<sup>ひがししんどう</sup>東森堂」の手になる築山庭園を作庭している。最後の当主であった「<sup>たけしろう</sup>猛四郎」は大正 10（1921）年に継承している。「通作」「猛四郎」両名とも「添田町議会」に選出されており、添田町の名家として昭和の代まで存続した。その後、継承者なく、平成 25（2013）年に添田町が敷地、建物を公有化し、現在に至っている。

### 3) 施設の性格

主屋は安政6(1859)年には建築されていたと考えられる切妻平入一部二階土蔵造の町家であり、中島家家人の占有住宅及び店舗である。酒蔵、醤油蔵はともに切妻土蔵造の蔵であり、酒蔵は明治初年から大正年頃まで営んでいた酒造業のための蔵、醤油蔵は酒造業の後に営んでいた醤油醸造業のための蔵である。

### 4) 主な改造時期とその内容

#### ア 主屋

建築年代は明らかではないが、大屋根鬼瓦により安政6(1859)年のへら書きが発見されたことから、この頃には建築されていたものと考えられる。『重要文化財中島家住宅保存修理工事報告書』によると、この鬼瓦の面には中島家の屋号である「綿」の文字が刻まれており、大きさやひれの勾配などが建物と合っているため他の建物から転用されたものではないと考察されている。



昭和30(1955)年頃の中島家住宅周辺

建築されてから現在までに修理改造を受けており、時代に応じて平面構成も変更されている。大きな改造修理は、昭和32(1957)年の鉱害復旧事業、昭和57(1982)年度～昭和59(1984)年度の文化庁補助による保存修理事業があり、軸部の改造は概ねこれら改造修理を踏まえ、図表29に示す通り3つに大別される。ここでは、『重要文化財中島家住宅保存修理工事報告書』を元に、建築されてから昭和57(1982)年度～昭和59(1984)年度の文化庁補助による保存修理事業前までの主な改造の痕跡を図表29、図表30に整理する。

昭和32(1957)年の鉱害復旧工事では、鉱害による地盤沈下に対応するため、礎石上に煉瓦やコンクリートブロックを積み、不陸を調整されている。

#### イ 醤油蔵

建築年代は、所有者が所蔵していた棟木に打ち付けてあったという祈祷札、及び登梁の合掌部込栓の墨書より、天保13(1842)年と明らかになっている。

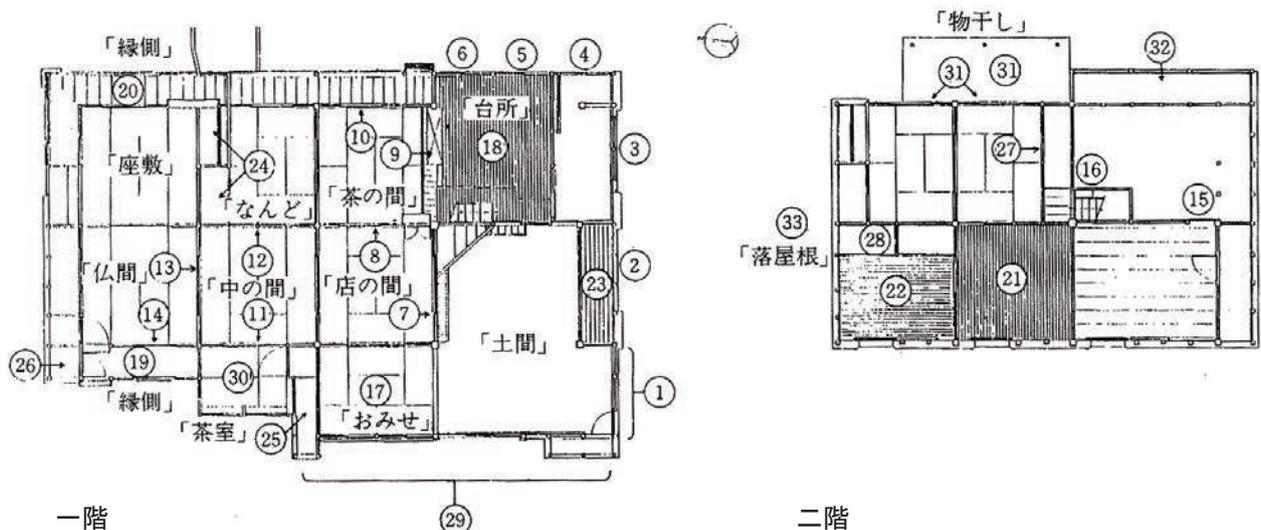
昭和32(1957)年の鉱害復旧工事では、鉱害に伴う地盤沈下により基礎に不陸が生じていたため、この不陸調整のために煉瓦を積み、それらに合わせて内部土間・建物周囲に盛土がなされていた。これにより、柱の足元が埋められ木部を腐朽させていたことから、昭和57(1982)年度～昭和59(1984)年度の文化庁補助による保存修理事業により、煉瓦積みを撤去し、不陸を修整し、土間叩きが実施された。

#### ウ 酒蔵

建築年代は明らかとなっていない。しかし、醤油蔵との取り付きに現在のものとは別の痕が残っていることから、少なくとも二回目以降の建築によるものとされる。現在の資料では、①建物の部材はほとんど転用材で洋釘止めであること、②かつての所有者の話に拠ると、以前はもっと東へ延びていたものを、昭和32(1957)年の鉱害復旧工事で現在の姿にしたとされ、昭和初期頃に敷地内に残されていた数棟の土蔵はほとんどを解体したということが分かっている。このことから、『重要文化財中島家住宅保存修理工事報告書』によると、昭和初期に解体した土蔵の部材を転用して建てられたものと考察されている。

図表 29 主屋の後世改変箇所の一覧（表内の数字は図表 28 の数字と対応）

修理改造の年代	修理改造の主な箇所	
明治まで	間仕切り関係	⑦一階、店の間の南面間仕切り ⑧一階、店の間の東面間仕切り ⑪一階、中の間の西面間仕切り ⑮二階、南側なんどの東面片引き板戸
	床廻り・物入れ関係	⑳一階、土間の南面物入れ（*明治～昭和 57 年まで）
明治 32 年の鉱害復旧工事前まで	床廻り・物入れ関係	⑱一階、台所床廻り（*明治 32 年～昭和 57 年まで） ⑳一階、座敷東側の縁側床廻り ㉕一階、おみせと茶の間の間の物入れ・棚（*明治 32 年～昭和 57 年まで） ㉖一階、仏間西側の縁側北面物入れ（*明治 32 年～昭和 57 年まで）
	外観	⑳一階、茶室 ㉑二階、居室の東側物干し（ベランダ） ㉒二階、土間天井裏の東側下屋
鉱害復旧工事から昭和 57 年度～昭和 59 年度の文化庁補助による保存修理事業前まで	間仕切り関係	①一階、土間南側の真壁、片開き板戸 ②一階、土間南側の真壁 ③一階、土間南側の真壁及び嵌め殺し窓 ④一階、土間東側の背面出入口 ⑤一階、台所の東側窓 ⑥一階、台所の東側出入口 ⑨一階、茶の間の南面間仕切り ⑫一階、中の間の東面真壁 ⑬一階、中の間の北面垂壁（仏間の南面垂壁） ⑯二階、階段室の上り口
	床廻り・物入れ関係	⑰一階、おみせの床廻り ⑲一階、仏間西側の縁側床廻り ㉑・㉒二階、なんど床廻り ㉔一階、なんど北面物入れ
不明	間仕切り関係	⑩一階、茶の間の東面間仕切り ⑭一階、仏間の西面嵌め殺し欄間
	床廻り・物入れ関係	㉗二階、階段室の東面物入れ ㉘二階、北側なんどの東面物入れ
	外観	㉙一階、土間の西側下屋正面構え ㉚一階、座敷及び仏間上部の落屋根



図表 30 主屋後世改変箇所の位置

【出典：重要文化財中島家住宅保存修理工事報告書】

醤油蔵と同様、昭和 32（1957）年の鉦害復旧工事において煉瓦による不陸調整が実施され、その後の文化庁補助による保存修理事業により、煉瓦積みを撤去し、不陸を修整し、土間叩きが実施された。

## エ 中門

建築年代は、すべて洋釘止めであること、また建具が蝶番吊りで、門柱と控柱をつないでいる鉄棒のナットが八角であるなど工法が新しいことから、『重要文化財中島家住宅保存修理工事報告書』によると、大正以降に建築されたものと考察されている。

## オ 塀

建築年代は、旧街道沿いの塀は洋釘止めになっていることから中門と同時期、東方の末端の一部残存している塀は和釘が使用されていることから、他の部分より古く当初と考えられる。昭和 57（1982）年度～昭和 59（1984）年度の文化庁補助による保存修理事業の着手時、東方へ延びている塀は大半が崩壊し末端部が一部残っている状態であった。

### （3）文化財の価値

中島家は小倉から英彦山に至る街道の宿場町添田にある商号で、屋号を「和多屋」といい、はぜろうの製造や酒造業を営んでいたという。屋敷地は南北に通る旧街道の東側にあつて、主屋は西面し、その南側に醤油蔵と酒蔵が矩折りに連なる。建築年代は明らかではないが、主屋は 19 世紀前半、蔵はそれより少し古いかと思われる。

主屋は土蔵造、一部二階、切妻造段違、棧瓦葺で、桁行 18.9m、梁間は南方五間が 12.1m、北方四間半は 10.0m である。南寄り三間を土間とするが、現在は後方に台所を設けている。床上部は土間沿いに三室が縦に並び、その上手には四室が整形に配されている。一番上手の前側は仏間で、北面に一間半の仏壇、前面に縁を設ける。その後ろ側は座敷で、床、棚、書院を設け、矩折りに縁を廻すが、棚は床脇になく、斜の向かいにある。中央の前面には茶室が後設されているが、もとは仏間と同じ半間巾の縁であったと思われる。土間沿いの一番前側「おみせ」は床が一番低い。天井は座敷、仏間と「おみせ」の大半に竿縁天井を張り、「おみせ」前端と土間の前寄りを化粧屋根裏とするほかは、成の高い大引を見せた天井としている。この大引天井の上には二階が設けられ、六室に区画されている。

醤油蔵は土蔵造、桁行 12.8m、梁間 6.3m、切妻造、棧瓦葺で、中ほどに一箇所柱を立てて二重梁を入れるほかは登梁組としている。酒蔵は醤油蔵の東に続いて建つもので、桁行 8.1m、梁間 5.8m、切妻造、棧瓦葺、梁組はほぼ醤油蔵と同じである。

入母屋造、妻入の多い福岡県下の町家のなかにあつて、この住宅は切妻造、平入りで、間口が広く、農家に近い平面をもつ。良質で保存がよく、蔵や門、塀など付属屋も残っており、屋敷構えが残されている。

また、主屋の東に面して東森堂（1870～1950）の手になる大正期頃の広大な主庭が控える。自然景観を取り込む借景を得意とした森堂らしく、「岩石山」を背景に築山庭園が置かれ、上級の屋敷構えが文化財の価値を更に高めている。

## 4. 文化財保護の経緯

### (1) 保存事業履歴

昭和52年に重要文化財に指定されて以降、昭和57(1982)年度～昭和59(1984)年度にかけて文化庁・県教育委員会、添田町教育委員会の指導・補助を受けながら、保存修理事業並びに防災施設工事を実施している他、適宜小修理を実施している。

昭和の保存修理事業では、屋根の老朽化による雨漏り、床組み・柱下部の蟻害、鉋害による不同沈下、柱の傾斜が目立ち、壁の破損が著しくなってきたため、昭和56(1981)年に管理費補助を受けて屋根・壁の応急処置を行ったものの、本格的な修理の必要性に迫られ実施している。なお、住居として利用していた当時の所有者の希望等もあり、主屋は解体せずに現状に基づき保存修理が実施、醤油蔵及び酒蔵は解体とともに痕跡調査が実施され、痕跡に基づく保存修理が実施されている。

#### 1) 主屋

図表 31 主屋の主な修理事業の経緯

年	主な内容
昭和57年度～ 昭和59年度	屋根葺替え及び部分修理(周囲雨落ち・土間の補修、柱下端の飼物・柱根継、床組の取り換え・補強、棟木・桁・母屋の継木・矧木、端垂木のすべて取り換え、野地板の一部取り換え、化粧軒の一部取り換え・含浸強化剤の塗布、登梁・化粧垂木のエポキシ樹脂による補修、化粧野地板をほとんど取り換え 等)
	自動火災報知設備設置
平成21年頃	座敷の雨漏りの小修理
平成23年頃	畳替え
適宜	漆喰壁の小修理

#### 2) 醤油蔵、酒蔵

図表 32 醤油蔵、酒蔵の主な修理事業の経緯

年	主な内容
昭和57年度～ 昭和59年度	解体修理(基礎煉瓦積みの撤去・礎石の不陸・通りの修正、基礎石下にコンクリートを飼い込み補強、排水路の整備、桁・棟木・母屋の継木・矧木・取り換え、垂木の取り換え・継木、野地板の一部取り換え、小屋梁の含浸強化剤の塗布、登梁の矧木・継木、排水路の整備、土間の盛土部分の矧ぎ取り・叩き直し 等)
	自動火災報知設備設置

#### 3) 中門

図表 33 中門の主な修理事業の経緯

年	主な内容
昭和57年度～ 昭和59年度	解体修理(排水口の設置、延石の据え直し、柱の矧木・エポキシ樹脂と木片で埋木、茅負・広小舞の取り換え・埋木、野地板・目板の取り換え 等)
	自動火災報知設備設置

#### 4) 塀

図表 34 塀の主な修理事業の経歴

年	主な内容
昭和 57 年度～ 昭和 59 年度	解体修理（排水口の設置、延石の据え直し、柱の一部根継・取り換え、雇太柄の埋め込み、東方欠失部分の復旧、北方棟木の取り換え、桁の一部取り換え、野地板のすべて取り換え 等）

#### (2) 活用履歴

平成 25（2013）年に添田町が土地・建物を取得するまでは住居として利用されており、添田町が取得してからは町が管理を行い、見学会等のイベントや地区協議会の場として活用している。

## 5. 保護の現状と経緯

#### (1) 保存の現状と課題

中島家住宅は、昭和 57（1982）年度～昭和 59（1984）年度にかけて実施された保存修理事業では根本的な修理が行われなかったため、不同沈下が起きた状態のまま今日に至っており、基礎部の煉瓦積の劣化の進行や柱の傾斜、経年劣化による土壁の崩落や雨漏り等への早急な対応が求められる。

また、昭和の保存修理事業では主屋の痕跡調査が未実施のため、古文書や古絵図、古写真等の史資料調査も含め、建造物等の歴史や価値に係る調査研究が求められる。

中島家住宅においては、平成 25（2013）年に添田町が土地・建物を取得後、町職員により施錠や定期的な清掃、建造物の欠損、損傷の発見等に保存管理に努めているものの、細やかな保存管理を行える体制の構築が求められる。



基礎部の煉瓦積の劣化



柱の傾斜による鴨居の抜け



水の吸い上げによる壁の崩落



破風の欠損

## (2) 活用の現状と課題

重要文化財に指定された建造物は、建立から平成 25（2013）年に添田町が土地・建物を取得するまでは中島家の住居として占有し、一部公開してきたが、添田町が取得後は見学会等のイベントや地区協議の場として活用が図られている。

添田町は歴史まちづくり法に基づく添田町歴史的風致維持向上計画を策定し、平成 26（2014）年 6 月 26 日に認定を受けた。この中で中島家住宅の一般公開へ向けた方針が打ち出され、保存活用計画の策定や建造物修理や活用事業が位置付けられ、本計画の策定がなされる場所である。

一般公開においては、重要文化財に指定されている建造物の損傷が進行しているため、耐震などの安全性が確保されていないこと、日常的に草刈等の環境保全は行っていたものの、住宅として利用されていた庭園等を含む屋敷地全体の水利管理、排水などの環境が整っていないこと、来訪者や地域住民が訪れる際の駐車場やトイレ等の便益施設がないこと、活用する上での現地の管理体制が整っていないことが課題となっている。

## 6. 計画の概要

### (1) 計画区域

計画区域は、中島家が住宅として使用していた重要文化財である主屋、醤油蔵、酒蔵とともに、庭園等を含む屋敷地全体とする（図表 35）。

### (2) 計画の目的

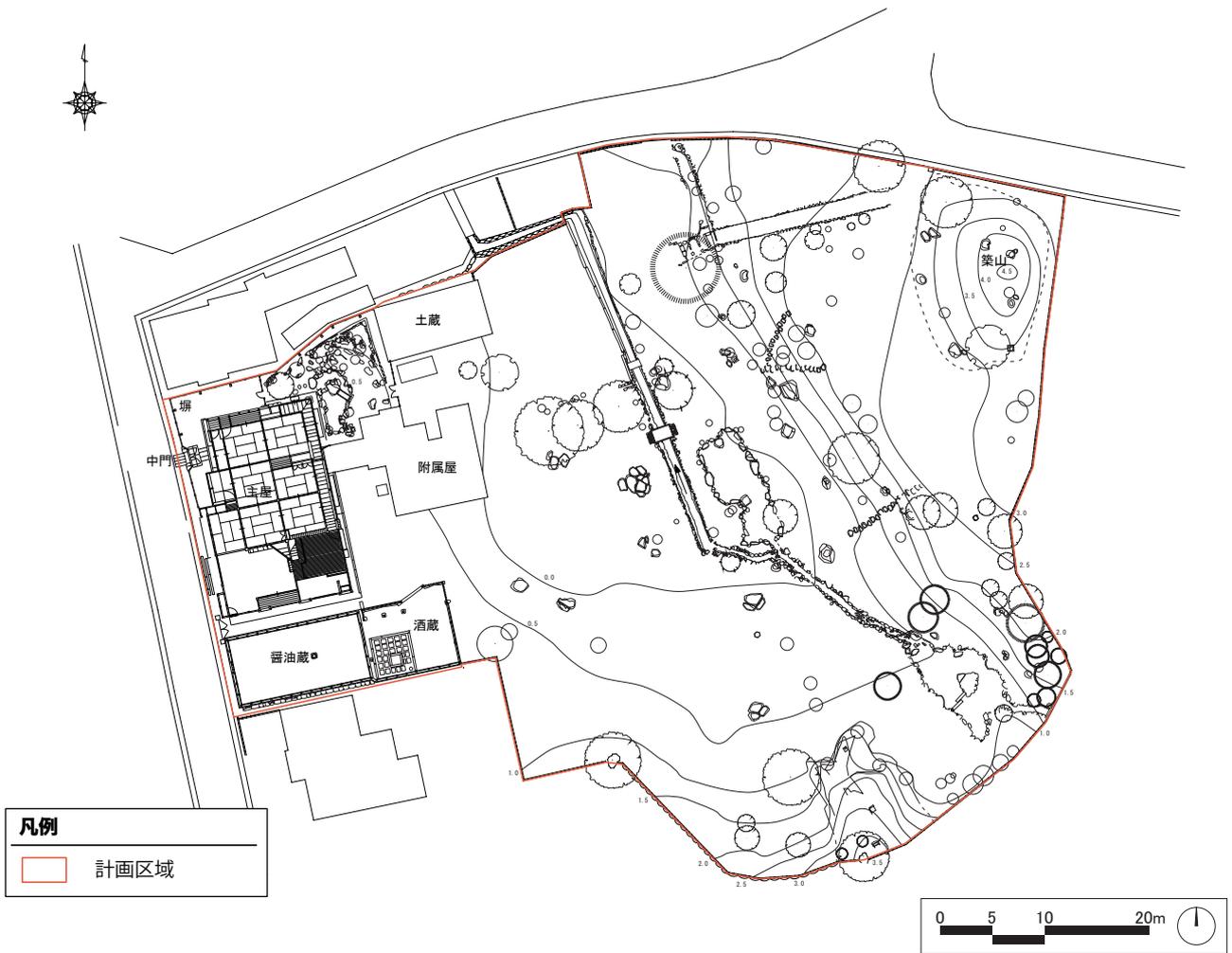
本計画は、重要文化財に指定されている中島家住宅主屋及び醤油蔵、酒蔵、附指定となっている中門及び塀を堅実に保存するとともに、庭園を含めた屋敷構えを保全・公開することで地域の歴史・文化を発信し、地域交流の場として活用することを目的とする。

### (3) 基本方針・計画の概要

重要文化財建造物を堅実に保存することで文化財としての価値を保存するとともに、往時から継承されている未指定建造物や庭園を含む屋敷地全体の景観を保全することで、中島家住宅の価値を維持・向上させる。

中島家住宅は地域を核となる場であり、地域の交流施設としてその保存・活用を図ることで、地域コミュニティの維持・形成を図る。

添田本町の観光の核となる拠点施設として活用を図ることで、文化財としての価値や往時の歴史・文化を物語る価値を広く発信する。



図表 35 中島家住宅の保存活用計画区域

## 第2章 保存管理計画

本章では、重要文化財に指定されている主屋及び醬油蔵、酒蔵、附指定の中門、塀の堅実な保存管理をするために、保存すべき部分・部位を特定するとともに、その部分・部位の適切な管理、今後の修理方針を定める。

### 1. 保存管理の現状

#### (1) 保存状況

重要文化財に指定された建造物は、建立後数多くの改修・修理が行われてきた。昭和32(1957)年の鉦害復旧工事では、鉦害による地盤沈下に対応するため、礎石上に煉瓦やコンクリートブロックを積み不陸を調整した。また、昭和57(1982)年度～昭和59(1984)年度にかけて主屋の屋根葺替や部分修理、醬油蔵等の解体修理が行われたものの、各建造物において以下のような破損が見られる。

#### 1) 主屋

礎石は過去の改修・修理事業でも根本的な修理・調整が行われておらず、不同沈下がおきた状態のままとなり、西面道路側の煉瓦積は劣化が進行し、崩壊が始まっている。

柱の傾斜に伴い、仏間座敷境の鴨居や長押が抜けている。壁の散り切れを起こしている。東面廊下の床板に乱れがある。

下屋の天井、壁には雨染みやカビの痕が残る。指物に蟻害が残る。仏間の襖が破れている。

南面の附属棟との接続部の雨仕舞が悪く、縁の床組を腐らせている。

外部漆喰壁にクラックが多数入り、樋からの溢れた雨水による雨染みも見られる。

#### 2) 醬油蔵

外部の漆喰壁にはクラックが見られ、北東隅と南面、東面破風部分は欠損しており、中塗りが露わになっている。破風部分は中塗りも風雨により浸食が進んでいる。

西面入口側の中塗り仕上げは、礎石から水の吸い上げにより崩壊している。内部南面壁面の一部には雨染みが見られ、屋根から雨漏りしている。

外部腰板には風食と割れ、一部欠損が見られる。

#### 3) 酒蔵

外部の漆喰壁にはクラックが見られ、礎石からの水の吸い上げにより荒壁が崩壊している。

西面の板壁には風食や割れが見られる。

柱には水の吸い上げによる雨染みが見られる。

#### 4) 中門

柱には水の吸い上げによる雨染みが見られる。

棟の紐漆喰は経年による割れや欠損が見られる。

#### 5) 塀

漆喰壁には雨染みが見られるとともに、一部の漆喰は剥がれ落ち、中塗りが露になっている。

屋根の一部の瓦が剥がれ落ち、棟の紐漆喰は経年により割れや欠損が見られる。

## (2) 管理状況

平成 25 (2013) 年に添田町が取得してからは、主屋や主庭の鉄扉等の施錠や主屋の清掃、庭園の除草などの日常的な維持管理に努めるとともに、主屋の畳替えや縁側の瓦修理、壁の補修などの定期的な維持管理に努めてきた。

また、地域住民の会合の場やイベントの場として活用する際は、添田町が施錠・解錠するとともに清掃を行い、その場に立ち合うことで、適切な管理に努めてきた。

## 2. 保護の方針

重要文化財建造物としての価値を堅実に保存するため、中島家住宅の各棟について部分・部位を設定し、部分・部位ごとに保護の方針を定める。なお、未指定建造物の保護の方針については、第 3 章環境保全計画で整理する。

【部分】文化財（建造物）の屋根、外装、各部屋を単位とする区分

【部位】部材等（室内の壁面、床面、天井面、窓及び窓枠等）を単位とする区分

### (1) 部分・部位の設定と保護の方針の基本的考え方

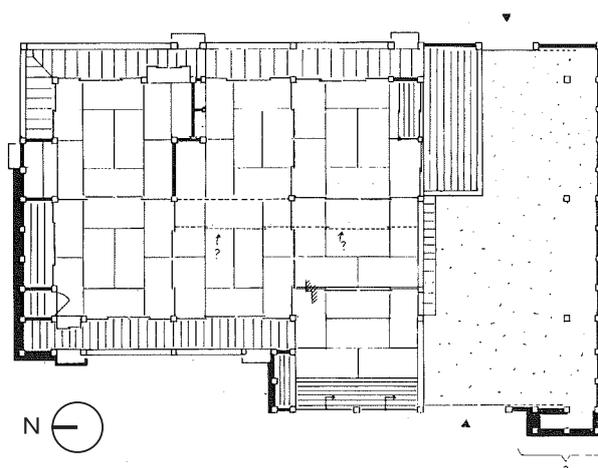
中島家住宅の主屋は、安政 6 (1859) 年には建築されていたと考えられている。昭和 57 (1982) 年度～昭和 59 (1984) 年度に保存修理事業が実施されたが、『重要文化財中島家住宅保存修理工事報告書』によると、当時の所有者の希望等により、主屋の復旧は行われずに現状通りの修理が行われたことが記され、現在も後世の増改築により文化財の価値が損なわれてる部分がある。

痕跡調査並びに復原考察、現状を踏まえると、重厚で個性的な差梁で支えられる南寄りを東西に通る三間幅の土間空間と茶室増築以前の整然とした間取りに中島家住宅の文化財の価値が見い出せることから、本計画では、『重要文化財中島家住宅保存修理工事報告書』で考

察されている明治頃平面の復原図（図表 36）を元に部分・部位を設定し、保護の方針を設定する。なお、昭和の保存修理事業では解体修理が実施されていないことから、今後の保存修理事業では、解体に伴い実施予定の痕跡調査の結果を踏まえ、必要に応じて部分・部位の変更を行うこととする。

醤油蔵は天保 13 (1842) 年の建築であり、昭和 57 (1982) 年度～昭和 59 (1984) 年度の保存修理事業で解体に伴う痕跡調査及び復原修理が実施されたことから、今後もこの姿の保護を基本とする。

酒蔵及び中門・塀は、現在のところ建築年代は特定できていないものの、明治より下った時代であると考えられている。部分・部位の設定にあたっては、昭和 57 (1982) 年度～昭和 59 (1984) 年度の保存修理事業で整備された姿を今後も保護することを基本とする。



図表 36 主屋の明治頃平面図

【出典：重要文化財中島家住宅保存修理工事報告書】

## (2) 部分の設定と保護の方針

### 1) 部分の区分

#### ア 保存部分

文化財としての価値を特に有し、厳密な保全が必要な部分。主屋及び醤油蔵においては明治期以前の部分。

#### イ 保全部分

建造物として維持及び保全することが必要な部分。主屋においては、大正期以降の増改築により文化財の価値が損なわれ、将来的に原状に復する又は撤去が必要な部分。

#### ウ その他部分

文化財の活用又は安全性向上のために改修等を行う部分。

### 2) 部分の設定

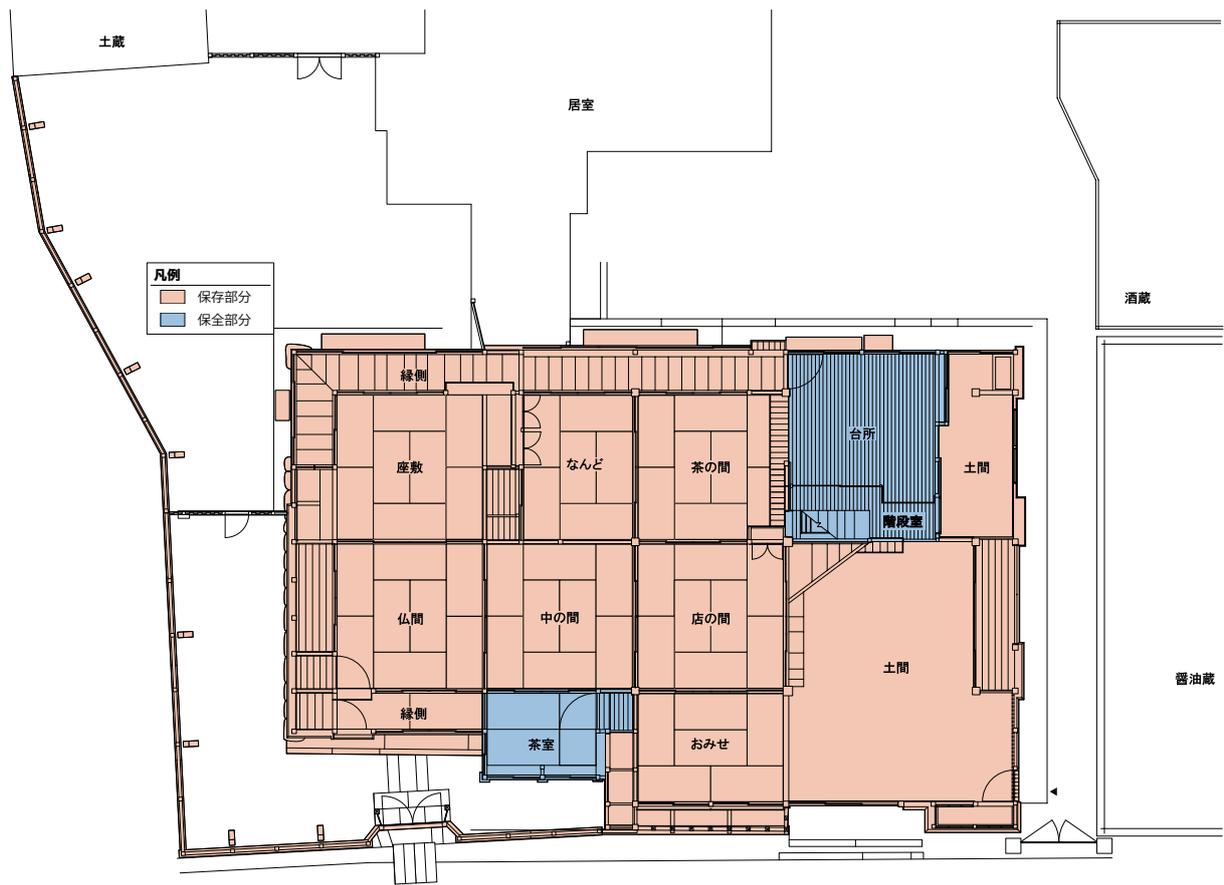
重要文化財について、1) で示す3つの区分に基づき以下に示す通り部分を設定する。詳細は図表 37～図表 49 に示す通りとする。

主 屋 : 保存部分、保全部分

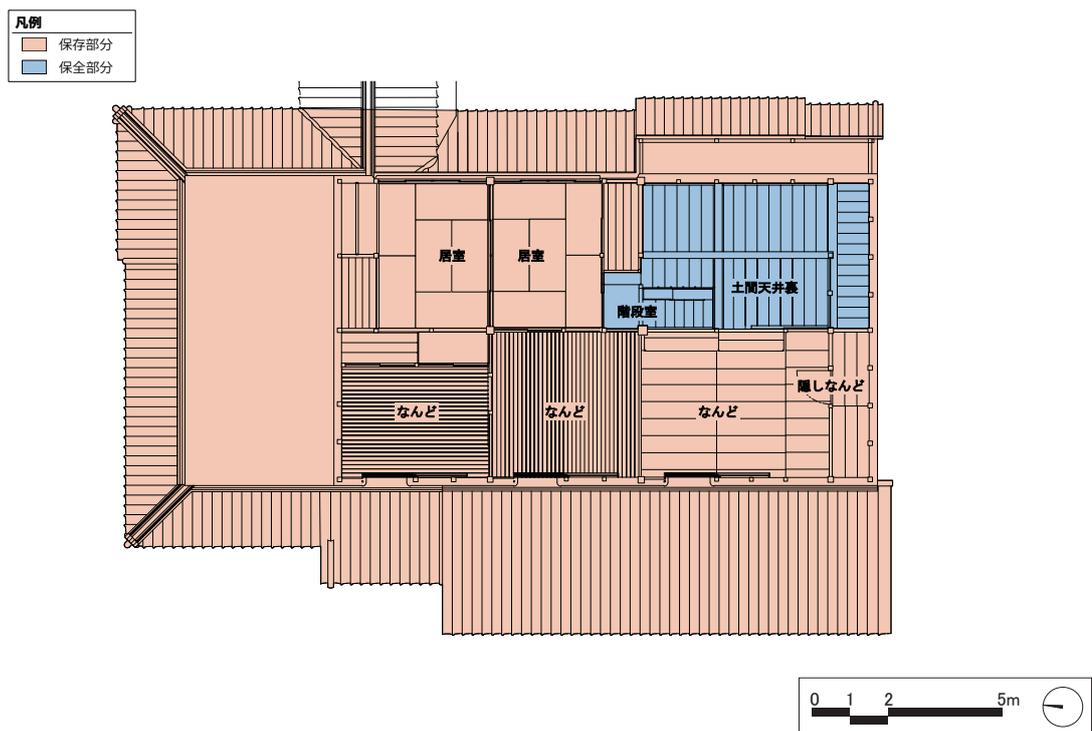
酒 蔵 : すべて保存部分

醤油蔵 : すべて保存部分

中門、塀 : すべて保存部分



図表 37 中島家住宅主屋一階平面 部分の設定



図表 38 中島家住宅主屋二階平面 部分の設定

凡例  
 保存部分  
 保全部分



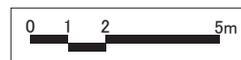
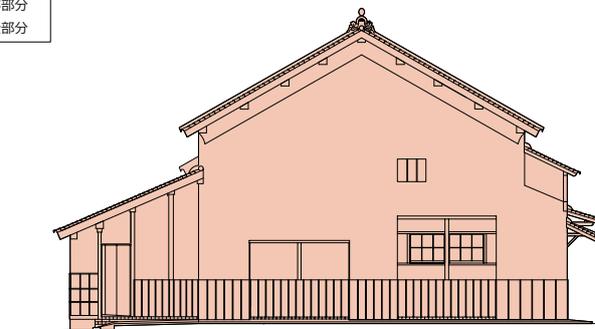
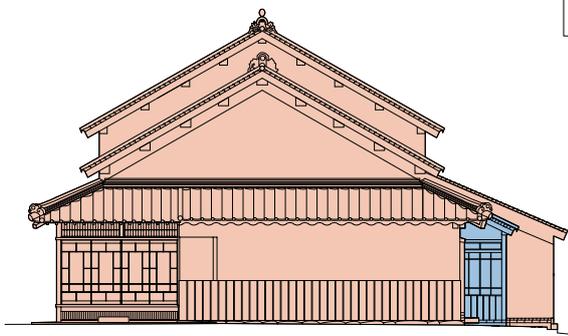
図表 39 中島家住宅主屋西側立面 部分の設定

凡例  
 保存部分  
 保全部分



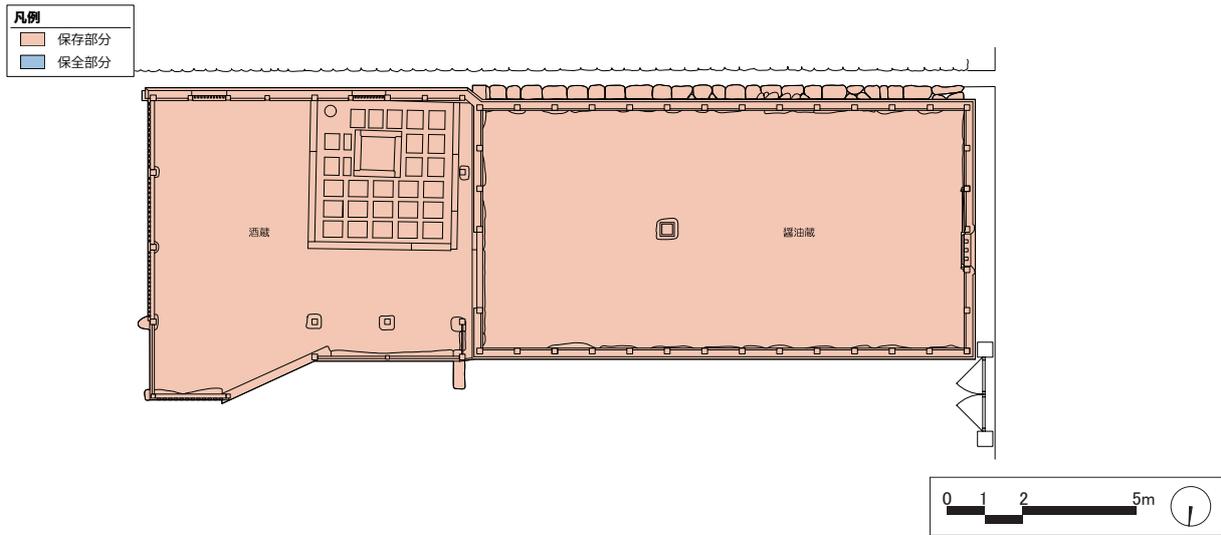
図表 40 中島家住宅主屋東側立面 部分の設定

凡例  
 保存部分  
 保全部分

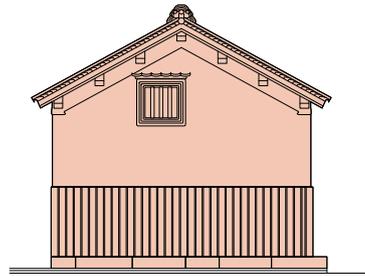
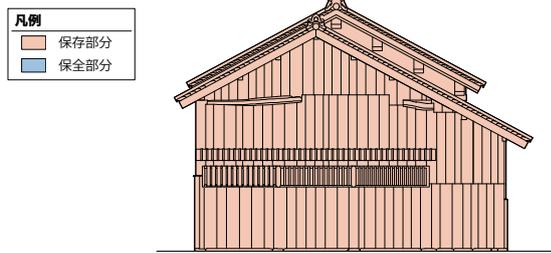


図表 41 中島家住宅主屋北側立面 部分の設定

図表 42 中島家住宅主屋南側立面 部分の設定

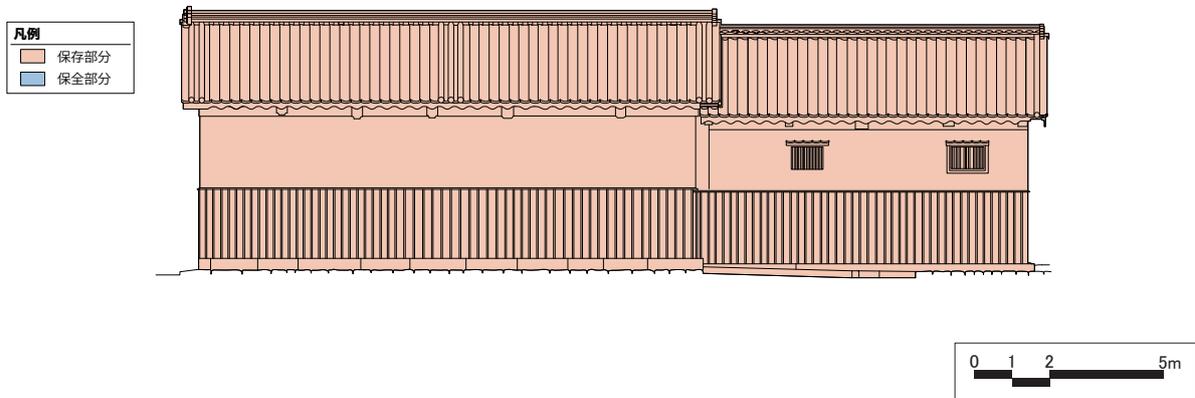


図表 43 中島家住宅蔵平面 部分の設定

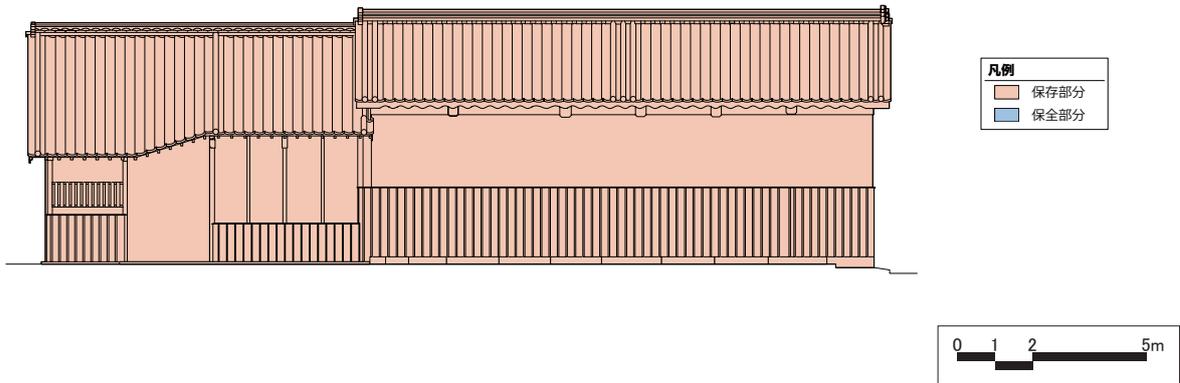


図表 44 中島家住宅酒蔵東側立面 部分の設定

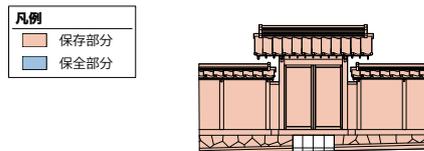
図表 45 中島家住宅醤油蔵西側立面 部分の設定



図表 46 中島家住宅醤油蔵、酒蔵南側立面 部分の設定



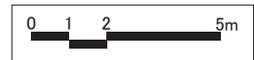
図表 47 中島家住宅醤油蔵、酒蔵北側立面 部分の設定



図表 48 中門、塀西側立面 部分の設定



図表 49 中門、塀南側立面 部分の設定



### (3) 部位の設定と保護の方針

#### 1) 部位の区分

##### ア 基準 1

- ・材料自体を保存する部位。主要な構造に係る材・明治期以前の部材等。

例：柱、梁、天井、建具

##### イ 基準 2

- ・材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位。定期的に材料の取り換え等を行う補修が必要な部位。

例：壁、畳、瓦

##### ウ 基準 3

- ・主たる形状及び色彩を保存する部位。材料の痕跡に基づき復原又は撤去が必要な部位。活用、補強等のため変更が可能な部位。

例：柱、梁、天井、建具

##### エ 基準 4

- ・意匠上の配慮を必要とする部位。

例：照明設備、消火設備、空調設備

##### オ 基準 5

- ・所有者等の自由裁量にゆだねられている部位。

例：説明版等のサイン

図表 50 部分に基づく部位の設定の考え方

部分	保存部分 文化財としての価値を特に有する部分 (主に基準 1、2、3)	保全部分 建物としての維持及び保全が必要とされる部分 (主に基準 2、3、4、5)
基準 1 材料自体を保存する部位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特殊な材料又は仕様である部位</li> <li>・主要な構造に係る材・明治期以前の部材等の部位</li> </ul>	
基準 2 材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位</li> <li>・定期的に材料の取り替え等を行う補修が必要な部位</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位</li> <li>・定期的に材料の取り替え等を行う補修が必要な部位</li> </ul>
基準 3 主たる形状及び色彩を保存する部位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保存部分との調和を目指し面的に広がる部位</li> <li>・材料の痕跡に基づき復原又は撤去が必要な部位</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保存部分との調和を目指し面的に広がる部位</li> <li>・材料の痕跡に基づき復原又は撤去が必要な部位</li> </ul>
基準 4 意匠上の配慮を必要とする部位		<ul style="list-style-type: none"> <li>・意匠上の配慮を必要とする部位</li> </ul>
基準 5 所有者等の自由裁量にゆだねられている部位		<ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者等の自由裁量にゆだねられている部位</li> </ul>

## 2) 部位の設定

重要文化財について、1) で示す5つの基準に基づき以下に示す通り部位を設定する。詳細は図表51～図表87に示す通りとする。

### ア 主屋

床面：基準1、基準2、基準3

壁面：基準1、基準2、基準3

天井：基準1、基準3

開口部建具：基準1、基準3

主要材：基準1、基準3

### イ 醤油蔵

床面：基準1

壁面：基準2

天井：基準1、基準2

開口部建具：基準2

主要材：基準1

### ウ 酒蔵

床面：基準1

壁面：基準2

天井：基準1、基準2

開口部建具：基準2

主要材：基準1

## 2) 外部

### ア 重要文化財指定建造物

基礎：基準1、基準3

主要材：基準1、基準3

壁面：基準2、基準3

屋根：基準2、基準3

開口部建具：基準1、基準3

### イ 中門、塀

基礎：基準1

主要材：基準1

壁面：基準2

屋根：基準2

開口部建具：基準1

図表 51 中島家住宅内部 部位の設定リスト (1/3)

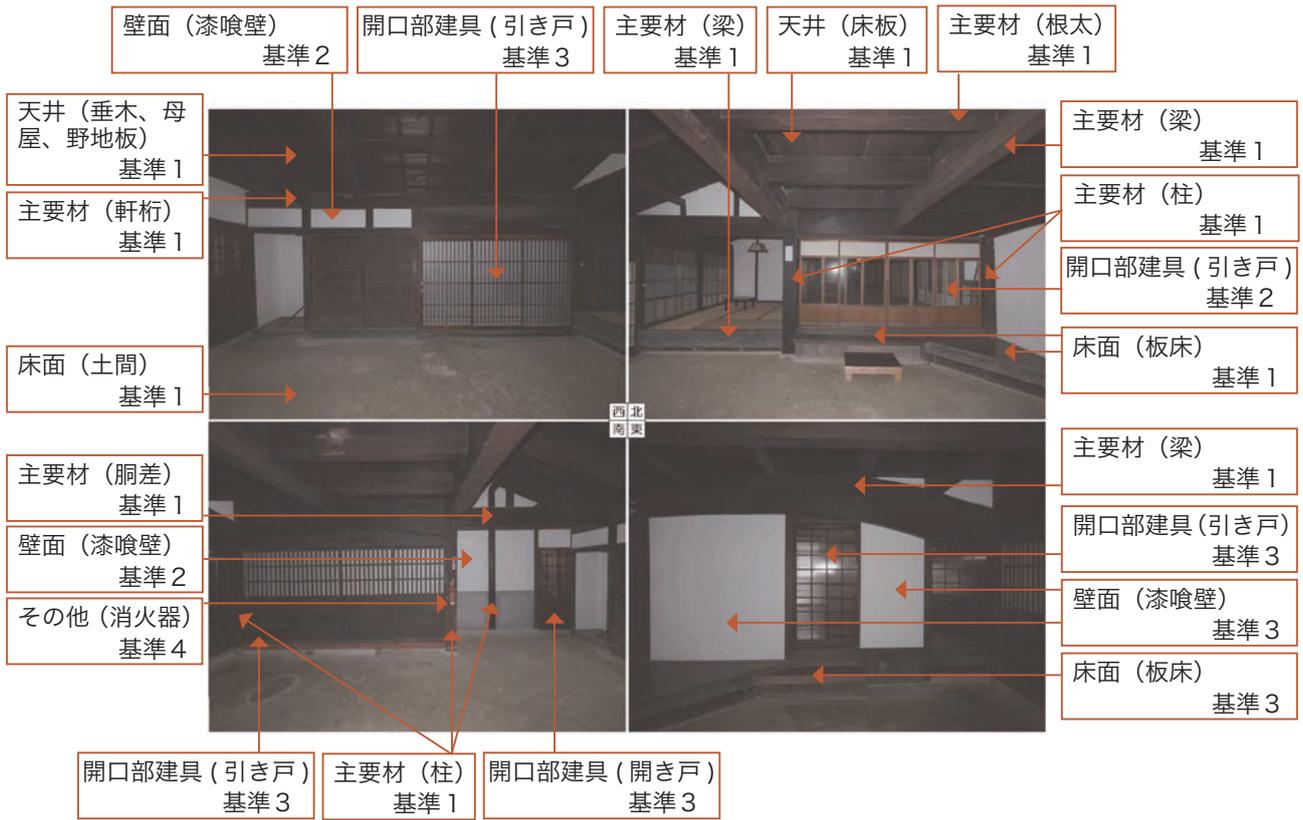
図表番号	部分	部位	基準	備考	
52	主屋 一階	土間 (西側)	床面	1、3	基準1：土間、板床、基準3：板床
			壁面	2、3	基準2、基準3：漆喰壁
			天井	1	—
			開口部建具	2、3	基準2、基準3：引き戸
			主要材	1	—
			その他	4	基準4：消火器
53	おみせ	床面	3	—	
		壁面	1、2、3	基準1：幕板、基準2：漆喰壁、基準3：漆喰壁	
		天井	1、3	—	
		開口部建具	1、3	基準1：長押、鴨居、基準3：引き戸	
		主要材	1	—	
		その他	4	基準4：照明	
54	店の間	床面	3	—	
		壁面	1、2	基準1：幕板、長押、鴨居、基準2：漆喰壁	
		天井	1	—	
		開口部建具	3	—	
		主要材	1	—	
		その他	3、4	基準3：物入れ、基準4：電気系設備	
55	中の間	床面	2	—	
		壁面	1、2、3	基準1：幕板、基準2：漆喰壁、基準3：漆喰壁、幕板	
		天井	1	—	
		開口部建具	3	—	
		主要材	1、3	基準1：柱、梁、根太、基準3：柱	
		その他	3	基準3：神棚	
56	茶室	床面	3	*明治頃の復原平面図では縁側	
		壁面	3	*明治頃の復原平面図では縁側	
		天井	3	*明治頃の復原平面図では縁側	
		開口部建具	3	*明治頃の復原平面図では縁側	
		主要材	1、3	基準1：柱、梁、根太、基準3：柱	
		その他	4	基準4：照明	
57	仏間	床面	2	—	
		壁面	2	—	
		天井	1	—	
		開口部建具	1、3	基準1：引き戸、欄間、書院、基準3：襖	
		主要材	1	—	
		その他	1、4	基準1：仏壇、基準4：照明	
58	縁側 (西側)	床面	2	—	
		壁面	2	—	
		天井	1	—	
		開口部建具	1、3	基準1：引き戸、欄間、基準3：開き戸	
		主要材	1	—	
		その他	4	—	
59	座敷	床面	2	—	
		壁面	2	—	
		天井	1	—	
		開口部建具	1、3	基準1：床棚、基準3：引き戸、床の間、書院	
		主要材	1	—	
		その他	4	—	
60	なんど	床面	2	—	
		壁面	1、2、3	基準1：幕板、基準2：漆喰壁、欄間、基準3：漆喰壁、幕板	
		天井	2	—	
		開口部建具	3	—	
		主要材	1	—	
		その他	3、4	基準3：階段室床、基準4：照明	

図表 51 中島家住宅内部 部位の設定リスト (2/3)

図表番号	部分	部位	基準	備考	
61	主屋 一階	茶の間	床面	2	—
			壁面	1、3	基準1：幕板、基準3：漆喰壁
			天井	1	—
			開口部建具	3	—
			主要材	1、3	基準1：柱、根太、基準3：柱
			その他	4	基準4：感知器、照明
62	台所	床面	3	*明治頃の復原平面図では土間	
		壁面	3	*明治頃の復原平面図では土間	
		天井	3	*明治頃の復原平面図では土間	
		開口部建具	3	*明治頃の復原平面図では土間	
		主要材	1	—	
		その他	3、4	基準3：台所、基準4：消火器、警報機	
63、64	縁側 (東側)	床面	1	—	
		壁面	2	—	
		天井	1	—	
		開口部建具	1	—	
		主要材	1	—	
		その他	—	—	
65	土間 (東側)	床面	1	—	
		壁面	2、3	基準2：漆喰壁、基準3：漆喰壁、板壁	
		天井	3	*明治頃の復原平面図では不明だが、当初の復原平面図では吹き抜け空間	
		開口部建具	3	—	
		主要材	1、3	基準1：柱、梁、基準3：柱、根太	
		その他	4	基準4：照明	
66	階段室	床面	3	*明治頃の復原平面図では土間	
		壁面	3	*明治頃の復原平面図では土間	
		天井	3	*明治頃の復原平面図では土間	
		開口部建具	3	*明治頃の復原平面図では土間	
		主要材	1	—	
		その他	4	基準4：消火器	
67	主屋 一階	北側 居間	床面	2	—
			壁面	2	—
			天井	3	—
			開口部建具	3	—
			主要材	1	—
			その他	4	基準4：照明、感知器
68	南側 居間	床面	2	—	
		壁面	2	—	
		天井	3	—	
		開口部建具	3	—	
		主要材	1	—	
		その他	4	基準4：照明	
69	北側 なんど	床面	1	—	
		壁面	3	—	
		天井	3	—	
		開口部建具	3	—	
		主要材	1	—	
		その他	—	—	
70	中央 なんど	床面	1	—	
		壁面	3	—	
		天井	3	—	
		開口部建具	3	—	
		主要材	1	—	
		その他	—	—	

図表 51 中島家住宅内部 部位の設定リスト (3/3)

図表番号	部分	部位	基準	備考	
71	主屋 一階	南側 なんど	床面	1	—
			壁面	2、3	基準2：土壁、基準3：板張り壁
			天井	3	—
			開口部建具	1、3	基準1：開き戸、引き戸、基準3：引き戸
			主要材 その他	1 —	— —
72	隠しな なんど	床面	1	—	
		壁面	2	—	
		天井	1	—	
		開口部建具	2	—	
		主要材 その他	1 —	— —	
73	土間 天井裏	床面	3	*明治頃の復原平面図では不明だが、当初の復原平面図では土間は吹き抜け	
		壁面	2、3	基準2：土壁、基準3：土壁（階段室）	
		天井	2	—	
		開口部建具	1	—	
		主要材 その他	1 —	— —	
74	階段室	床面	3	*解体に伴う調査未実施のため明治頃の復原平面図における階段室は不明	
		壁面	3	*解体に伴う調査未実施のため明治頃の復原平面図における階段室は不明	
		天井	3	*解体に伴う調査未実施のため明治頃の復原平面図における階段室は不明	
		開口部建具	3	*解体に伴う調査未実施のため明治頃の復原平面図における階段室は不明	
		主要材 その他	3 4	*解体に伴う調査未実施のため明治頃の復原平面図における階段室は不明 —	
75	酒蔵	床面	1	—	
		壁面	2	—	
		天井	1	—	
		開口部建具	1	—	
		主要材 その他	1 1、4	— 基準1：井戸、基準4：感知器	
76	醤油蔵	床面	1	—	
		壁面	2	—	
		天井	1	—	
		開口部建具	1	—	
		主要材 その他	1 4	— 基準4：感知器	



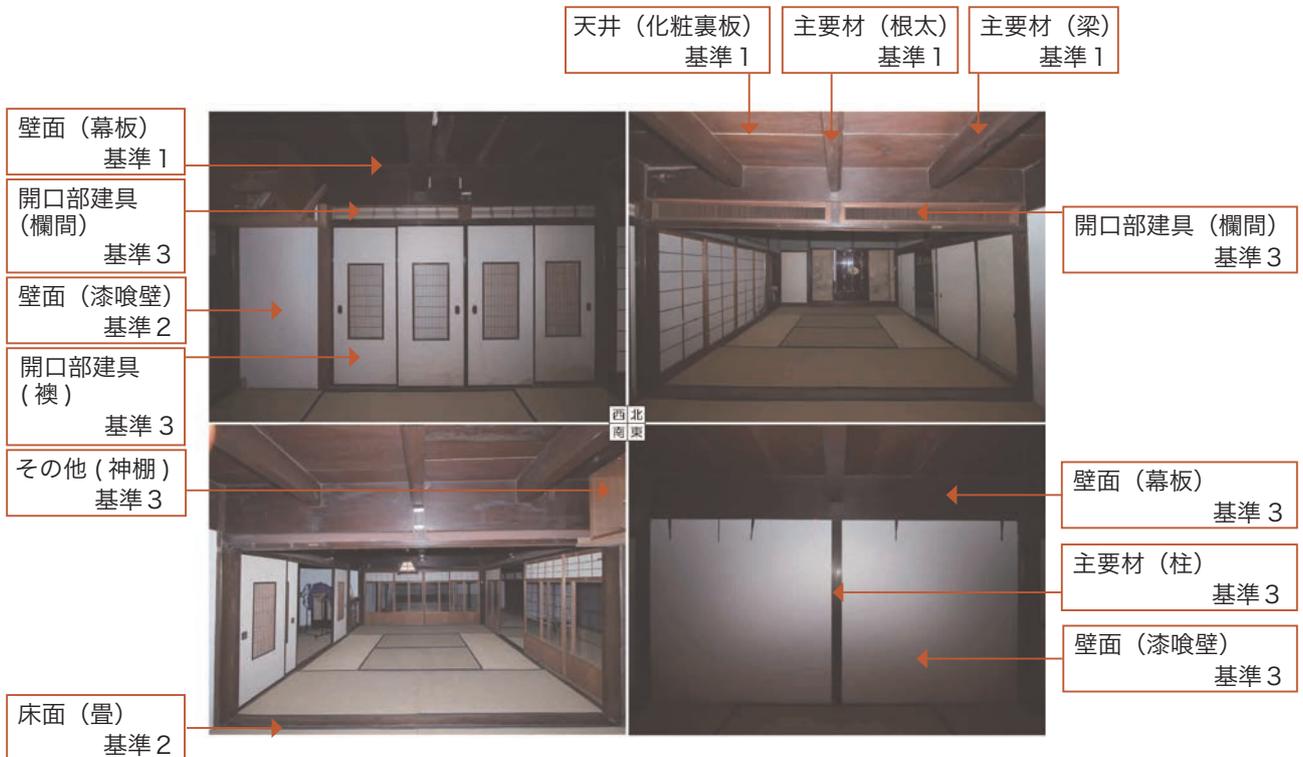
図表 52 主屋一階（西側土間） 部位の設定



図表 53 主屋一階（おみせ） 部位の設定



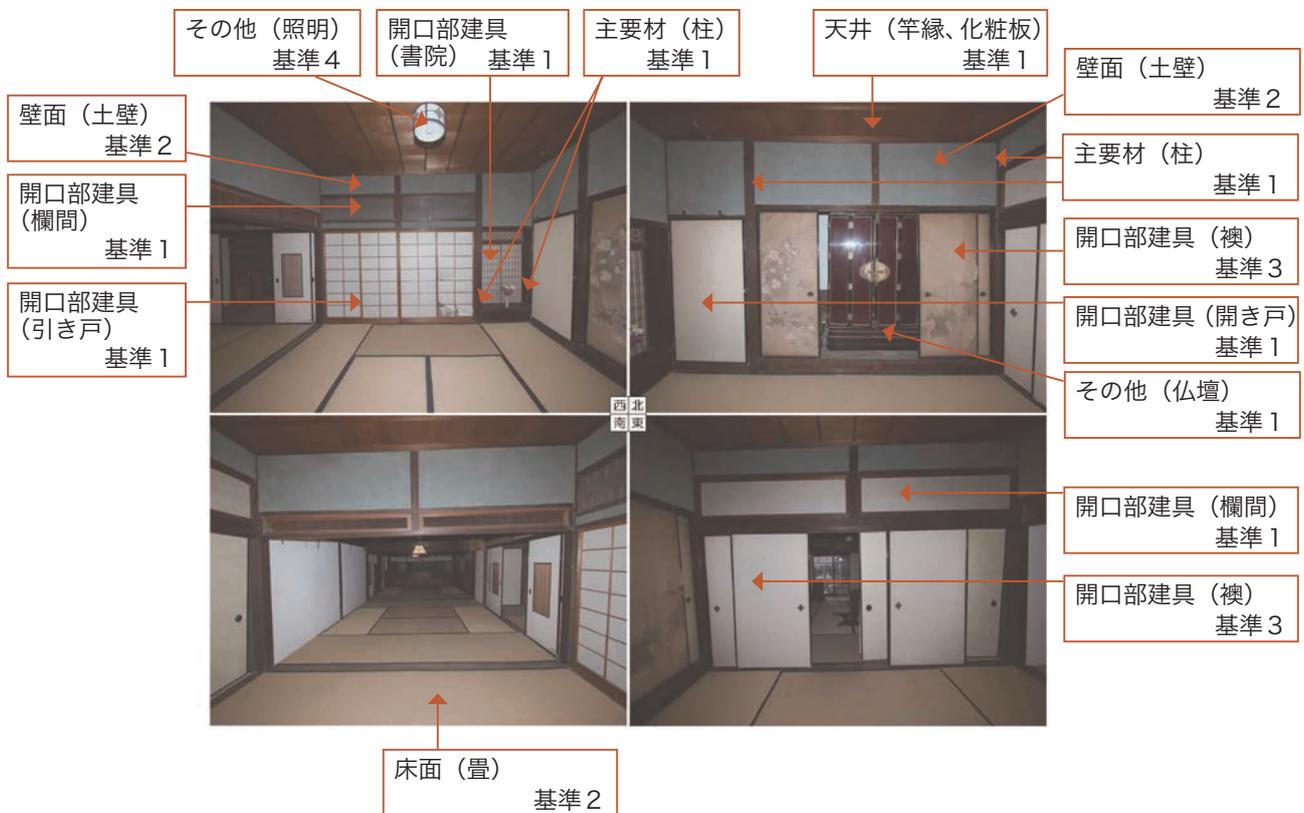
図表 54 主屋一階（店の間） 部位の設定



図表 55 主屋一階（中の間） 部位の設定



図表 56 主屋一階（茶室） 部位の設定



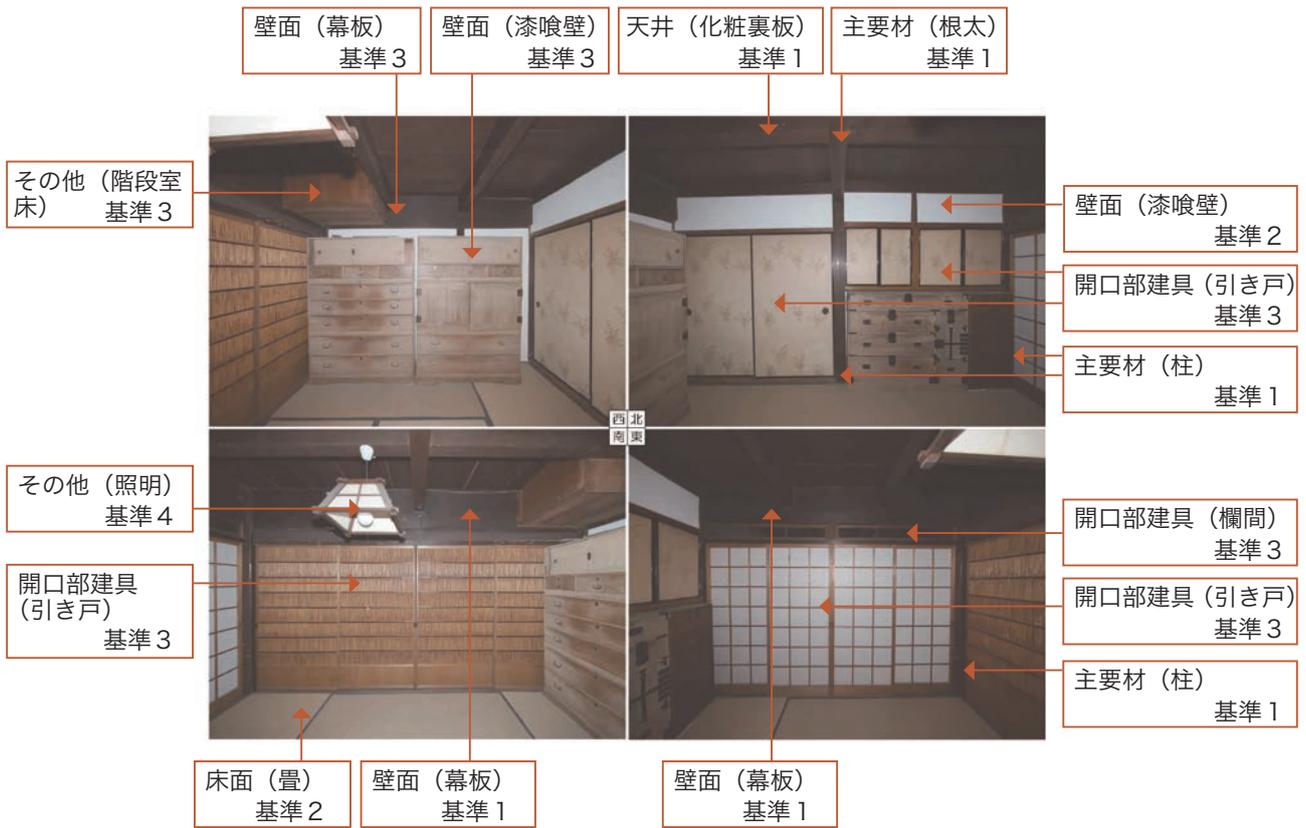
図表 57 主屋一階（仏間） 部位の設定



図表 58 主屋一階（西側縁側） 部位の設定



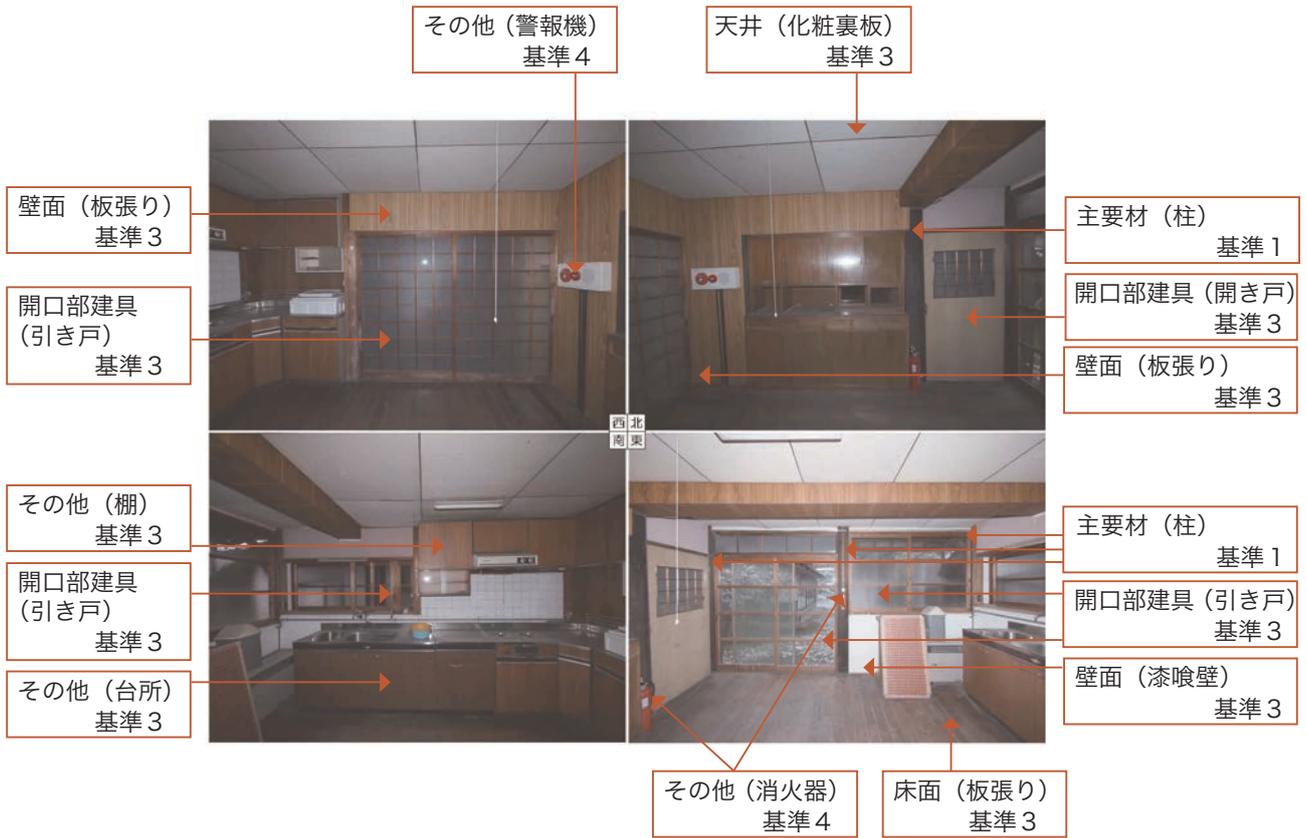
図表 59 主屋一階（座敷） 部位の設定



図表 60 主屋一階（なんど） 部位の設定



図表 61 主屋一階（茶の間） 部位の設定



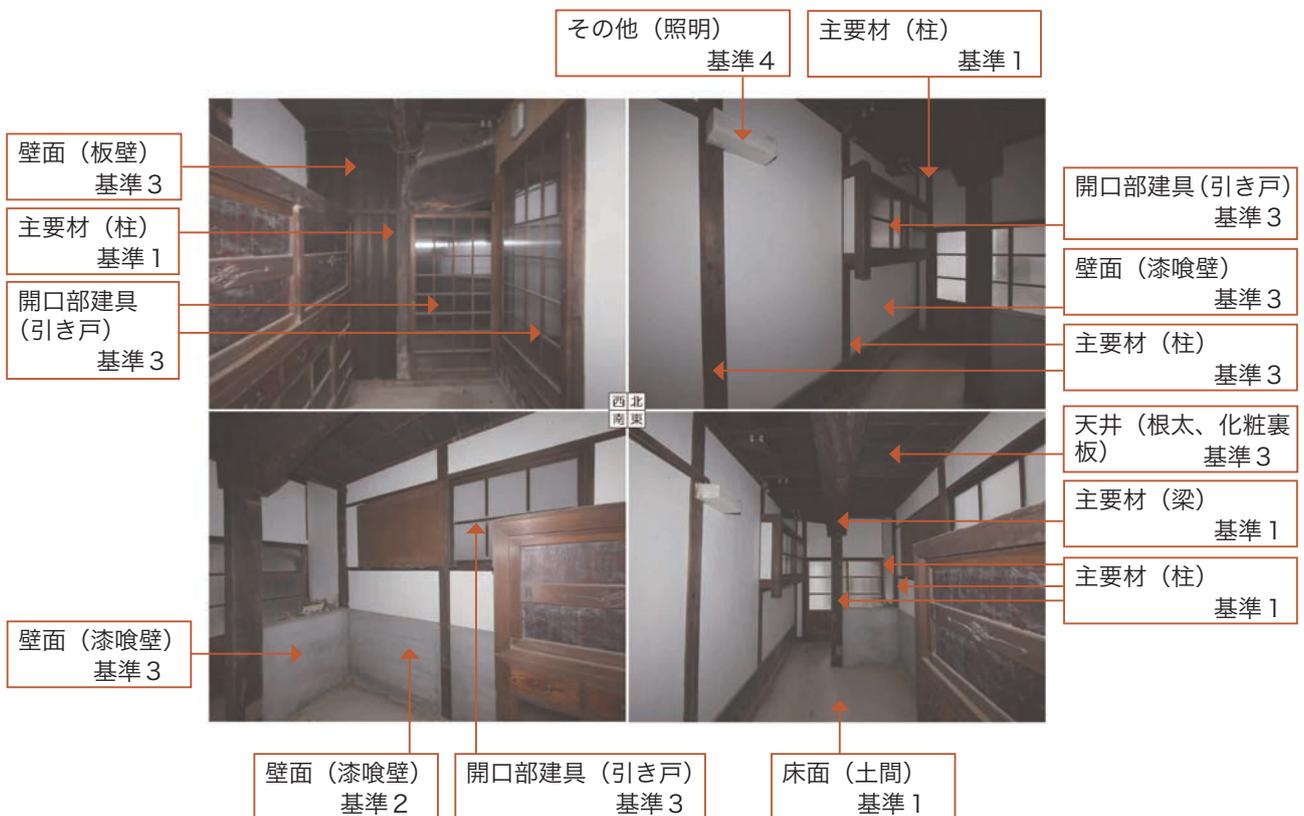
図表 62 主屋一階（台所） 部位の設定



図表 63 主屋一階（縁側北西側） 部位の設定



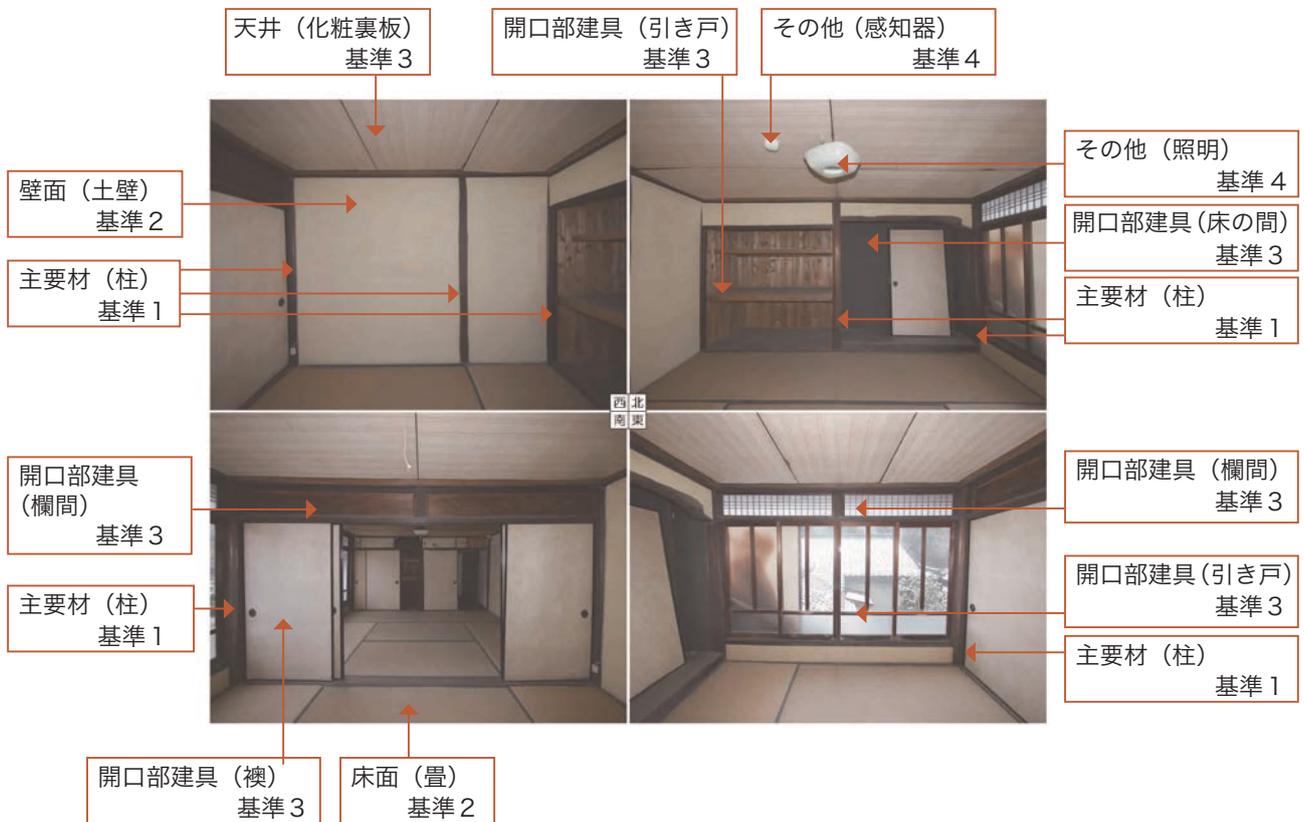
図表 64 主屋一階（縁側南西側） 部位の設定



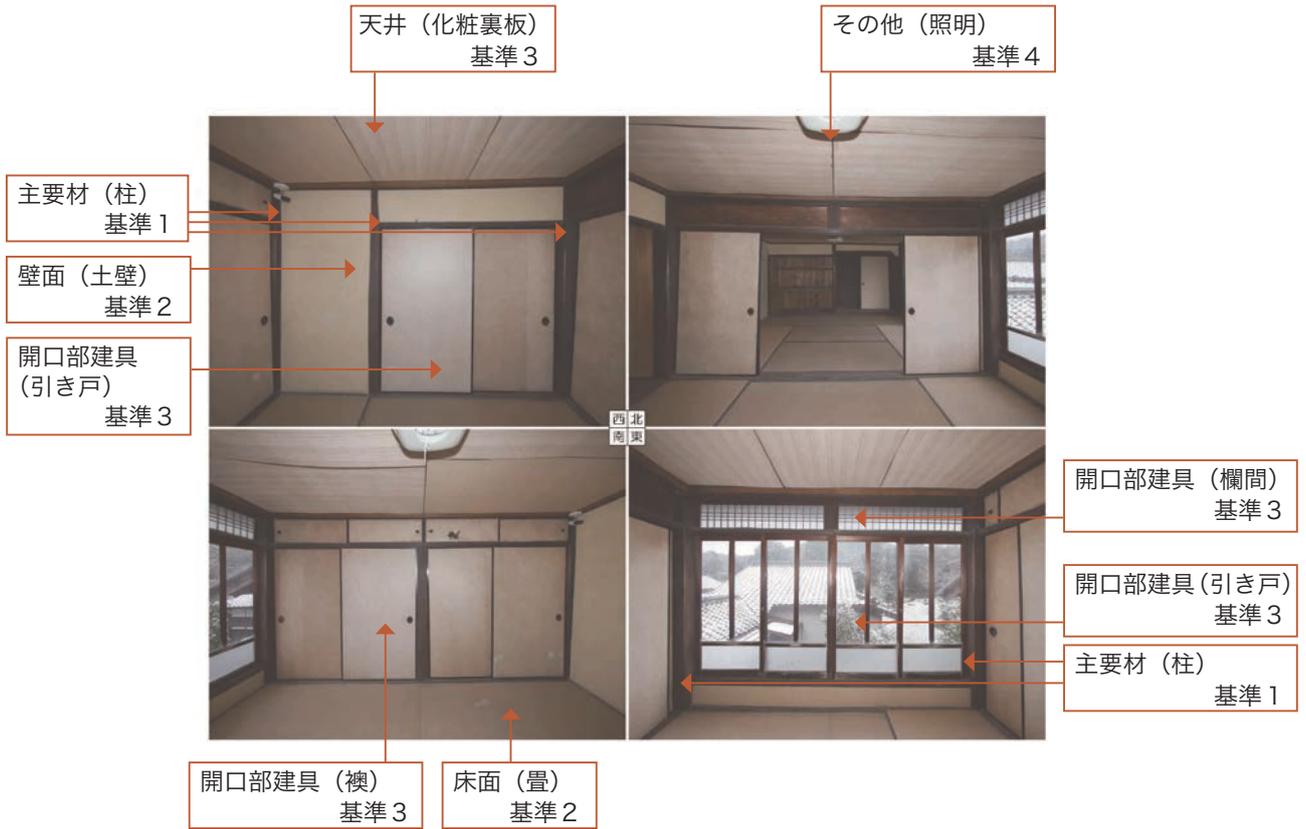
図表 65 主屋一階（土間東側） 部位の設定



図表 66 主屋一階（階段室） 部位の設定



図表 67 主屋二階（北側居室） 部位の設定



図表 68 主屋二階（南側居室） 部位の設定



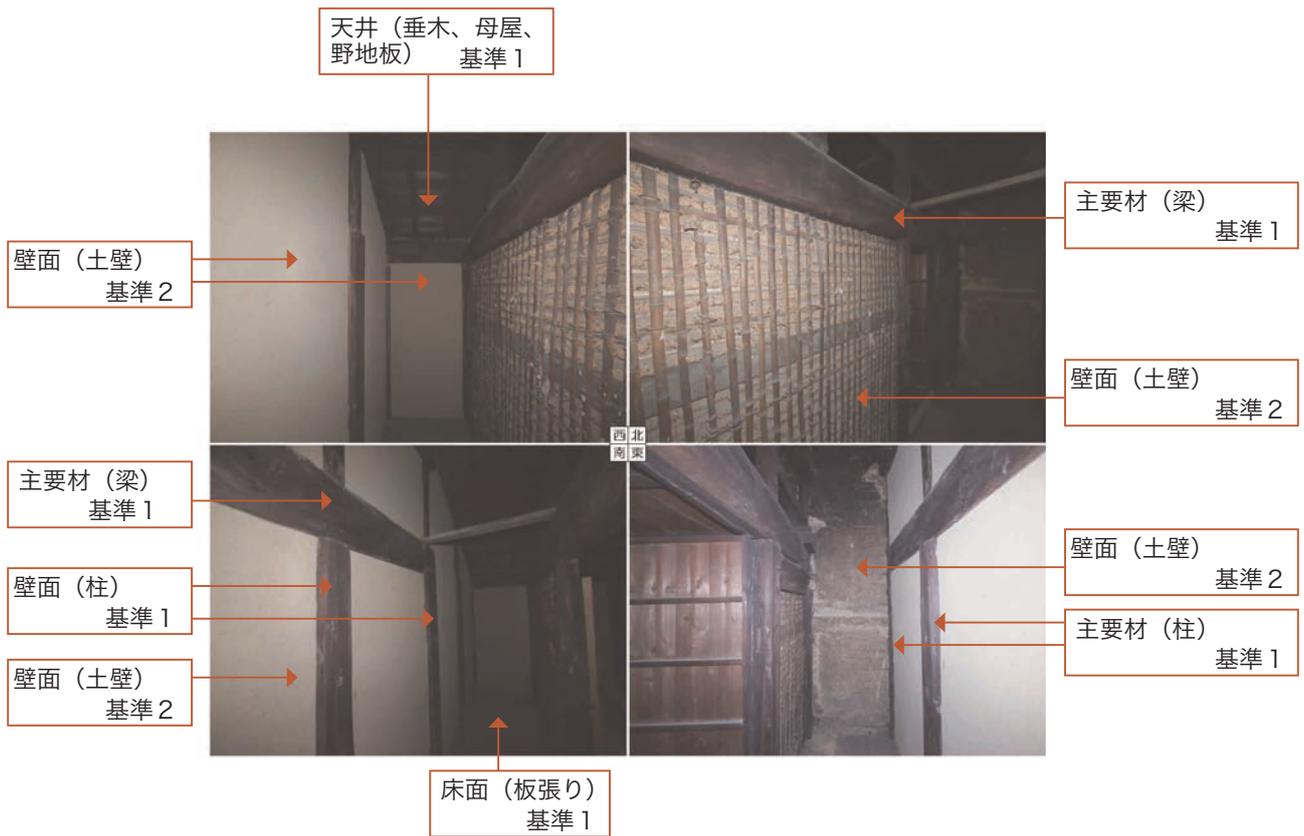
図表 69 主屋二階（北側なんど） 部位の設定



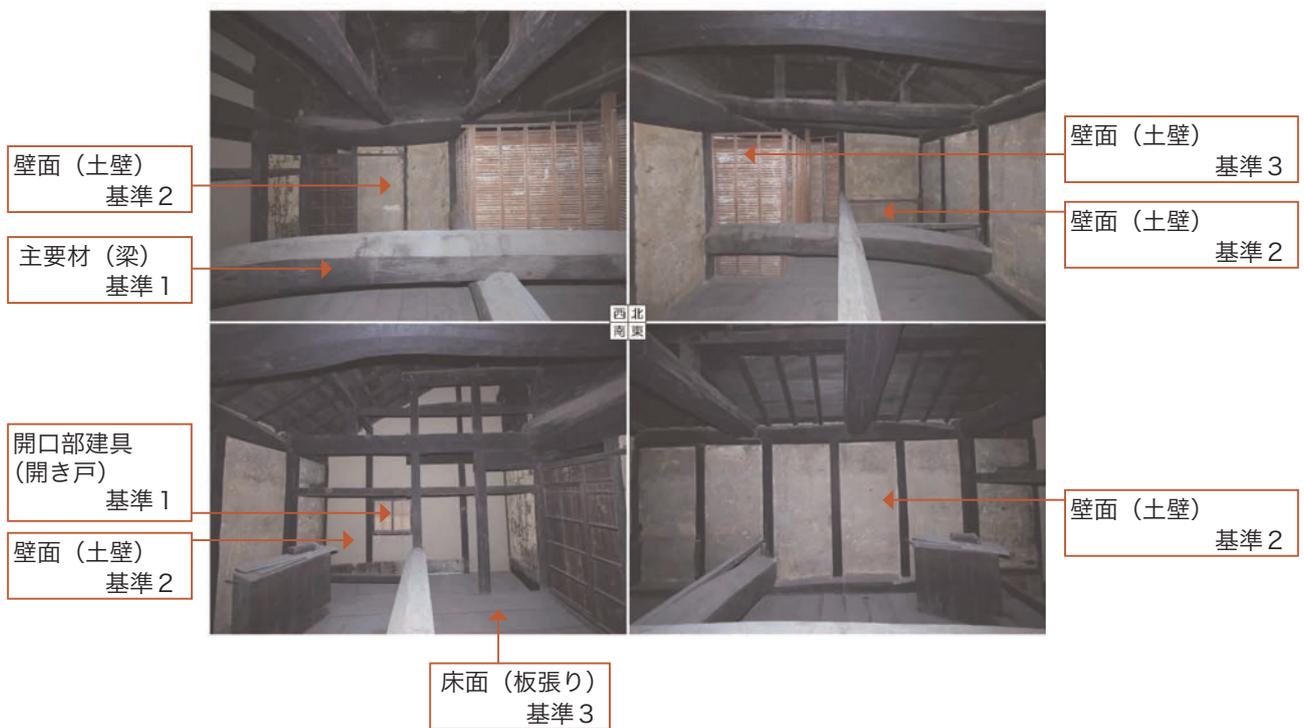
図表 70 主屋二階（中央など） 部位の設定



図表 71 主屋二階（南側など） 部位の設定

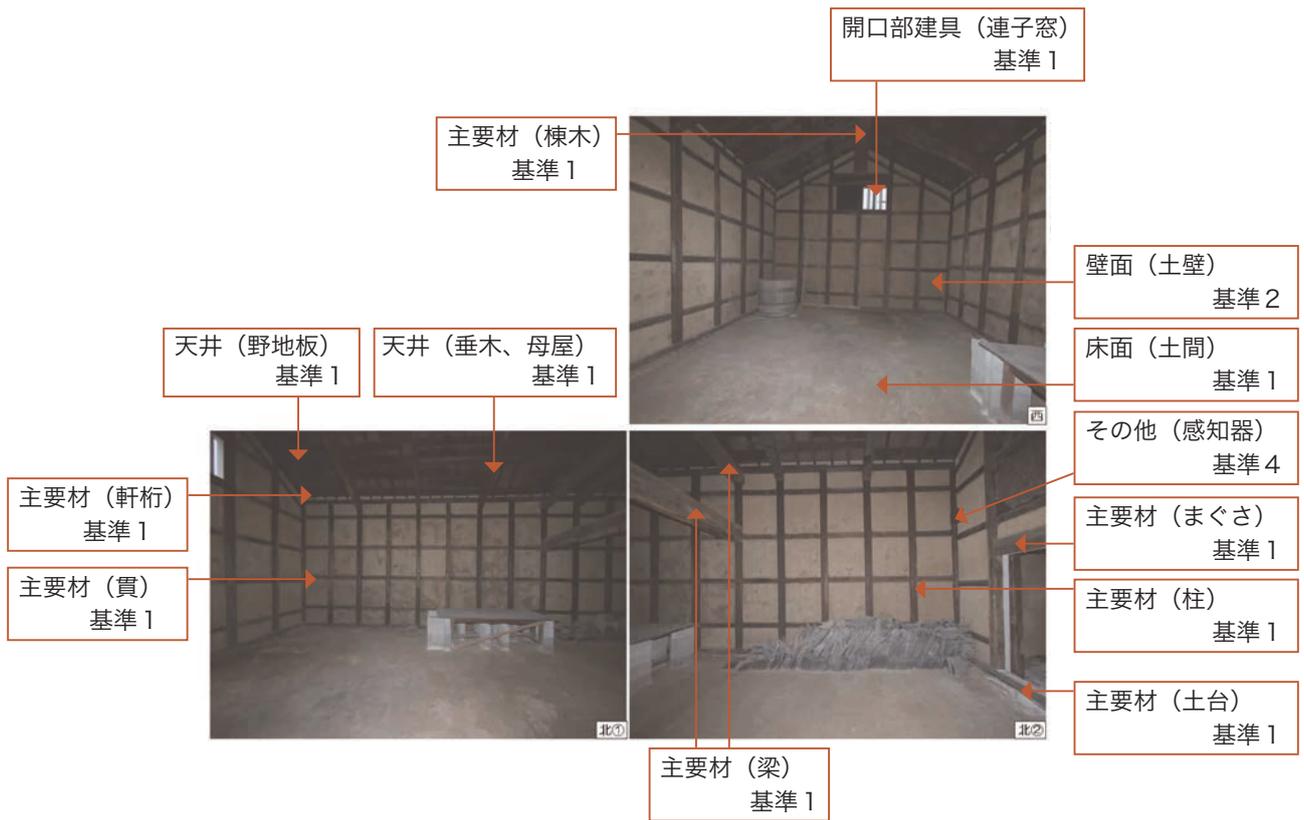


図表 72 主屋二階（隠しなど） 部位の設定



図表 73 主屋二階（土間天井裏） 部位の設定

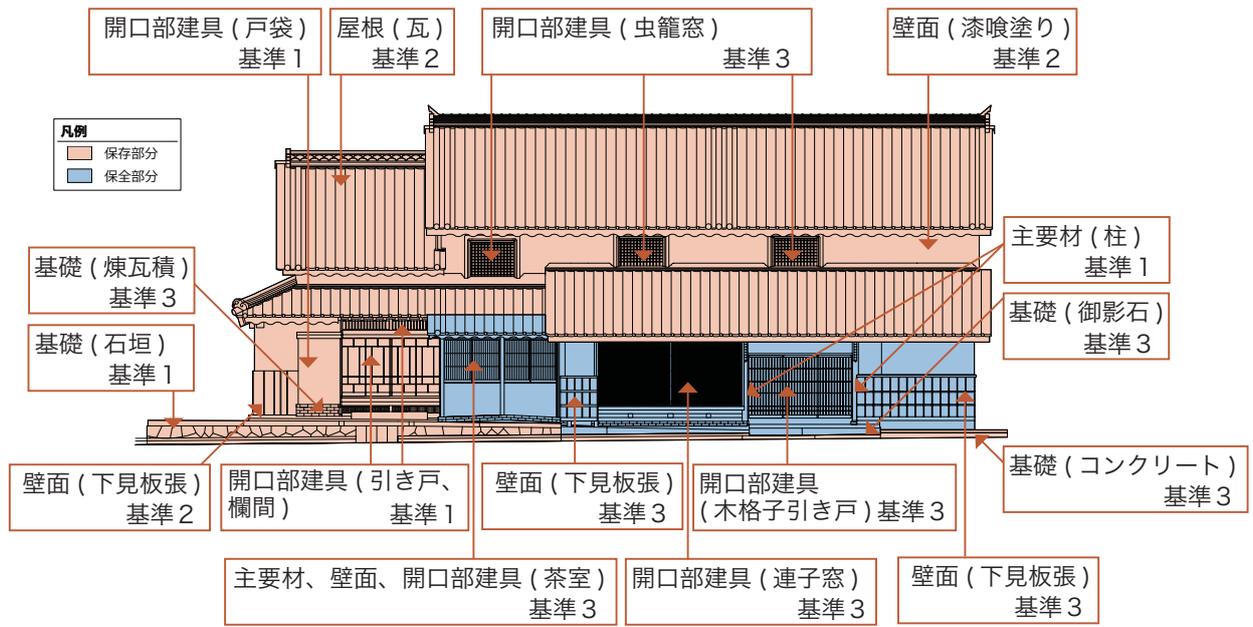




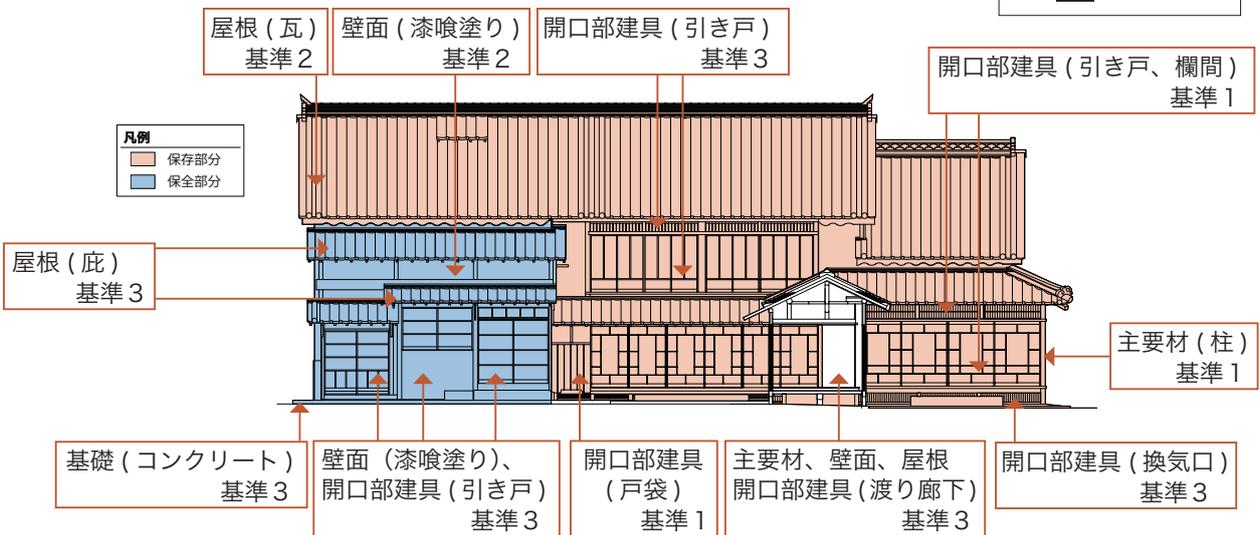
図表 76 醤油蔵 部位の設定

図表 77 中島家住宅外部 部分の設定リスト

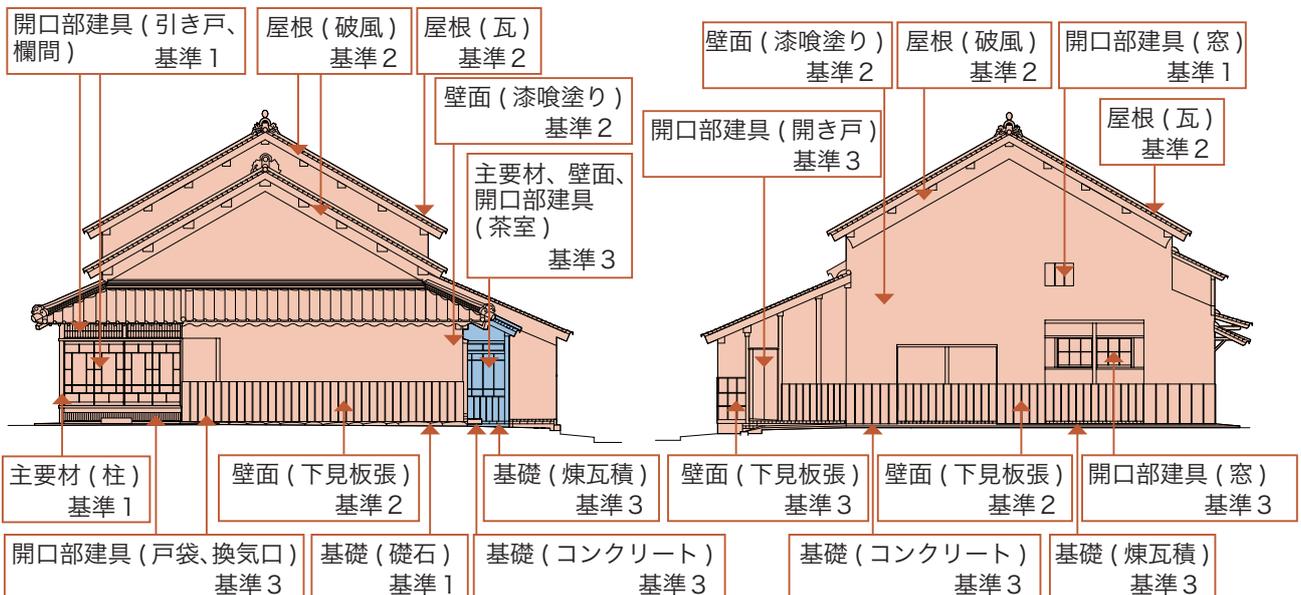
図表番号	部分	部位	基準	備考
78	主屋 (西側)	基礎	1、3	石垣：基準1、御影石、コンクリート：基準3
		主要材	1、3	茶室：基準3、茶室以外：基準1
		壁面	2、3	茶室及び南側の下見板張：基準3、左記以外：基準2
		屋根	2、3	茶室：基準3、左記以外：基準2
		開口部建具	1、3	茶室及び木格子引戸、連子窓、虫籠窓：基準3、左記以外：基準1
		その他	4	雨樋：基準4
79	主屋 (東側)	基礎	3	—
		主要材	1、3	渡り廊下：基準3、左記以外：基準1
		壁面	2、3	渡り廊下及び南側1階：基準3、左記以外：基準2
		屋根	2、3	渡り廊下：基準3、左記以外：基準2
		開口部建具	1、3	南側1階引戸、中央2階引戸、渡り廊下、換気口：基準3、左記以外：基準1
		その他	4	雨樋：基準4
80	主屋 (北側)	基礎	1、3	礎石：基準1、左記以外：基準3
		主要材	1、3	茶室：基準3、左記以外：基準1
		壁面	2、3	茶室：基準3、左記以外：基準2
		屋根	2、3	茶室：基準3、左記以外：基準2
		開口部建具	1、3	茶室、換気口、戸袋：基準3、左記以外：基準1
		その他	4	雨樋：基準4
81	主屋 (南側)	基礎	3	—
		主要材	1	—
		壁面	2、3	西側下見板張：基準3、左記以外：基準2
		屋根	2	—
		開口部建具	1、3	木扉及び1階窓：基準3、左記以外：基準1
		その他	4	雨樋：基準4
82	醤油蔵、 酒蔵 (西側)	基礎	1	—
		主要材	—	—
		壁面	2	—
		屋根	2	—
		開口部建具	1	—
		その他	4	雨樋：基準4
83	醤油蔵、 酒蔵 (東側)	基礎	1	—
		主要材	—	—
		壁面	2	—
		屋根	2	—
		開口部建具	1	—
		その他	4	雨樋：基準4
84	醤油蔵、 酒蔵 (北側)	基礎	1	—
		主要材	1	—
		壁面	2	—
		屋根	2	—
		開口部建具	1	—
		その他	4	雨樋：基準4
85	醤油蔵、 酒蔵 (南側)	基礎	1	—
		主要材	—	—
		壁面	2	—
		屋根	2	—
		開口部建具	1	—
		その他	4	雨樋：基準4
86、87	中門、塀	基礎	1	—
		主要材	2	—
		壁面	2	—
		屋根	2	—
		開口部建具	1	—
		その他	3、4	支柱：基準3、雨樋：基準4



図表 78 中島家住宅主屋西側立面 部位の設定

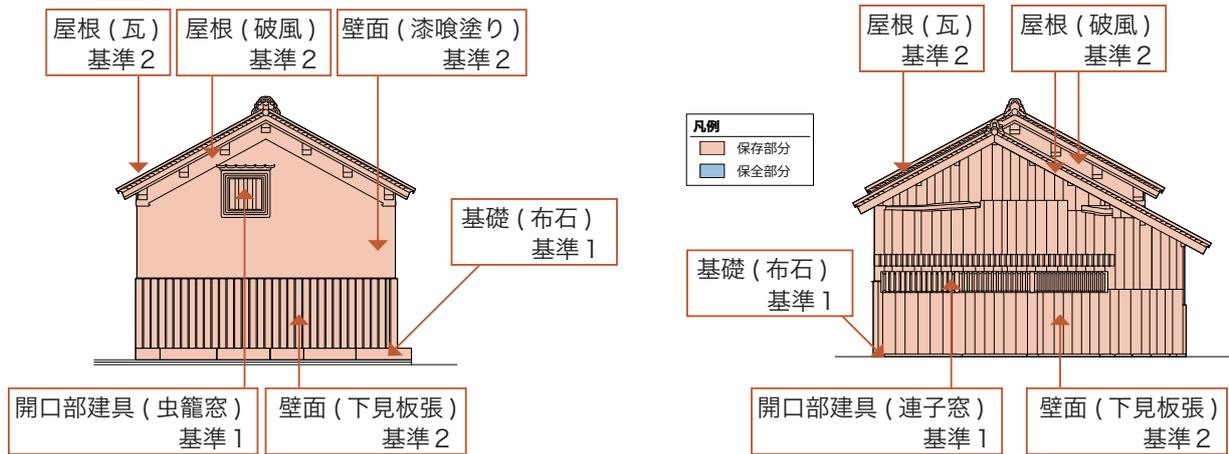


図表 79 中島家住宅主屋東側立面 部位の設定

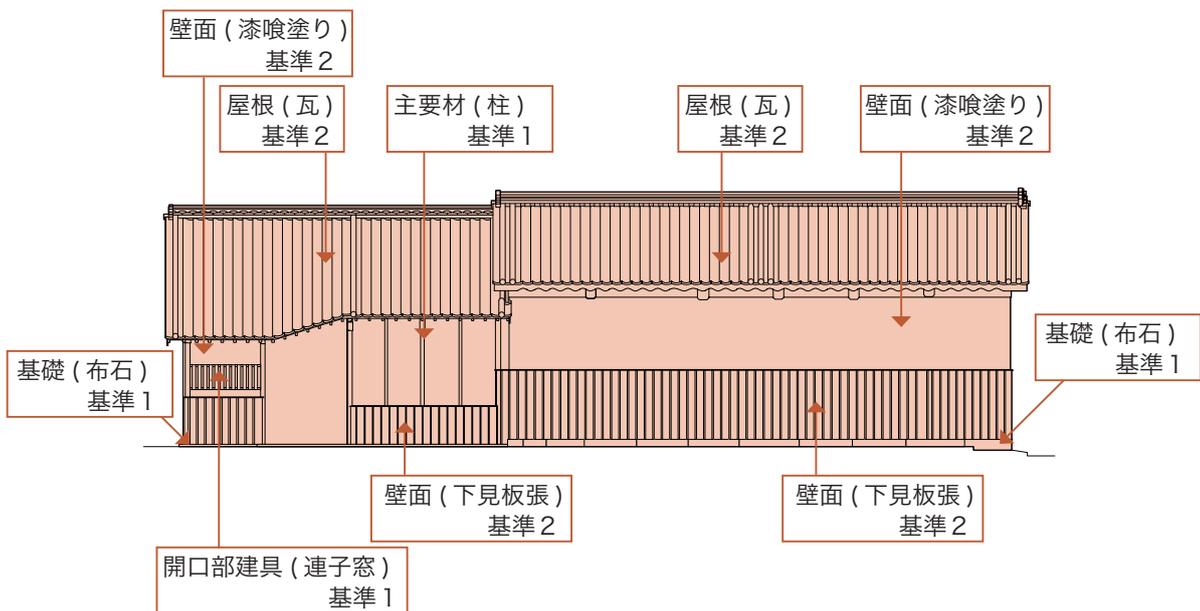


図表 80 中島家住宅主屋北側立面 部位の設定

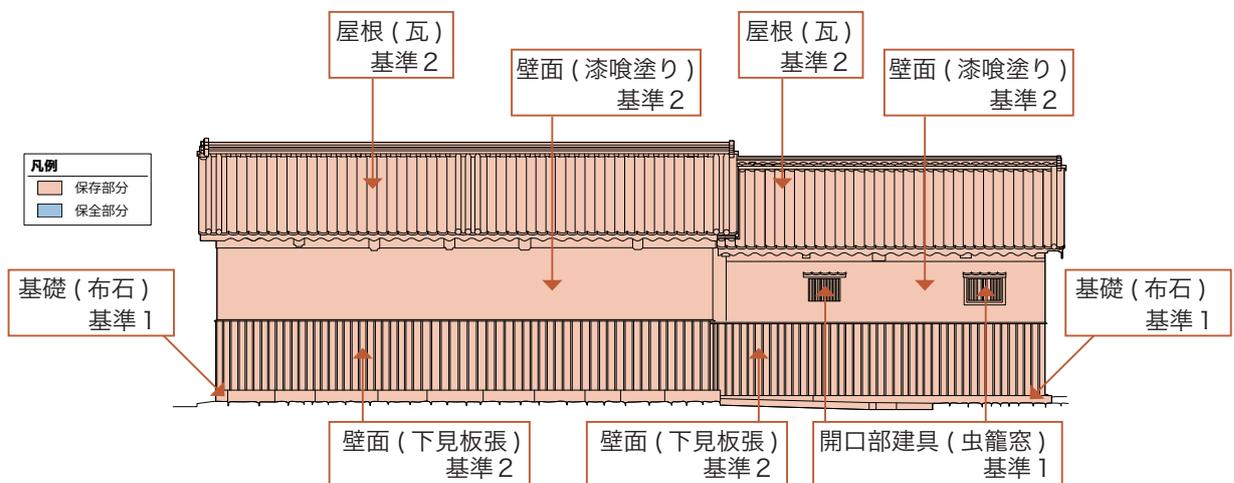
図表 81 中島家住宅主屋南側立面 部位の設定



図表 82 中島家住宅醤油蔵西側立面 部位の設定 図表 83 中島家住宅酒蔵東側立面 部位の設定

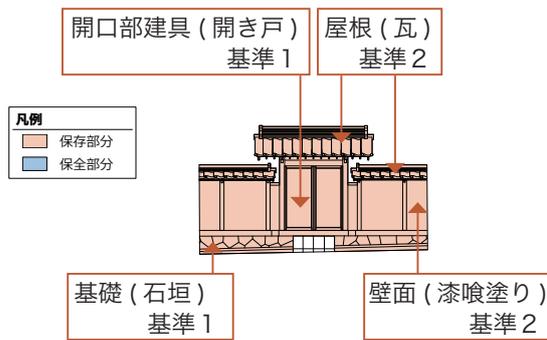


図表 84 中島家住宅醤油蔵、酒蔵北側立面 部位の設定

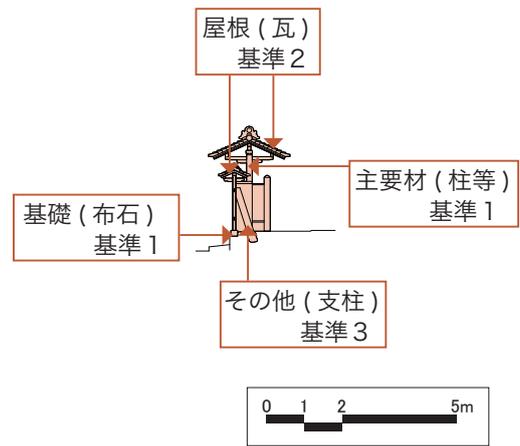


図表 85 中島家住宅醤油蔵、酒蔵南側立面 部位の設定





図表 86 中門、塀西側立面 部位の設定



図表 87 中門、塀南側立面 部位の設定

### 3. 管理計画

#### (1) 管理体制

添田町が管理者として管理する。

担当部局：添田町まちづくり課  
電話番号：0947-82-5965

添田町では、添田町歴史的文化遺産活用まちづくり基本構想並びに添田町歴史的風致維持向上計画の取り組みを推進するにあたり、まちづくりに係る自主的な団体や支援法人の設立に努めるよう方針を示している。特に中島家住宅のある添田本町地区では、地域住民等によるまちづくり団体の設立を促し、この団体との連携による保存活用方策の検討を進めており、この検討の中で今後の常時公開活用時における現場の管理・活用体制を具体化することとする。

#### (2) 管理方法

##### 1) 保存環境の管理

###### ア 清掃・整頓に関する事項

当面は町職員による清掃・整頓を行い、公開活用時には地域住民との共同による体制の構築を図る。

###### イ 日照・通風

当面は町職員による窓の開閉を行い、公開活用時には地域住民との共同による体制の構築を図る。

###### ウ 蟻害・害虫・腐食防止

町職員による点検を行いつつ、5年に一度防蟻処理を行う。

###### エ 風水害

当面は町職員による点検を行い、公開活用後は地域住民との共同による体制の構築を図る。災害の発生時の対応については、第4章防災計画で別途定める。

###### オ 毀損・盗難・防火等の事故防止

当面は町職員による施錠管理とし、放火等の防止のため、町職員による巡回および地域住民による日ごろからの不審者への声かけを行う。今後の公開活用に向け、第4章防災計画に基づき、防火・防犯対策を講じる。

## 2) 建造物の維持管理

修理届を要しない小規模な修繕及び維持補修などの日常管理のための行為について、以下の区分ごとに整理する。なお、補修を行う際は記録をとり、今後の保存修理の参考資料とする。

### ア 基礎

建物地盤を適切に維持するため、建造物周りの清掃や樹木や雑草などの手入れに努めるだけでなく、滞水しないよう側溝等を整備する。

### イ 縁回り及び床下

縁下には物を入れず、また置かないようにする。

### ウ 外壁

土壁は亀裂や破損、剥離箇所などの発見に努め、発見された場合は適宜補修を行う。大規模な毀損が発見された場合は、保存修理を実施する。

### エ 内壁

亀裂の発見に努め、発見された場合は適宜補修を行う。

### オ 床及び畳

板床や畳、土間等の床の上は、物を引きずらないようにする。

土間は乾燥しないようその発見に努め、定期的の実施する定期清掃に合わせて水打ちを行い、維持管理に努める。

板床や畳は月1回掃き掃除を実施する。また、畳は湿気ないようその発見に努め、天日で乾かしたり埃を叩き出すなどの手入れを行い、必要に応じて取替えを行う。

### カ 屋根及び雨どい

瓦屋根の亀裂や欠落の発見に加え、雨漏りの発見に努め、発見された場合は適宜補修を行う。また、雨どいの機能を維持するため、清掃とともに破損や脱落などの発見に努め、適宜補修を行う。

### キ 建具

引戸等を開閉する際は、日ごろから丁寧に取り扱うとともに、敷居や鴨居の清掃に努める。

## 4. 修理計画

### (1) 当面必要な維持管理の措置

下記(2)の示す通り、本計画策定後の早い段階に保存修理事業を想定していることから、それまでは適切な維持管理に努める。

### (2) 今後の保存修理計画

不同沈下による軸部のゆがみとともに経年劣化による損傷が進行していることから、本計画策定後に保存修理事業を実施する。

昭和57(1982)年度～昭和59(1984)年度に実施された保存修理事業では、主屋は根本的な修理・調整が行われていなかったため、今回の修理事業では、全解体と並行して耐震診断を実施の上、各種調査の結果を踏まえ、修理を実施する。醬油蔵及び酒蔵は、経年劣化により進行している部分・部位を対象とする。

保存修理事業の実施後は、適切な維持管理に努めつつ、経年劣化による対応が必要になった際は、定期的に保存修理事業を実施し、後世へ引き継ぐこととする。

### 1) 主屋

昭和 57 (1982) 年度～昭和 59 (1984) 年度に実施された保存修理事業では軸部の建て起こしは不完全であり、柱の傾斜は進行している。礎石も不同沈下後の状態のまま煉瓦積等で調整されているため、全解体し、不同沈下を防止するため、べた基礎等により建物の基礎部分の改善を図る。なお、本事業については、石炭の採掘に伴う坑道がある恐れがあることから、基本設計時に入念な計画をすることとする。

また、耐震診断を実施の上、耐震改修の検討をする。

劣化に伴う保存修理、排水の改善などに対応した環境整備を実施する。

### 2) 醤油蔵、酒蔵

外壁漆喰を掻き落としの上、塗り直しをする。また、基礎からの水の吸い上げにより崩壊している中塗り、荒壁を補修する。醤油蔵の壁板を補修する。

隣家との雨がかりや屋根のゆるみ、排水の改善を図る。

### 3) 中門、塀

経年劣化している漆喰壁を復旧する。

雨漏り、塀の雨がかり、排水の改善を図る。

## 第3章 環境保全計画

本章では、重要文化財に指定されている建造物の適切な管理とともに、歴史的風致や景観等を維持・形成するための環境保全を行うため、敷地全体及び重要文化財に指定されていない建造物の保護の方針を定める。

### 1. 環境保全の現状と課題

#### (1) 現状

ここでは、主屋の東側に広がる広大な主庭及び中庭、排水の現状を整理する。

##### 1) 主庭

主庭は、地形や水系、構造物・石組、樹木などとともに、それらを総体として捉えつつ、敷地外の風景を借景とした、一体的な庭園景観が形成されている。附属屋周辺から東側を望むと、手前を流れる水路と奥の方の築山、その前後に石造平橋や石塔、様々な樹木を組合わせて望むことができ、背後にそびえる岩石山を取り込んで、一つの壮大な景観が形作られている。これは来訪者をもてなす回遊式の庭園であったと思われる、重要文化財と一体の価値を成すものである。



主庭の景観

主庭が位置する地形は、重要文化財に指定されている主屋、醤油蔵、酒蔵等が位置する敷地の西側は平坦地である一方、敷地の東側の敷地境界に向かうにつれて地形が盛り上がり、敷地内高低差は最大4.5m程度ある。敷地内で一番低い敷地中央部では水路が南北に貫流し、主屋側から東側を眺めると水路の先に小高い丘状になっている築山があり、これらの地形は庭園を構成する要素と考えられる。

主庭を流れる水路は、計画区域の南側を流れる沢から水を引き入れており、主庭の池を経て敷地中央の水路を流れ、最終的には北側の排水路へ流れ出でている。この水路及び池には、現在水量がほとんどなく、枯れた状態となっている。

また、主庭には石造平橋が2基、石塔（元禄期の灯籠を含む）が7基あり、その他石組が点在している。その他、主庭の片隅には石がまとめられて置かれている。構造物及び石組の位置や外観等の詳細は参考資料に整理する。その他、複数の種の樹木が点在しているものの、作庭当時から改変されており、作庭当時の樹木は特定できないものの、現在の樹木の種や位置を参考資料に整理する。

##### 2) 中庭

中庭は、主屋の座敷から望むと、手間に池とその奥の起伏のある場所に石組が配置され、これらを塀とともに土蔵により取り囲むことで一つの空間をつくり、その背景となる青空を取り込んで、趣のある景観が形作られている。これは居住者や来訪者が座敷から望む座観式の庭園であり、周囲に配置された土蔵や塀等とともに重要文化財と一体の価値を成すものである。



中庭の景観

中庭の池は、庭園の中央に配置され、現在付属屋から排水管を通して水を引き入れている。

また、中庭には石造反橋が1基、手水鉢が1基あり、その他石組が点在している。構造物及び石組の位置や外観等の詳細は参考資料に整理する。

その他、複数の種の樹木が点在しているものの、作庭当時から改変されており、作庭当時の樹木は特定できないものの、現在の樹木の種や位置を参考資料に整理する。

### 3) 排水

雨水の排水は、樋により地表へ直接排水するものと、縦樋等から地上に表出する排水溝へ排水し、公共の排水溝へ排水するもの、雨水枡から暗渠の排水溝へ排水するものの3つがある。

樋から地表への直接排水は、主屋及び醤油蔵、酒蔵、付属屋の各建造物で見られ、排水口の舗装は土、砂利敷き、コンクリート舗装が見られる。

樋等から排水溝への排水は、敷地北側の塀沿い及び敷地南側の醤油蔵及び酒蔵に沿うように排水溝がある。その他、付属屋から土蔵に向かって北側へ流れ出でている排水溝がある。

雨水枡から暗渠の排水溝への排水は、主屋と醤油蔵の間に雨水枡が設置され、西側の道路へ流れている。

その他、排水関連施設として土蔵と付属屋の間に合併浄化槽が設置されている。



図表 88 排水経路

## (2) 課題

中島家住宅では、雨水処理が重要文化財建造物の保護する上で課題となっている。縦樋から地表面への直接排水では、排水口部分の雨水の跳ね返りにより、部材を痛めている箇所が見られる。また、地上に表出している排水溝は、土砂が流入して機能を損ねている。また、雨天時、敷地周囲を囲んでいる塀等からの雨水の跳ね返りにより、建造物の劣化が進行している。

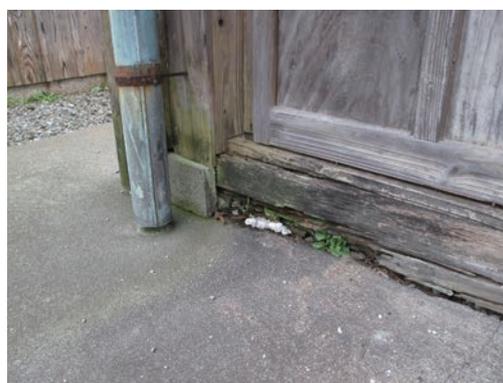
今後の公開活用に向け、来訪者に対応するためのトイレ等の整備にあたっては、合併浄化槽の活用を検討するものの、一定期間稼働していなかったことから、機能するか確認を要する。

重要文化財建造物と一体となって価値を持つ庭園は、主庭及び中庭ともに久留米の作庭家の東森堂によるものと近年の調査により判明したものの、作庭当時の姿を示す史資料は現在のところ見つかっていない。庭の隅には、庭園の石組と思われる石や構造物がまとめられて配置されているなど、作庭当時から改変されていると思われ、中島家住宅と一体となった文化財の価値の向上が求められる。

また、敷地や庭園を取り囲むブロック塀や庭園に面して設置されている配管や物置等の工作物は、歴史的環境を損ねている。



土砂が流入した水路



樋からの雨水による部材の損傷

## 2. 環境保全の基本方針

文化財としての価値を堅実に保存しつつ、その価値を向上させるため、環境保全の基本方針を以下のように定める。

1. 重要文化財建造物の価値を堅実に保存するため、保存に影響を及ぼす周辺環境を改善する
2. 庭園と一体となった中島家住宅の価値を向上させるため、調査研究を踏まえた庭園及び歴史的環境を整備する
3. 重要文化財の価値を発信するため、公開活用に向けた便益施設等の環境の整備する

### 3. 区域区分と保全方針

#### (1) 区域区分

計画区域は、1) 保存区域、2) 保全区域、3) その他区域の3つに区分する(図表 89)。

##### 1) 保存区域

重要文化財に指定されている建造物が集中する区域であり、中島家住宅の外観を望む上で顔となる重要な区域である。保存区域は、主屋の北側の木塀と主屋及び酒蔵の外壁、敷地境界線を結ぶ区域とする。

##### 2) 保全区域

土蔵と主庭及び中庭にあたる区域であり、重要文化財ではないものの、中島家住宅の価値を構成する要素が集積する区域である。保全区域は、計画区域から1) 並びに、敷地北側の門扉が設置されている石垣や石組みで区切られる区域、土蔵の東面に広がるかつての蔵の礎石が残されている区域、渡り廊下を除く附属屋を包含する区域を除いた区域とする。

##### 3) その他区域

来訪者を受け入れるための便益施設等の機能を配置する区域である。その他区域は、1)、2)を除く、計画区域内の区域とする。

#### (2) 各区域の保全方針

##### 1) 保存区域

原則、建造物の新築は認めない。

防災上必要な施設は、防災計画に従って行う。

##### 2) 保全区域

庭園は、調査研究による築庭当時の姿を検証した上で、良好な環境となるよう水路等の整備を行い、適切な維持管理に努めることとする。樹木の剪定や新たに植栽する際は、庭園等の景観を損ねないよう配置や樹種等に配慮する。

庭園に面する塀は、庭園と一体となって、良好な景観となるよう修景整備を行う。

##### 3) その他区域

保存や公開活用に必要な施設の整備は認めるが、重要文化財建造物や屋敷地の景観を損ねないよう配置・外観等に配慮する。



図表 89 中島家住宅 区域の設定

## 4. 建造物の区分と保護の方針

### (1) 建造物の区分

・計画区域内に現存する建造物は、1) 保存建造物、2) 保全建造物、3) その他建造物の3つに区分する(図表 90)。

#### 1) 保存建造物

・土蔵、庭園の構造物(石塔、手水鉢、石橋)、水路の石垣、中門の石橋



土蔵



庭園の構造物(写真は中庭の石造反橋)

## 2) 保全建造物

- ・ 渡り廊下、中庭の木塀



渡り廊下



中庭の木塀

## 3) その他建造物

- ・ 附属屋、庭園を囲むブロック塀、排水管、物置



附属屋



庭園を囲むブロック塀

## (2) 建造物保護の方針

### 1) 保存建造物

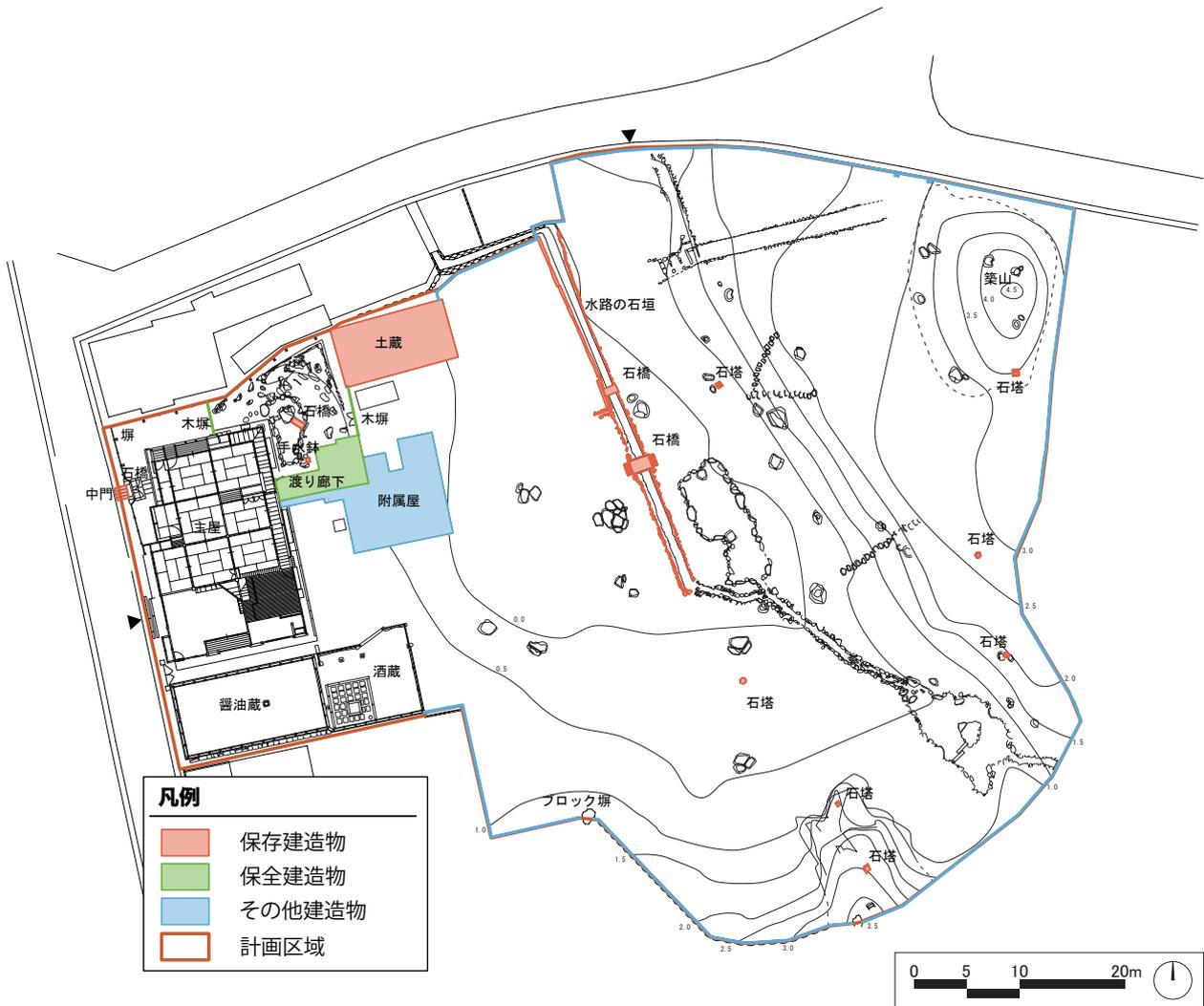
- ・ 材料を取り換える修理が必要な場合は、材料の形状・材質・仕上・色彩を保存する。
- ・ 復原する場合は、十分な調査検討を行い実施する。
- ・ 保存または補強のため特に変更が必要な場合、意匠を配慮して変更することができる。
- ・ 重要文化財に指定されている建造物と同等の価値を有することが判明した場合、将来的に重要文化財等への追加あるいは附指定を図るものとする。
- ・ 庭園の構造物は、築庭当時の姿について調査研究の成果を踏まえつつ、保存を図る。

### 2) 保全建造物

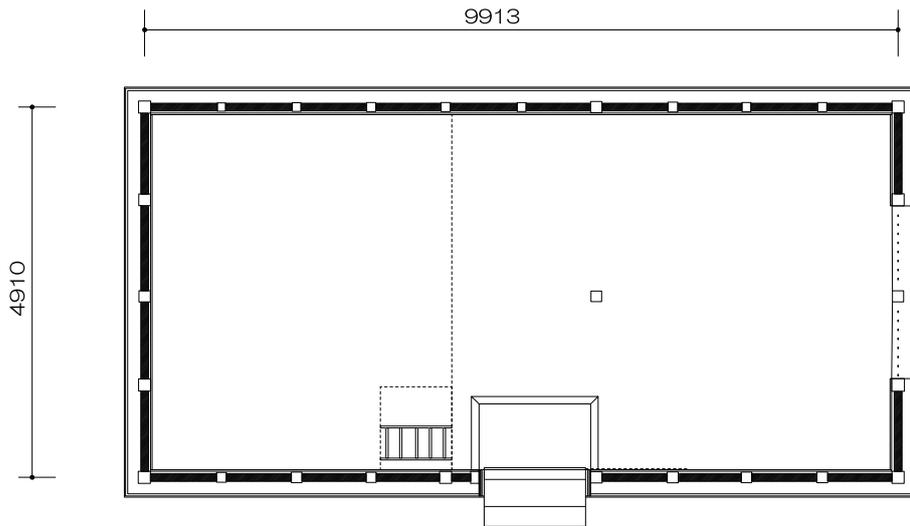
- ・ 中庭を取り囲む建造物や木塀は、現在の庭園の空間領域と構成を保持するため、保全を図ることとする。
- ・ 渡り廊下は解体修理に応じてその価値が判明次第、取扱いを決めることとする。
- ・ 適切な修理・改修を行い、保存建造物への影響を最小限にとどめ、公開活用のための施設として活用する。

### 3) その他建造物

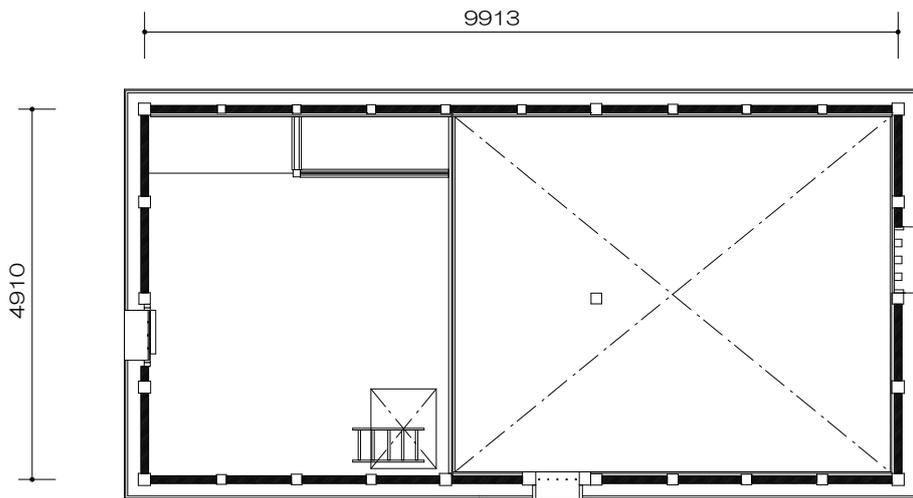
- ・ 付属屋は、後世の増築により建てられた建造物として、文化財の価値を損ねており、今後の公開活用に向けて撤去する。
- ・ 敷地を取り囲むブロック塀や庭に面する排水管や物置、その他これに類する工作物は、歴史的環境に配慮したものに取り換えたり、修景整備を行う。
- ・ 保存および活用上新築する建造物は、歴史的景観、環境、保存建造物との調和を配慮し、配置・平面・構造・形態・意匠・材質・仕上・色彩を決定する。



図表 90 中島家住宅 建造物の区分



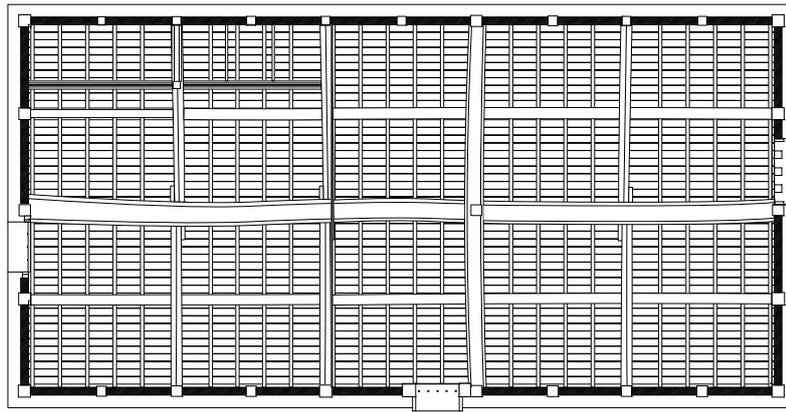
図表 91 中島家住宅土蔵一階平面図



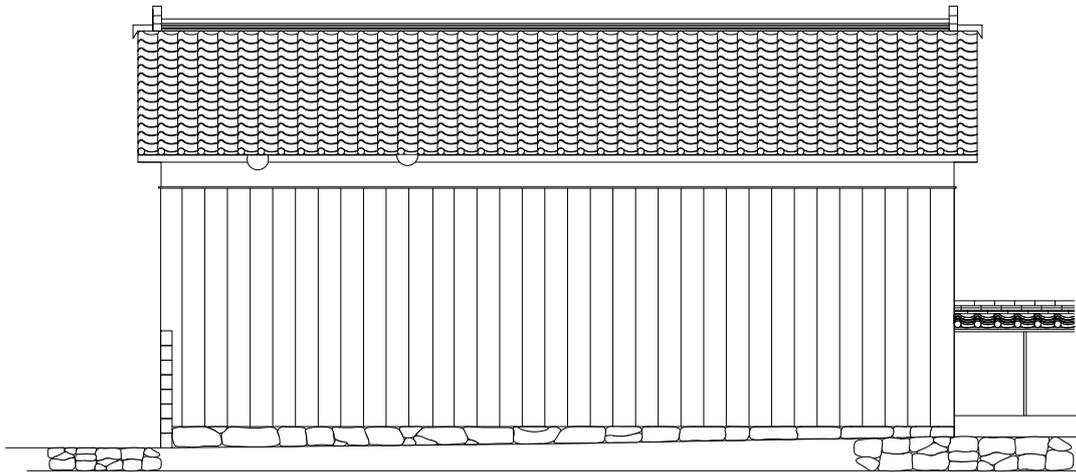
図表 92 中島家住宅土蔵二階平面図



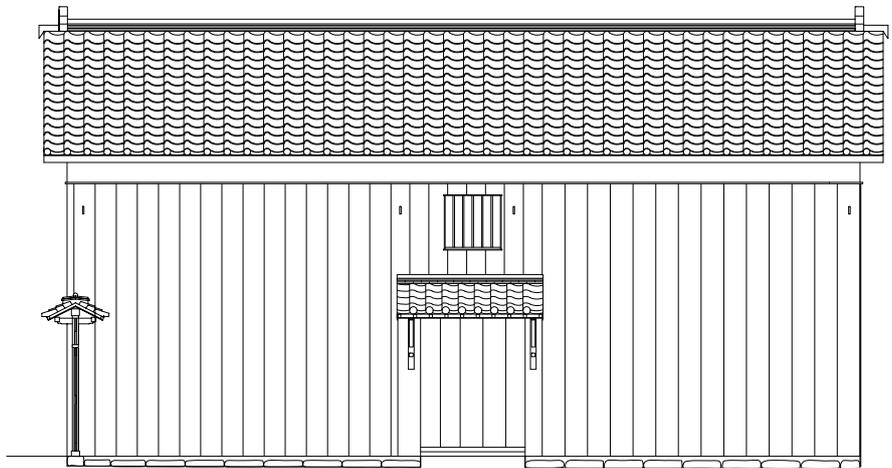
図表 93 中島家住宅土蔵一階天井見上げ図



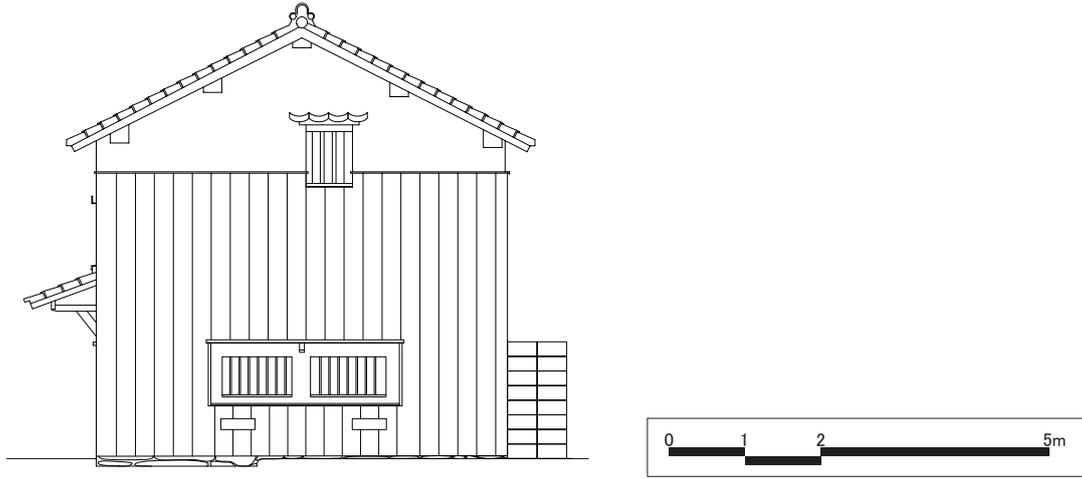
図表 94 中島家住宅土蔵二階天井見上げ図



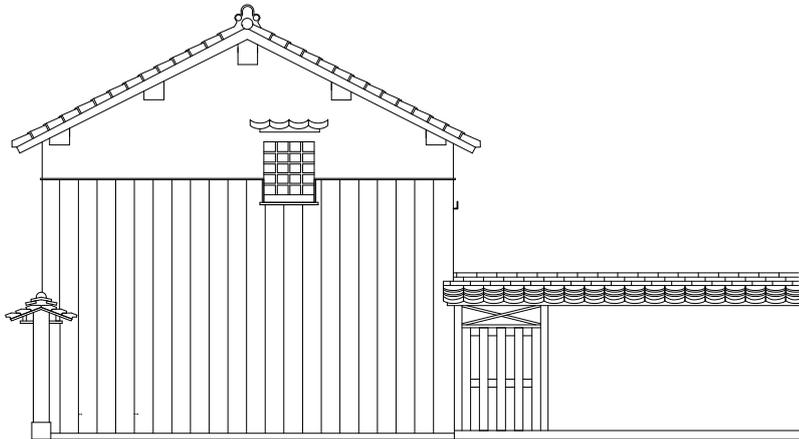
図表 95 中島家住宅土蔵北側立面図



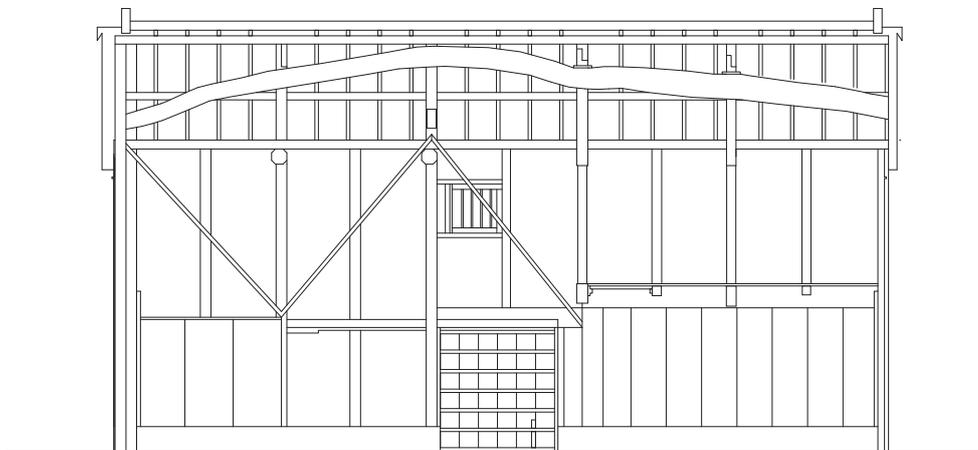
図表 96 中島家住宅土蔵南側立面図



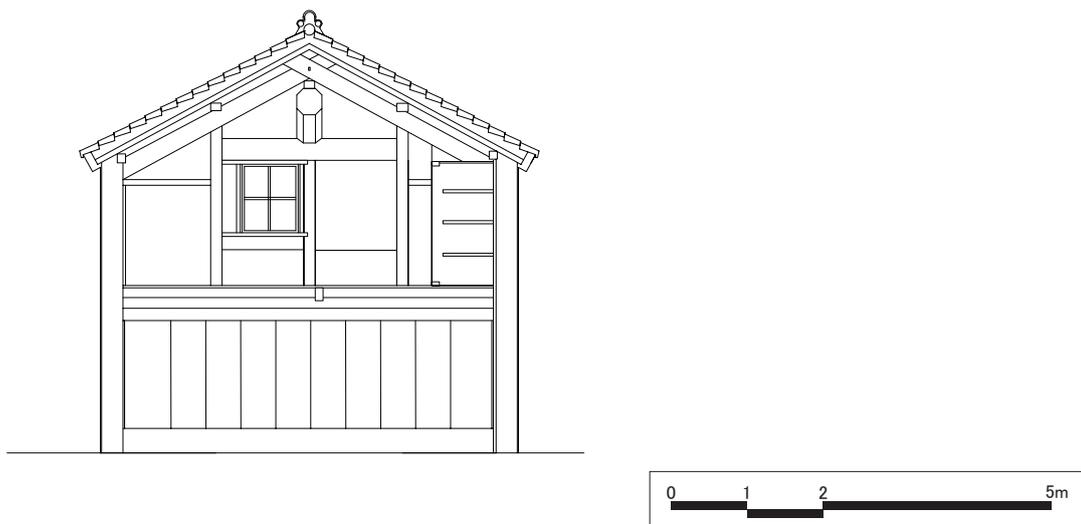
図表 97 中島家住宅土蔵東側立面図



図表 98 中島家住宅土蔵西側立面図



図表 99 中島家住宅土蔵桁行断面図



図表 100 中島家住宅土蔵梁間断面図

## 5. 防災上の課題と対策

### (1) 防災上の課題

主庭の水路・池は、当該敷地の周辺の水辺環境に土砂が流れ込むことで機能不全を起こしているため、平常時は主庭内に水が流れていないものの、大雨時には周辺の水辺環境から水があふれ出すことで、主庭内にも水が流れ出でている。庭園内への取水の観点のみならず、大雨時の防災上の観点からも周辺環境の改善が求められる。

北側に面する建物の倒壊が起こっており、瓦屋根等が敷地内へ流入し、塀や中庭等をき損させる恐れがある。

また、酒蔵等の東側には中木が植栽されており、今後成長する中で倒木により当該重要文化財へ影響を及ぼすことも考えられる。



周辺環境の影響で水が流れていない主庭



隣家の倒壊による損傷

### (2) 当面の改善措置と今後の対処方針

隣家の倒壊部分が台風等の天災により敷地内へ流入することで、塀等への被害を及ぼさないよう、所有者へ注意するとともに、必要に応じて撤去を検討する。

樹木の倒木等による当該重要文化財への影響を防ぐため、日ごろから観察に努める。また、数量や樹種、剪定の時期などを把握・整理することで、管理体制を構築する。

### (3) 環境保全施設整備計画

大雨時における当該敷地周辺の水辺環境からの被災を防止するため、敷地南側周辺の水辺環境を改善する。

今後の解体修理、公開活用に向けた整備にあたっては、修理の進捗状況を踏まえつつ、樋から地表面への直接排水や雨落ちの跳ね水により部材を傷めないよう、溝等の整備を実施するとともに、雨水・雑排水の排水施設の整備を実施する。

### (4) 周辺樹木の管理

重要文化財に指定されている建造物の周囲は、倒木に伴う建造物の被災を防ぐため、定期的な剪定を行い、維持管理に努める。

## 第4章 防災計画

本章では、重要文化財建造物を災害から守るため、過去の被災履歴や想定される災害リスクを踏まえ、1. 防火対策、2. 耐震対策、3. 防犯対策の視点から、その対応方針・方策を定める。

### 1. 防火対策

#### (1) 火災時の安全性に係る現状・課題

##### 1) 過去の被災履歴

重要文化財に指定されている建造物については、大正期に添田本町周辺地域において大火が発生したことがあるものの、当該建物は罹災しておらず、火災による被害の履歴はない。

##### 2) 防火環境

###### ア 当該文化財の燃焼特性

建物の規模及び構造は以下の通りであり、建物自体の燃焼性は高い。

###### ■建物の概要

- ・ 建築面積 主屋：約 210 m<sup>2</sup>、醬油蔵：約 83 m<sup>2</sup>、酒蔵：約 58 m<sup>2</sup>
- ・ 主屋：地上一部二階土蔵造瓦葺、醬油蔵：地上一階土蔵造瓦葺、酒蔵：地上一階土蔵造瓦葺

###### イ 燃焼の危険性

敷地内においては、第一次近接距離（20m）内に以下の建築物が重要文化財の東側に建っており、建物自体の燃焼性は高い。

###### ■敷地内における第一次近接距離内の建築物

- ・ 附属屋（地上一階木造瓦葺）
- ・ 土蔵（地上一部二階土蔵造瓦葺）

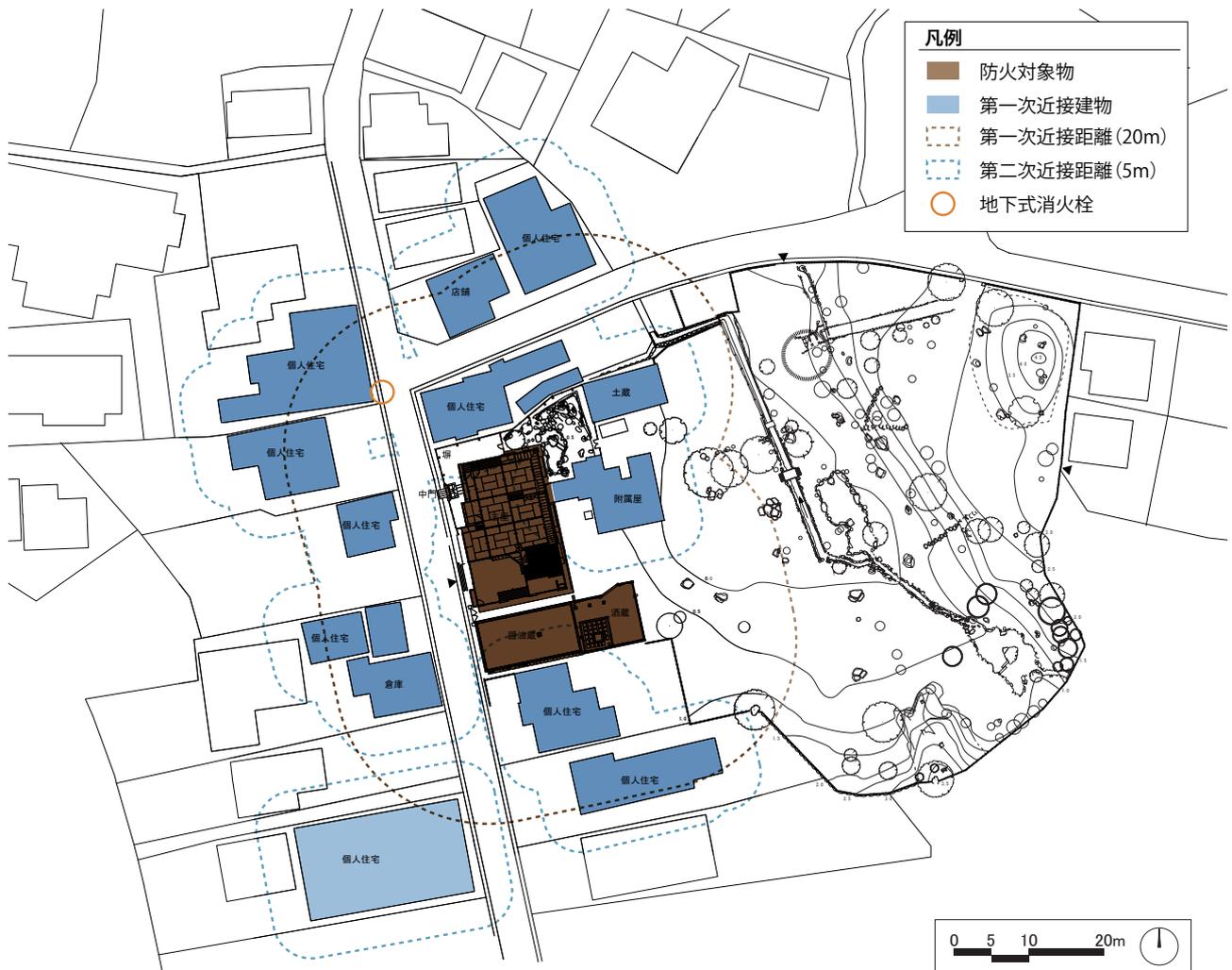
敷地外においては、西側と北側一部の二面が道路に接し、東側は樹林地が広がっており、第一次近接距離（20m）内に以下の全 10 棟の建築物がある。複数の木造建築物が近接していることから、外部の火災による延焼の危険性がある。

###### ■敷地外における第一次近接距離内の環境

- ・ 北側 個人住宅（地上二階木造瓦葺）2 棟、道路、店舗（地上一階木造）1 棟
- ・ 南側 個人住宅（地上二階木造瓦葺）1 棟、個人住宅（地上二階木造スレート葺）1 棟、自然地
- ・ 西側 道路、個人住宅（地上二階木造瓦葺）1 棟、個人住宅（地上一階木造瓦葺）3 棟、倉庫（地上一階木造瓦葺）1 棟

###### ウ 火気の使用状況

敷地内においては、現在火気を使用する場所はない。敷地外においては、第一次近接距離内（20m）に複数の個人住宅が立地していることから、火気を使用している場所が複数存在する。



図表 101 重要文化財周辺の防火環境

### 3) 防火対策及び管理の現状と使用状況

昭和 60 (1985) 年の保存事業と平行して実施された防災施設工事 (文化財保存施設整備費補助) により、図表 102 ~ 図表 105 の通り自動火災報知設備が設置され、対策が講じられている。

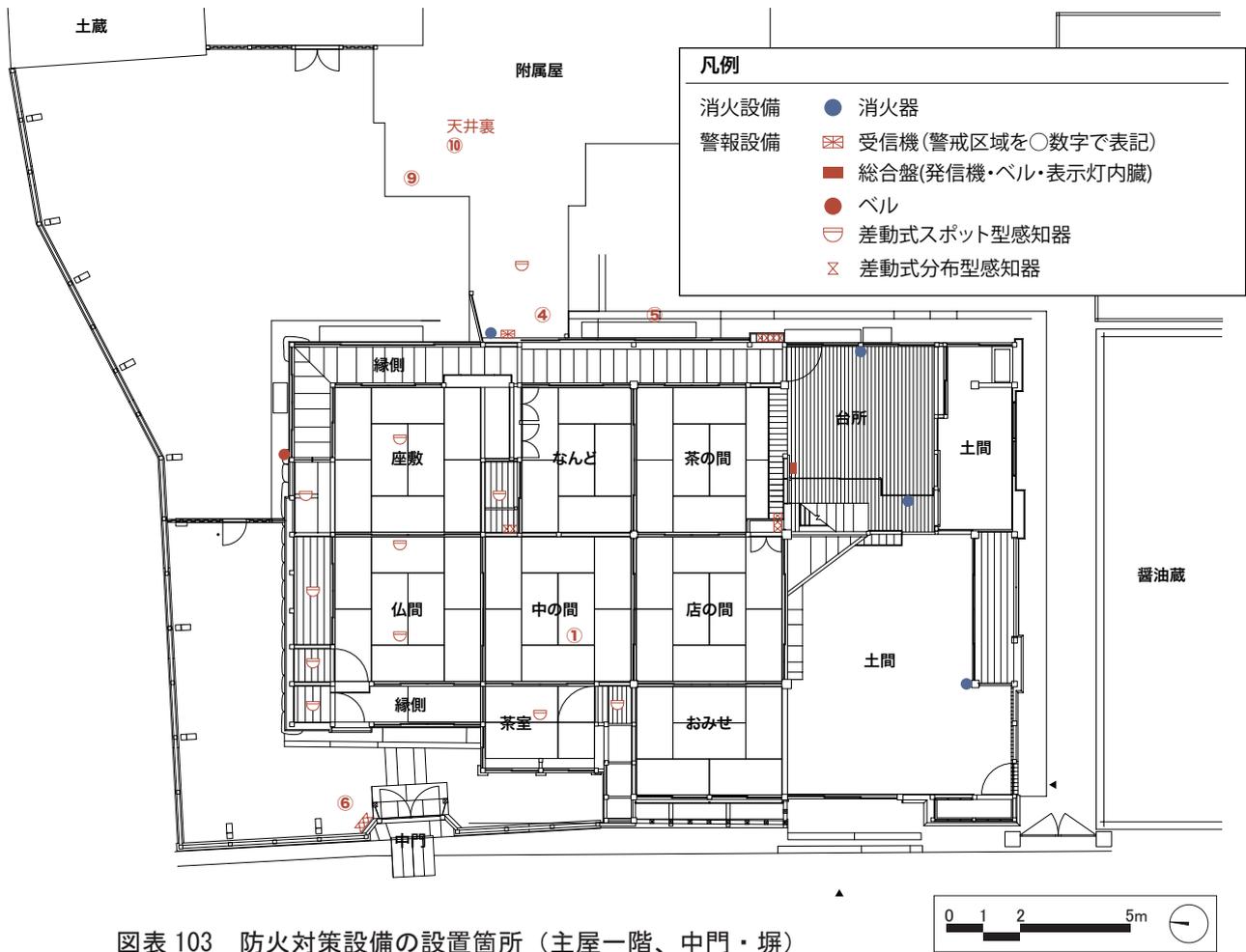
消防法施行令別表第一 (十七) 項に掲げる特定防火対象物 (重要文化財建造物) は、消火器及び自動火災報知設備の設置が義務付けられており、当該重要文化財では、消火器が主屋の一階に 4 基、二階に 1 基、自動火災報知設備として、警戒区域が 10 窓ある P 型 1 級の受信機が渡り廊下に 1 基、総合盤が主屋一階の台所に 1 基、音響装置として火災報知ベルが主屋一階の座敷の北側に 1 基、二階の階段を上った場所に 1 基、感知器の差動式分布型が主屋の一階に 10 基、二階に 6 基、差動式スポット型が主屋の一階に 9 基、二階に 3 基、天井裏に 8 基設置されている。また、醤油蔵及び酒蔵に差動式スポット型が各々 1 基、中門に 2 基設置されている。

平成 25 (2013) 年に添田町が土地・建物を取得して以降、これらの防火対策に係る設備は添田町が管理しており、現在までに火災による設備の稼働履歴はない。

当該重要文化財の北西部において、地下式消火栓が設置されている。

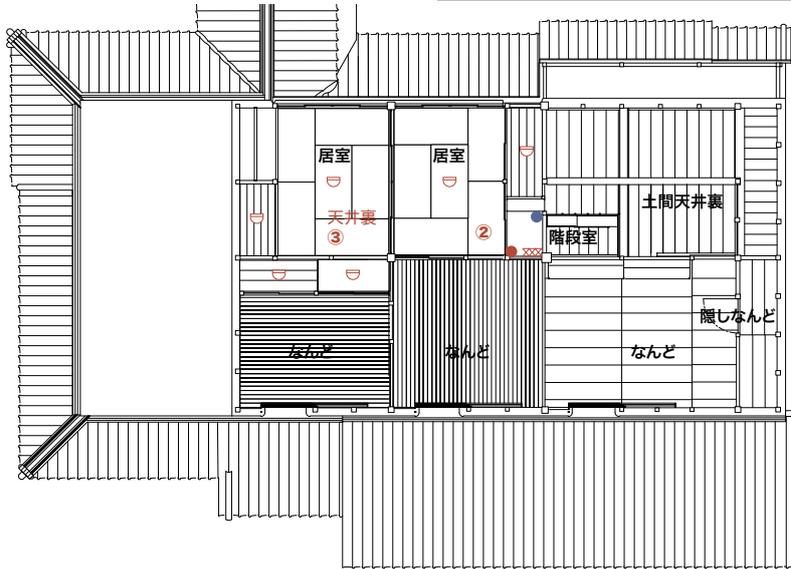
図表 102 設置機器の設置数

機器		設置数
受信機	P 型 1 級 (警戒区域 10 窓)	1
総合盤	受信機、ベル、表示灯内蔵	1
音響装置	火災報知ベル	2
感知器	差動式分布型	17
	差動式スポット型	24



凡例

- 消火設備 ● 消火器
- 警報設備 ☒ 受信機 (警戒区域を○数字で表記)
- ベル
- ☒ 差動式スポット型感知器
- ☒ 差動式分布型感知器

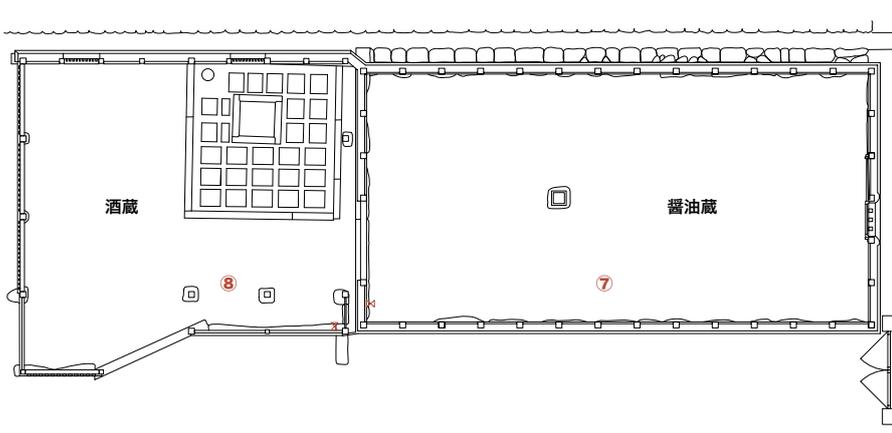


\* 天井裏に差動式スポット型感知器を 8 基設置

図表 104 防火対策設備の設置箇所 (主屋二階)

凡例

- 警報設備 ☒ 受信機 (警戒区域を○数字で表記)
- ☒ 差動式分布型感知器



図表 105 防火対策設備の設置箇所 (醤油蔵、酒蔵)

#### 4) 消火体制及び火災予防の措置

##### ア 当該重要文化財における火災発生時の初期消火体制

当該重要文化財から出火した際の初期消火の体制は、火災を感知器が感知し、火災報知ベルの作動後、周辺住民から添田町へ連絡が入るとともに、周辺住民が初期消火にあたることとなっている。添田町は連絡が入り次第、田川地区消防本部及び消防団本部へ連絡を入れるとともに、現地に急行し、初期消火などにあたることとしている（図表 106）。

##### イ 地域防災における消火体制

地域防災としての消火体制は、消防法第 8 条に基づき田川市に消防本部、本町内に消防署及び消防団が設置されている。また、災害対策基本法第 16 条第 6 項並びに添田町防災会議条例第 2 条第 2 項に基づき、「添田町地域防災計画」を策定し、災害防止に努めている。

地域防災計画では、当該地域における地域の初期消火の体制として、火災が発生した際は田川地区消防本部から添田町役場に連絡が入り、添田町役場から自主防災組織である消防団に連絡が入り、出火防止及び初期消火活動にあたることとなっている（図表 107、108）。

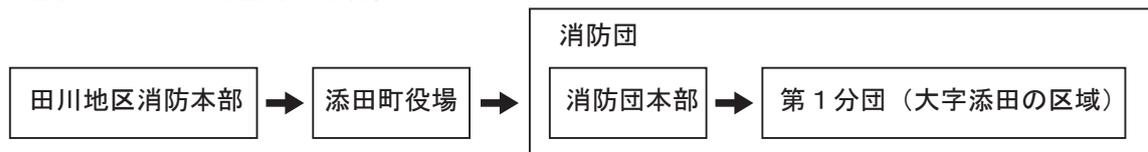
本消火の体制として、有人配置である田川地区添田分署が約 5 分の場所、田川地区消防本部が約 25 分の場所に配置され、その体制が構築されている（図表 109）。

添田町では火災の予防を図るため、防災知識の普及啓発として町職員及び地域住民への教育に取り組むとともに、防災訓練として図上訓練と実施訓練に取り組むことで、町職員及び自主防災組織、地域住民の知識の取得と技術を磨き、火災予防に努めている。（図表 110）

図表 106 当該重要文化財における火災発生時の初期消火の対応

対応項目	対応の内容			担当者
	無人の場合 (自動火災報知設備の 作動による場合)	有人の場合		
		自動火災報知設備の 作動による場合	人為的に発見した 場合	
火災の発見	・火災報知ベルの作動により、近隣住民は現地を確認する。	・受信機により火災の発生場所を確認し、現場へ急行する。	・火災を発見した者は、直ちに近くの火災報知器を押す。	火災発見者
通報連絡	・消防機関（119 番）へ「所在地、物件名称及び火元、被害の状況等」を通報するとともに、添田町へ連絡を入れる。			火災発見者
	・添田町は消防団へ連絡を入れるとともに、現場へ急行する。			町職員
初期消火活動	・消火器を活用して適切な初期消火を行い、火災の延焼拡大防止に努める。			火災発見者及び火災現場周辺の町民、町職員

図表 107 火災発生時の連絡体制



図表 108 第 1 分団の構成員

- 分団長 1 名、副分団長 1 名
- 構成員 28 名（平成 27 年 1 月現在）

図表 109 最寄りの消防署

名称	所在地	主な現有消防車両	当該重要文化財への到着までの時間
田川地区消防本部	田川市川宮 1570	指揮車 × 1台 タンク車 × 2台 化学車 × 1台 ポンプ車 × 1台 予備タンク車 × 1台 救助工作車 × 1台 梯子車 × 1台 防災資機材搬送車 × 1台 救急車 × 1台 資材輸送車 × 1台	約 25 分
田川地区添田分署	添田町添田 1280 - 10	タンク車 × 1台 水槽車 × 1台 救急車 × 1台 広報車 × 1台	約 5 分

図表 110 自主防災組織の活動内容

平常時	災害時
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災知識の普及（学習会・研修会の開催）</li> <li>・ 防災訓練</li> <li>・ 防災資機材の備蓄・点検</li> <li>・ 危険個所の把握・点検</li> <li>・ 避難計画の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の警戒</li> <li>・ 情報の収集・伝達</li> <li>・ 出火防止及び初期消火活動</li> <li>・ 救出・救護</li> <li>・ 避難命令の伝達、避難誘導</li> <li>・ 炊き出し等への協力</li> <li>・ 災害弱者の安全確保</li> </ul>

## 5) 防火対策に係る課題

当該重要文化財は木造建造物であることから燃焼性が高く、周辺には木造住宅が多いため、周辺の木造住宅の出火による延焼の可能性が高い。現状の防火対策設備は、これらの火災への対応策として不足しているため、防火対策設備の充実が求められる。

また、平成 25（2013）年に添田町が土地・建物を公有化して以降、これらの防火対策に係る設備は添田町が管理し、防火設備の法定点検では問題は発生していないものの、電気設備は老朽化による漏洩火災の可能性がある。

重要文化財の堅実な保存に加え、今後の公開活用に向けた来訪者の安全性を確保するため、火災の予防の体制構築・設備整備、仮に火災が発生した際の初期消火及び避難誘導に係る体制構築・設備整備が求められる。

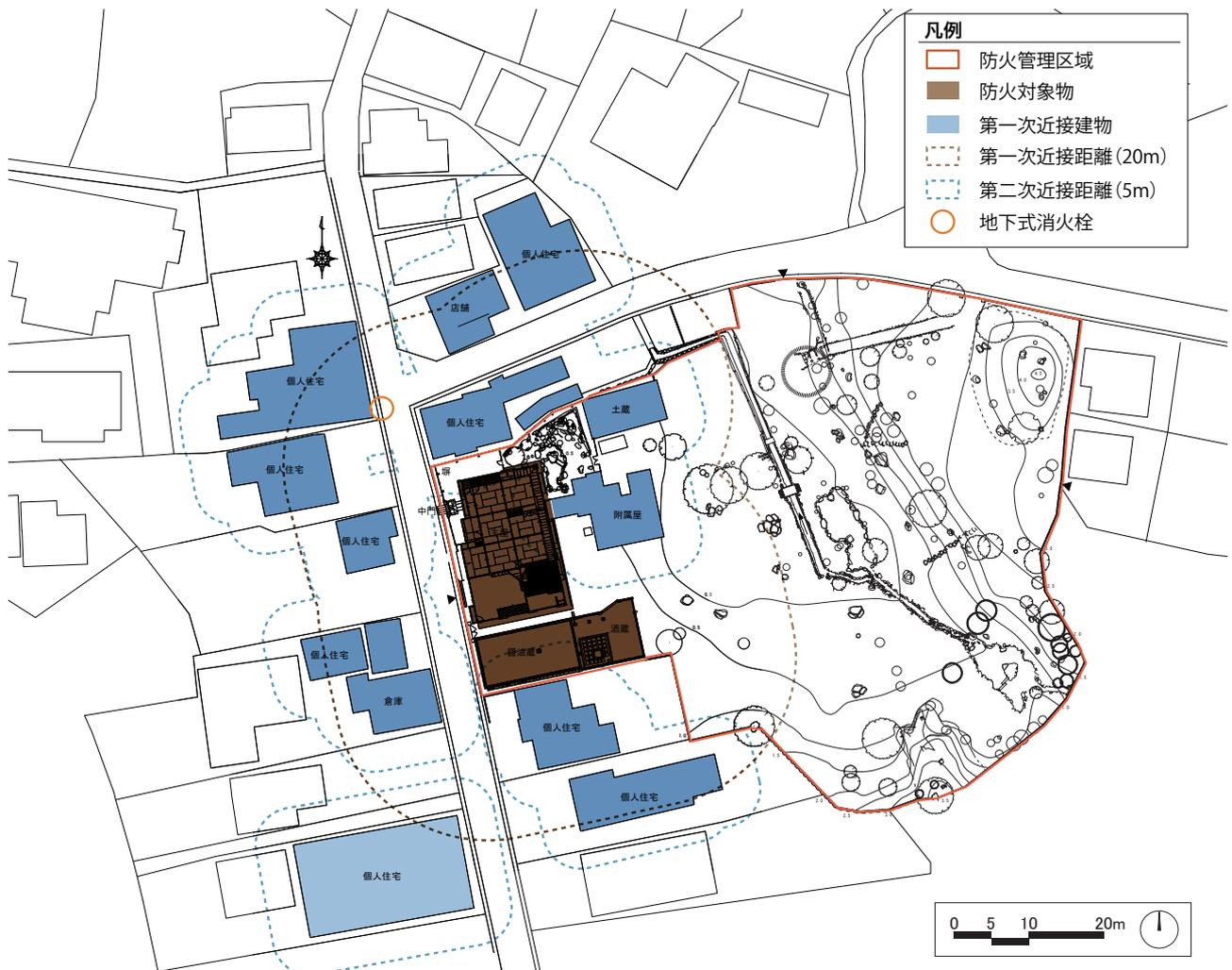
### (2) 防火管理計画

#### 1) 防火管理者

添田町は消防法第 8 条第 1 項に基づき、まちづくり課長を防火管理選任者とし、防火管理者は防火管理を実施するために必要な消防計画を作成し、防火管理業務を実施する。

#### 2) 防火管理区域

中島家住宅が立地する敷地全体を防火管理区域に設定する。（図表 111）



図表 111 防火管理区域

### 3) 予防措置

防火管理区域内の予防措置として、原則火気の使用を禁止する。今後の公開活用においては、敷地内における煙草を禁止するなど、火元の発生源となるものを敷地内に持ち込まないよう徹底する。イベント等ではやむを得ず火気を使用する場合は、取扱いに十分注意した上で使用する。

また、電気設備による漏洩火災が起きないように、今後の公開活用に向けて電気配線の確認を行い、必要に応じて取換工事を行うこととする。

放火などの犯罪を防止するため、防火管理区域内の目の付きやすい場所には不用意に可燃物を置かないよう整理整頓を徹底し、近隣住民と共同により監視する。

なお、防火管理区域の周辺には木造建物が多く立地していることから、周辺の防火対策は地域防災の視点から講じられる予防措置で対応するとともに、周辺における予防措置として、区域内に位置する個人住宅の居住者に、定期的に火気使用の注意喚起をすることなどにより、不用意な火気使用をしないよう促すこととする。

#### 4) 消火体制

本計画策定後、保存修理事業にあわせて防災施策等事業を実施することを予定している。それまでは図表 112 に示す通り、当面現在の消火体制であることとする。

今後、常時の公開活用を行う上では、初期消火及び本消火に迅速に対応するため、火災通報装置を設置し、図表 113 に示す消火体制を構築する。なお、今後の常時公開活用に向けて、施設の管理運営体制の検討・構築をするとともに、建物の公開時及び閉館時における消火体制を検討し、常駐管理組織との連携した体制を構築することとする。

##### ア 平時の消火体制

現在、常時建物の公開活用を行っていないため、平日・休日ともに火災発生時の感知は自動火災報知設備による場合が多いと考えられる。イベント等により日中は現地に町職員等がいることも考えられる。このことから火災が発生した際は、図表 112、図表 113 に従い状況に応じて消火活動にあたることとする。

##### イ 夜間の消火体制

「ア 平時の消火活動」における「無人の場合」と同様に消火活動にあたることとする。

##### ウ 防火訓練

関係者は通報連絡、初期消火活動、避難誘導、消防隊への引継ぎ等の役割を確認するとともに、消火設備の操作及び習熟するため、年 1 回以上の防火訓練を消防署と共同で行うこととする。

防火訓練にあたっては、自主防災組織の防災訓練との連携も視野に入れつつ、連携体制の強化を図ることとする。

### (3) 防火設備計画

#### 1) 設備整備計画

本計画では、防火管理区域において火災警報設備及び消火設備を設置する。

また、第 5 章の活用計画を踏まえ、現在の重要文化財建造物としての消防用設備等に加え、今後は消防法施行令別表第一（一）項口に掲げる特定防火対象物（公会堂・集会場）としての消防用設備等の設置が義務付けられる。

なお、当該重要文化財の防火環境や防火対策等の現状を踏まえ、消防法に基づく防火設備に加えた対策を講じることで、当該重要文化財の保存を図ることとし、火災発生箇所によりその対応が異なることから、当該重要文化財を保存するため、火災発生箇所に応じた防火設備を設置することとする（図表 114、115）。

##### ア 火災警報設備

今後の公開活用に向け、出火時の的確で迅速な連絡体制を整えるため、火災通報装置を設置する。

また、今後の公開活用時の火災発生の際に来訪者が適切に避難できるよう、消防法に基づき誘導灯・誘導標識を設置する。

図表 112 当面の消火活動の対応

対応項目	対応の内容			担当者
	無人の場合 (自動火災報知設備の 作動による場合)	有人の場合		
		自動火災報知設備の 作動による場合	人為的に発見 した場合	
火災 の発見	・火災報知ベルの作動により、近隣住民は現地を確認する。	・受信機により火災の発生場所を確認し、現場へ急行する。	・火災を発見した者は、直ちに近くの火災報知器を押す。	火災発見者
通報連絡	・消防機関（119番）へ「所在地、物件名称及び火元、被害の状況等」を通報するとともに、添田町へ連絡を入れる。			火災発見者
	・添田町は消防団へ連絡を入れるとともに、現場へ急行する。			町職員
初期消火活動	・消火器を活用して適切な初期消火を行い、火災の延焼拡大防止に努める。			火災発見者及び火災現場周辺の町民、町職員
避難誘導等	・イベント等により来訪者がいる場合、町職員等が落ち着いて避難誘導を行い、安全を確保する。			町職員
消防団への引継ぎ	・消防団が到着したら、出火現場へ消防署を誘導するとともに、火災や避難の状況報告の情報提供を行う。			火災発見者及び火災現場周辺の町民、町職員
消防署への引継ぎ	・消防隊が到着したら、出火現場へ消防署を誘導するとともに、火災や避難の状況報告、水利等の消火に係る情報提供を行う。			火災発見者及び町職員
消火活動	・消防隊により消火活動を行う。			消防隊

図表 113 火災通報装置設置後の消火活動の対応（防災施設等事業終了後）

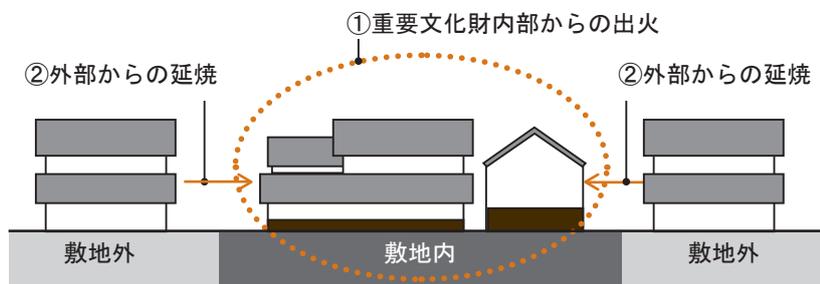
対応項目	対応の内容			担当者
	無人の場合 (自動火災報知設備の 作動による場合)	有人の場合		
		自動火災報知設備の 作動による場合	人為的に発見 した場合	
火災 の発見	・火災通報装置により田川地区消防本部へ連絡が入るとともに、添田町にも連絡が入る。	・受信機により火災の発生場所を確認し、現場へ急行する。	・火災を発見した者は、直ちに近くの火災通報装置を押す。	火災発見者
通報連絡		・火災通報装置により田川地区消防本部へ連絡が入るとともに、添田町にも連絡が入る。		火災発見者
・添田町は消防団へ連絡を入れるとともに、現場へ急行する。				町職員
初期消火活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>防火管理区域内における初期出火の場合は、近くに設定されている消火器による初期消火に努め、消火器による消火活動が難しい場合は、近くの屋外消火栓に急行し、これを活用して適切な初期消火を行い、火災の延焼拡大防止に努める。</li> <li>防火管理区域外で出火している場合は、重要文化財への延焼を防止するため、出火側の放水銃に急行し、これを活用して火災の延焼防止に努める。</li> </ul>			火災発見者及び火災現場周辺の町民、町職員
避難誘導等	・イベント等により来訪者がいる場合、町職員等が落ち着いて避難誘導を行い、安全を確保する。			町職員
消防団への引継ぎ	・消防団が到着したら、出火現場へ消防署を誘導するとともに、火災や避難の状況報告の情報提供を行う。			火災発見者及び火災現場周辺の町民、町職員
消防署への引継ぎ	・消防隊が到着したら、出火現場へ消防署を誘導するとともに、火災や避難の状況報告、水利等の消火に係る情報提供を行う。			火災発見者及び町職員
消火活動	・消防隊により消火活動を行う。			消防隊

## イ 消火設備

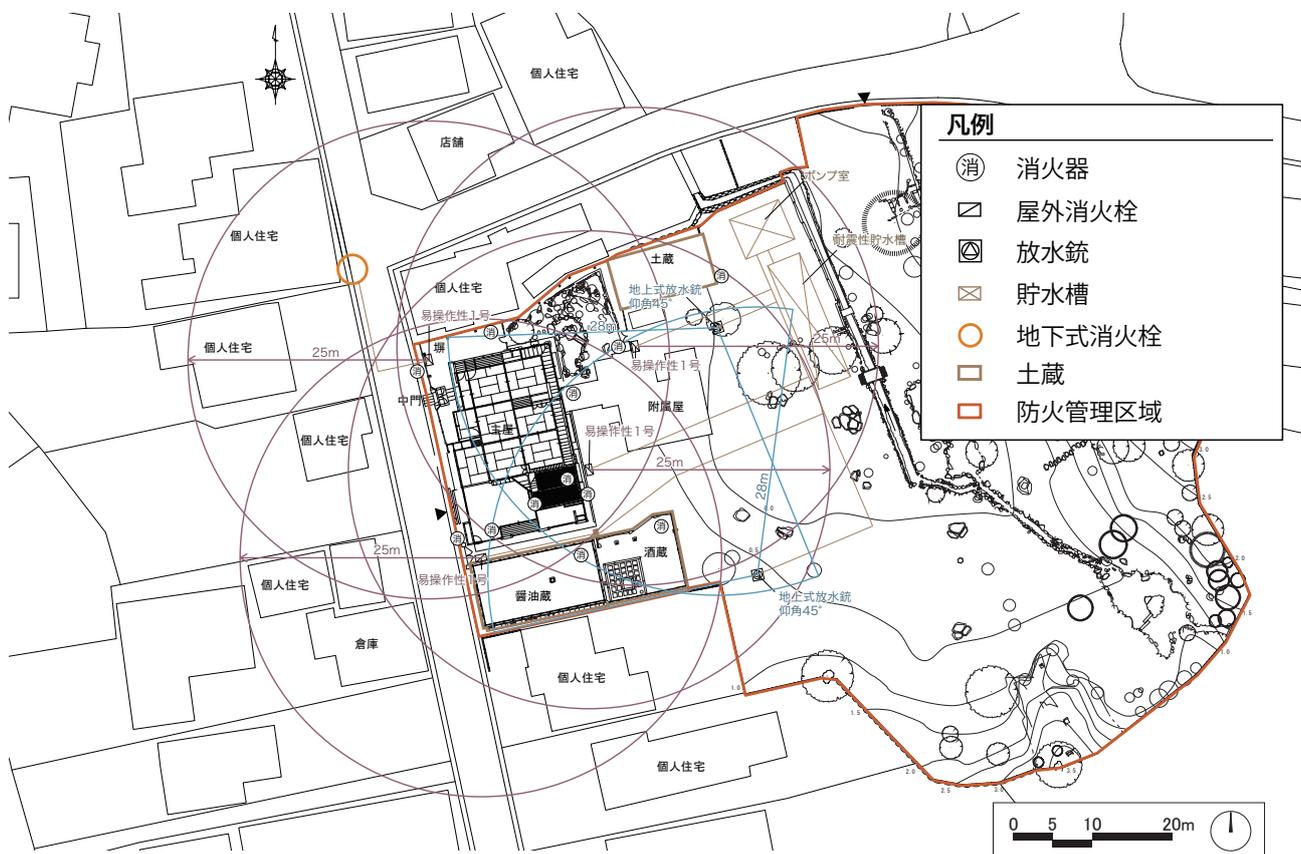
重要文化財内部からの出火に対処するため、醤油蔵や酒蔵などの不足している場所に消火器を設置する。また、地域コミュニティによる初期消火の体制構築も踏まえつつ、主屋の西側正面からの出火への初期消火に対処するために、屋外に消火器に加えて易操作性1号消火栓を2基設置するとともに、東側からの出火への初期消火に対処するため易操作性1号消火栓を2基設置する。

敷地外の火災からの延焼に対処するため、敷地北側と南側に地上式放水銃を設置する。

また、消火設備の水源を確保するため、消防法第20条第1項及び消防庁告示第七号の「消防水利の基準」の「常時貯水量が40m<sup>3</sup>以上又は取水可能水量が毎分1m<sup>3</sup>以上で、かつ、連続40分以上の給水能力を有するもの」並びに、文化庁の「重要文化財防災施設等補助事業における運用指針」における50分間の放水が可能な水量の確保を踏まえつつ、消防車到着までの初期消火を行える水量を確保するため、80t以上の地下式耐震性貯水槽及びポンプ室を設置する。但し、設置に際しては庭園を著しく損なわないよう工事方法や設置位置をよく検討する。



図表 114 火災発生箇所に応じた防火設備設置の視点



図表 115 防火設備配置

## 2) 保守管理計画

図表 102 に示す防火設備及びこれから整備する防火設備については、消防法第 17 条の 3 の 3 に基づく法定点検（機器点検、総合点検）を実施するとともに、その結果を維持台帳に記録し、3 年に 1 回添田町長に提出する。

防災設備の機能を保持するため、法定点検とは別途、防災設備の位置や不良事項等の適宜把握するなど、自主点検に努めることとする。

図表 116 防火設備の点検・点検結果の報告

項目	内容	周期	根拠法令等
自主点検	防災設備の位置や不良事項等を把握し、防災設備の機能を保持する。	適宜	—
法定点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 消防用設備等に附置される非常電源（自家発電設備に限る。）又は動力消防ポンプの正常な作動</li> <li>二 消防用設備等の機器の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判別できる事項</li> <li>三 消防用設備等の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項</li> </ul>	2 回／年	平成 16 年 5 月 31 日消防庁告示第 9 号
	総合点検	消防用設備等の全部若しくは一部を作動させ、又は当該消防用設備等を使用することにより、当該消防用設備等の総合的な機能を消防用設備等の種類等に応じ、関連法令で定める基準に従い確認する。	
点検結果の報告	法定点検の結果を維持台帳に記録し、その内容を添田町長へ提出する。	1 回／3 年	消防法施行規則第 31 条の 6 第 3 項第 2 号

## 2. 耐震対策

### (1) 地震履歴

福岡県は国内でも比較的有感地震の発生が少ない地域である。県内の歴史上有名な地震には天武7(679)年12月の筑紫地震M6.5～7.5、明治31(1898)年8月の糸島地震M6.0があり、近年では平成17(2005)年3月20日の福岡県西方沖地震はM7.0最大震度6弱(添田町大字添田は震度5弱)がある。福岡県西方沖地震は、明治23(1890)年の観測開始以来、福岡市周辺で最大の地震であり、M7.0級の地震の記録はこれ以外にない。当該敷地に近い断層では小倉東断層、福知山断層、西山断層、その他福岡県では警固断層、水縄断層などの地震被害が想定されているものの、過去に発生した地震に関する情報は少ない。

当該重要文化財のこれまでの地震に係る被災の履歴はない。

### (2) 耐震診断・耐震補強

#### 1) 現状・課題

平成25(2013)年度に耐震予備診断が実施され、主屋は「地盤沈下」や「構造材に変形あり」と診断された。

昭和57(1982)年度～昭和59(1984)年度にかけて実施された保存事業においては、酒蔵、醤油蔵、塀については解体修理を行っているものの、主屋は昭和32(1957)年の鉱害復旧事業で不同沈下を調整するために基礎石上に設置した煉瓦積みなどは撤去せず、また沈降している基礎石についても調整を行わないまま軸部のたて起こしを行っている。そのため、経年とともに柱が傾斜し、各部材の抜けが進行している。

#### 2) 今後の対処方針

主屋は解体に合わせて耐震診断を実施の上、補強工事の検討も踏まえつつ、解体修理にとともに耐震改修工事を実施する。

### (3) 地震時の対処方針

主屋は比較的容易に避難できるものの、醤油蔵・酒蔵は避難口が一方向となっている。現在のところ常時公開活用を行っていないため、多くの人が主屋の中にいる状況は少ないが、地震時には主屋東側の主庭まで速やかに避難する。

今後の公開活用にあたっては、地震時は管理運営をする常駐人や町職員等が利用者を主庭まで速やかに避難誘導する。詳細については、避難マニュアルを作成し、常駐人や町職員等の関係者に周知・徹底する。

### 3. 防犯対策

#### (1) 事故履歴

塀の落書きや不法侵入の形跡などの軽微な事故履歴が認められるものの、き損・放火・盗難等に係る大きな事故の履歴はない。

#### (2) 事故防止のために講じている措置

計画域内は、主屋と醤油蔵が西側道路に面して位置し、この建物間やその他の敷地境界沿いに門扉や塀が巡らされている。計画区域内へのアクセスは、主屋の正面入口の他は、主屋と醤油蔵の間の門扉、主庭と北側道路が面する部分の門扉、主庭と東側に隣接する個人住宅の間の門扉があり、これらの門扉はいずれも施錠されていて出入りはできない。

敷地内には防犯カメラや警報設備、非常通報設備等の防犯設備は設置されていないものの、町職員により適宜見廻り活動を行っている。

#### (3) 今後の対処方針

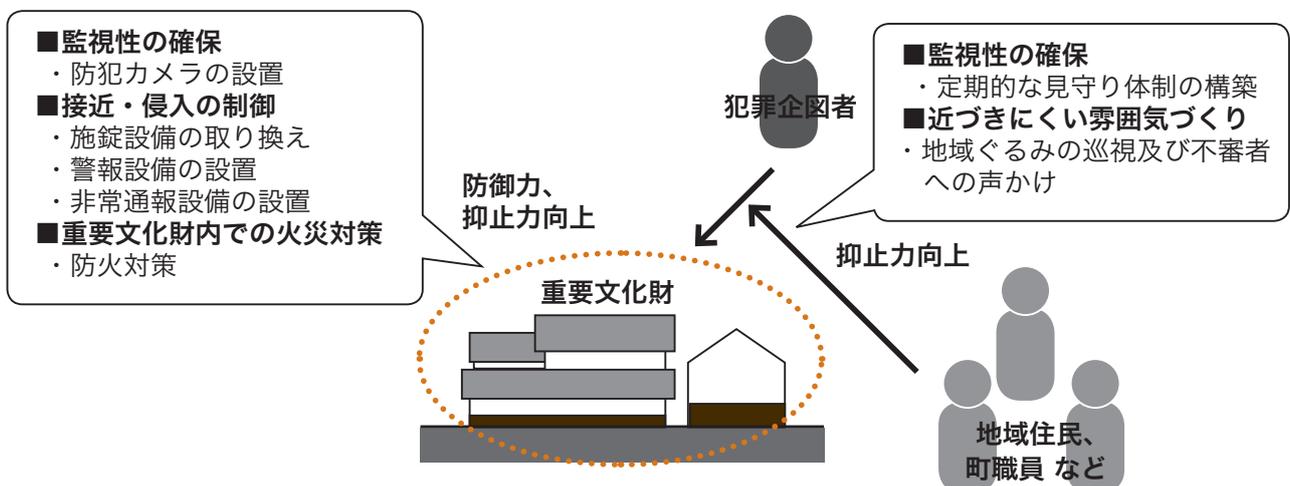
当該重要文化財では、不法侵入、盗難、落書きの他、放火等のリスクが想定され、今後の公開活用にあたっては、不特定多数の人が出入りすることから、犯罪リスクが高まることとなる。そのため、これらの犯罪を起きにくくするため、以下の通り対処する（図表 117）。

犯罪企図者の重要文化財建造物内における盗難等の犯罪を抑止及び監視するため、今後、日中の公開活用時における常駐管理人の配置や公開範囲の設定等の管理運営体制の検討を踏まえつつ、主要な部分や人目に付きにくい場所等に防犯カメラを設置する。また、夜間における落書きや不法侵入等の犯罪の抑止及び監視をするため、敷地境界部等に防犯カメラを設置する。なお、今後の公開活用に向けた管理運営体制の検討では、定期的な見廻りを行う体制を検討・構築する。

主に夜間における犯罪企図者の重要文化財建造物内への接近及び不法進入を防ぐため、老朽化した施錠設備を取り換えるとともに、窓への威嚇ベル設置等の警報設備の設置、必要に応じて警備会社と連動したガラスセンサー等の非常通報設備を設置する。

犯罪企図者が重要文化財建造物に放火等の犯罪に至った際の火災の被害を防止するため、前述の防火対策を実施する。

犯罪企図者が重要文化財建造物に近づきにくい雰囲気づくりのため、地域ぐるみの巡視や不審者への近隣住民等により積極的に声掛けを行うなど、地域ぐるみによる防犯対策に努める。



図表 117 今後の防犯対策の項目

## 第5章 活用計画

本章では、重要文化財に指定されている建造物及びその他建造物、それらと一体として構成されている庭園等を含む敷地全体の公開活用を図るため、公開活用の方針を定める。なお、今後の保存修理事業を想定しているため、本計画は、事業の進捗に応じ、内容のより具体的な検討を行うこととする。

### 1. 公開その他の活用の基本方針

#### (1) 現状

現在、中島家住宅はウォーキングなどのイベントや自治会などの協議の場として活用が図られているものの、全面的な公開には至っていない。中島家住宅の公開活用は平成26(2014)年5月に策定した「添田町歴史的風致維持向上計画」で位置づけており、地元住民により保存管理を含めた常時公開時における体制設立等を検討中である。

#### (2) 公開活用の基本方針

文化財としての価値を堅実に保存しつつ、その価値を分かりやすく発信していくため、公開活用の基本方針を以下のように定める。

1. 重要文化財建造物の価値を堅実に保存した修理及び活用整備を実施する
2. 重要文化財の価値を分かりやすく伝えるための解説や展示をするとともに、継続的に訪れたくなるような工夫を凝らす
3. 安全で快適に利用できるよう環境を整備する
4. 重要文化財の単体の価値のみならず、添田町歴史的風致維持向上計画に位置付けられる周辺の歴史的風致と一体となった魅力の普及・啓発を図る
5. 地域コミュニティの交流の場として活用する

### 2. 公開計画

#### (1) 中島家住宅の公開範囲及びエリア

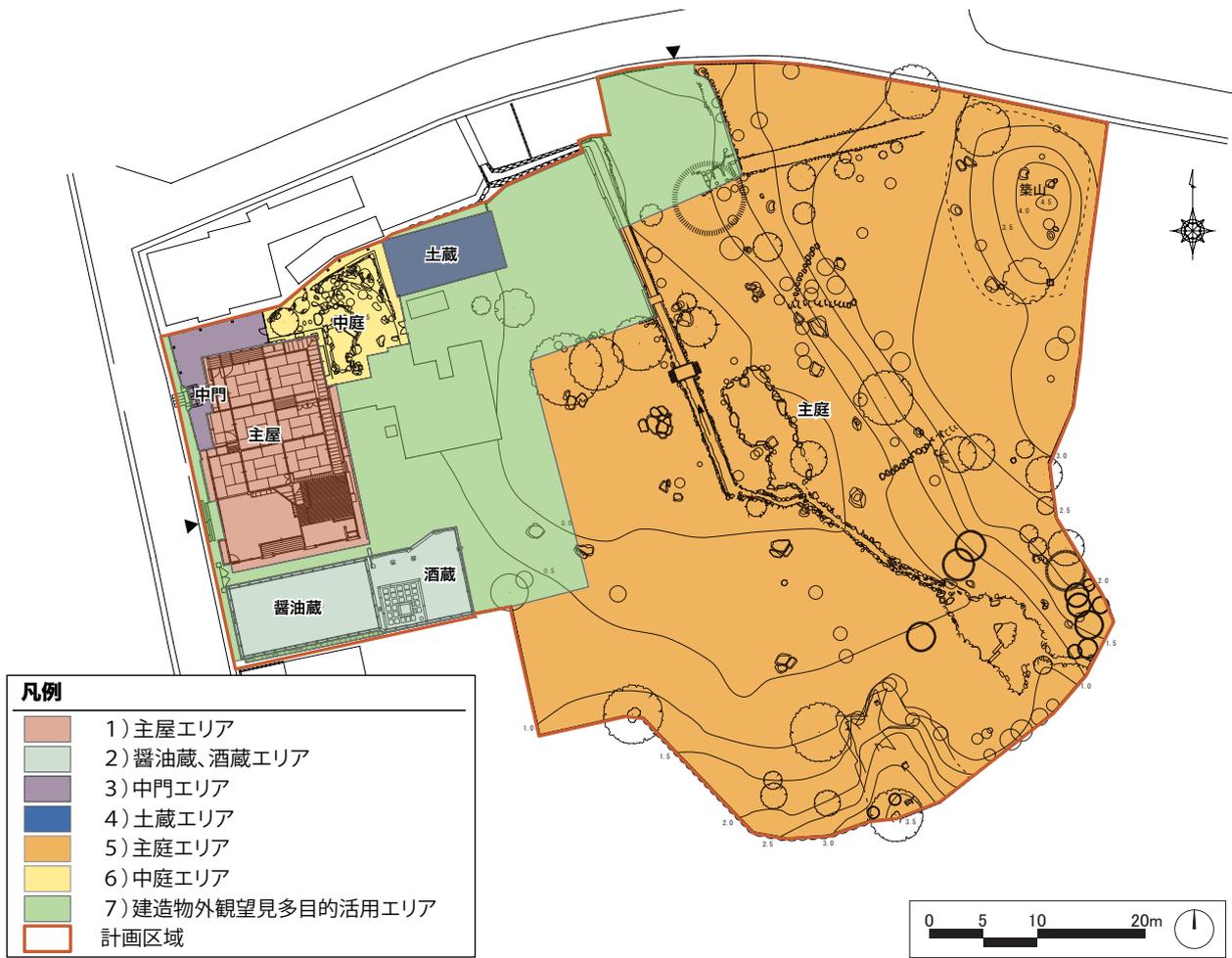
中島家住宅の公開活用にあたっては、庭園を含む往時の生活文化を体感することに加え、継続的に訪れたくなるような工夫を凝らすため、図表118に示す通り、建造物を含め敷地全体を6つのエリアに区分し、エリアの特性に応じた公開活用を図ることとする。

##### 1) 主屋エリア

主屋は建造物そのものを体感する場とするため、原則全ての部屋を公開することとし、往時の生活空間を体感できる場とする。また、来訪者が最初に訪れる場であることから、案内や誘導サイン、展示スペース等を設けたり、三間続く大空間があることから、地域住民等のコミュニティ活動やイベントの際の場として活用する。

##### 2) 醤油蔵、酒蔵エリア

醤油蔵は土間空間に置床を設置し、ミニコンサートや演芸等としても活用できるユーティリティースペースとして活用する。また酒蔵は、醤油蔵のエントランス空間として、小休憩できる場所として活用する。



図表 118 建造物の公開範囲案

### 3) 中門エリア

中門は外観及び縁側からの望観のみとし、常時開放はせずに一般来訪者の立ち入りを制限することを基本とする。但し、イベント等の際は、中門を開放して座敷にアプローチするなど、往時の上客の格式ある動線を体感できるよう、期間限定の公開活用を図る。

### 4) 土蔵エリア

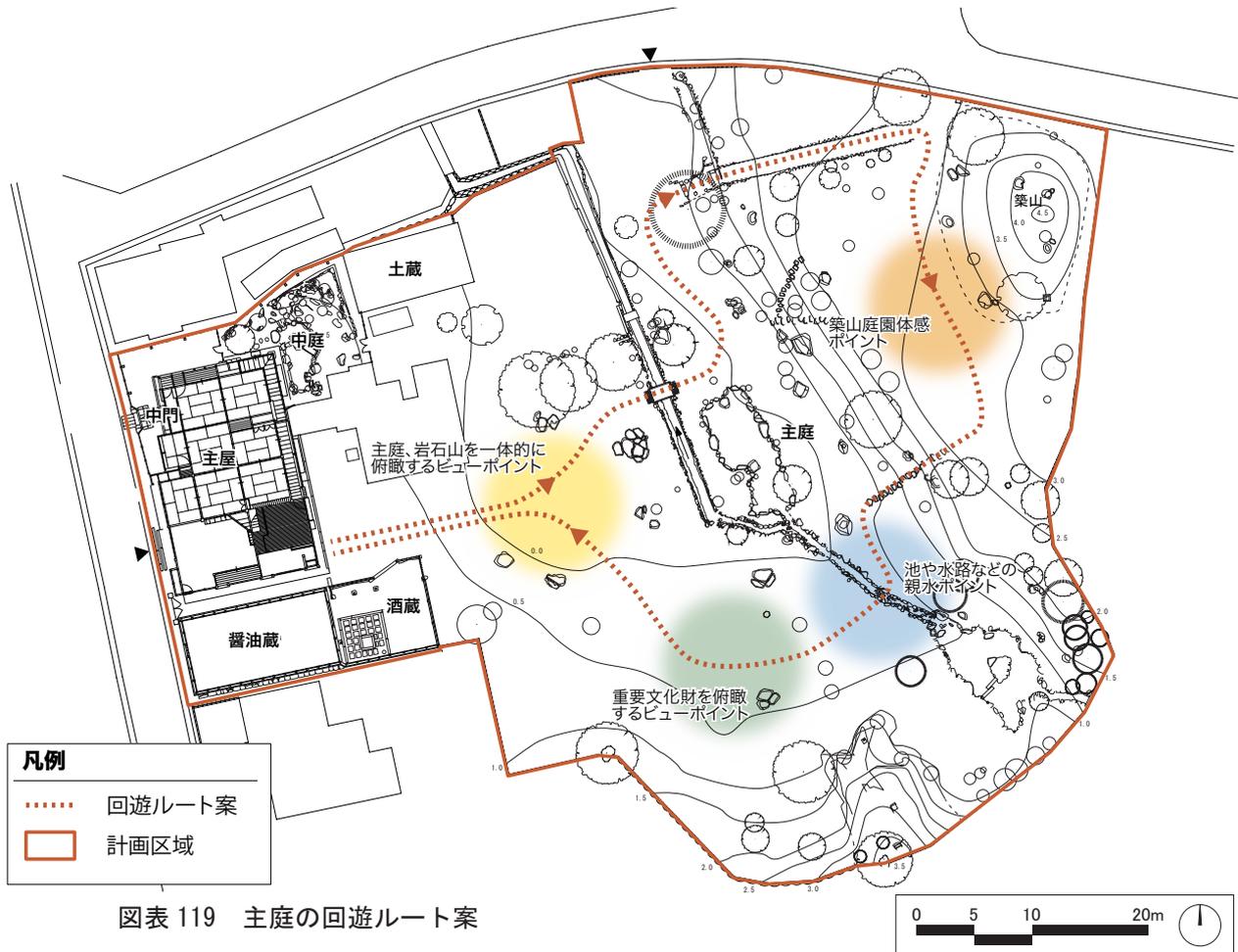
建造物内にはお膳などの什器・調度品が保管されているため、中島家にかかる備品などを保管展示する施設として整備を図る。

### 5) 主庭エリア

主庭は築山のある場所（月華山）で藩公を招いて饗応の宴を催した記録があることから、回遊路を設け、池泉を周遊できるような活用を図る（図表 119）。また、主庭内に流れる水路や池等は水を流れ入れるよう、敷地外の堤からの水利機能を再生整備を実施する。コンクリートブロック塀は現在隣地境界となっているため、撤去せずに木壁などで修景を図る。



主庭側からの外観公開のイメージ



図表 119 主庭の回遊ルート案

## 6) 中庭エリア

座敷からの座鑑賞のみの公開活用を図り、一般来訪者の立ち入りを制限する。

## 7) 建造物外観望見多目的活用エリア

後世の住居棟である付属屋は除却撤去し、事務管理やトイレ等便益施設を設置する。現在、渡廊下に設置している自動火災報知受信盤もこの施設に移設する。また、防災、防犯の拠点として機能もこの場所に集約して修景設備を図る。

## (2) 関連資料等の公開計画

文化財の価値をより広く発信し、深く認識してもらうため、中島家住宅に関連する史資料の公開展示を進めるとともに、来訪者が継続的に訪れたいよう季節に応じた展示を図る。

中島家住宅に関連する史資料としては、過去の保存修理に係る図面や写真等の資料や、添田町歴史的風致維持向上計画で位置付けた添田町の歴史的風致に関する史資料も公開展示することで、中島家住宅のより深い理解を促すとともに、広く発信する。

また、季節に応じた展示は、歳時記に応じた展示内容を企画したり、時期に応じて展示物を変更するなどを検討することとし、詳細は現在検討中の常時公開時における地域住民との協議の中で検討を深める。

なお、公開展示にあたっては、展示に係る施設の整備について、重要文化財のき損などの影響を及ぼさないような方法や場所、設備等を検討し整備する。また、史資料の公開にあたっては、文化財の価値をより広く発信するため、パンフレット等を作成し、現地で配布するとともに、町のホームページなどで積極的に発信を検討する。

### 3. 活用基本計画

#### (1) 計画条件の整理

##### 1) 現状・課題

- ア 添田町第5次総合計画
- イ 添田町歴史的文化遺産活用まちづくり基本構想
- ウ 添田町歴史的風致維持向上計画
- エ 添田町都市計画区域マスタープラン

##### 2) 関連法令

- ア 文化財保護法（重要文化財建造物）
- イ 建築基準法
- ウ 消防法

#### (2) 建築計画

##### 1) 平面計画

主屋及び醤油蔵、酒蔵は、重要文化財としての価値を利用者に広く知ってもらうため、公開することで形態・意匠、構造形式など町家建築そのものを見学できることを基本とする。

なお、活用の用途や方法については、現在検討中の常時公開時における地域住民との協議により詳細を検討し、具体化することとする。

##### ア 主屋

土間空間は、来訪者が最初に訪れる空間として誘導を図る場所とするとともに、サインやパネルにより中島家の歴史や建物の構造様式、添田本町地区の歴史的な外観などを学習できる展示を行う。

おみせでは、商いをしていた頃の様相を体感するため空間そのものを見せるとともに、中島家に遺された調度品などを公開し、中島家の歴史を理解できる展示を行う。

店の間・中の間・仏間は、地域住民がコミュニティの集いの場やイベント等を行える空間とする。座敷は迎賓空間であるので中庭鑑賞の場として活用する。

2階は土間吹抜けを復原し、建物の空間構造を実感し、また、隠し納戸や虫籠窓などの形態・意匠も学習できるように図る。

##### イ 醤油蔵

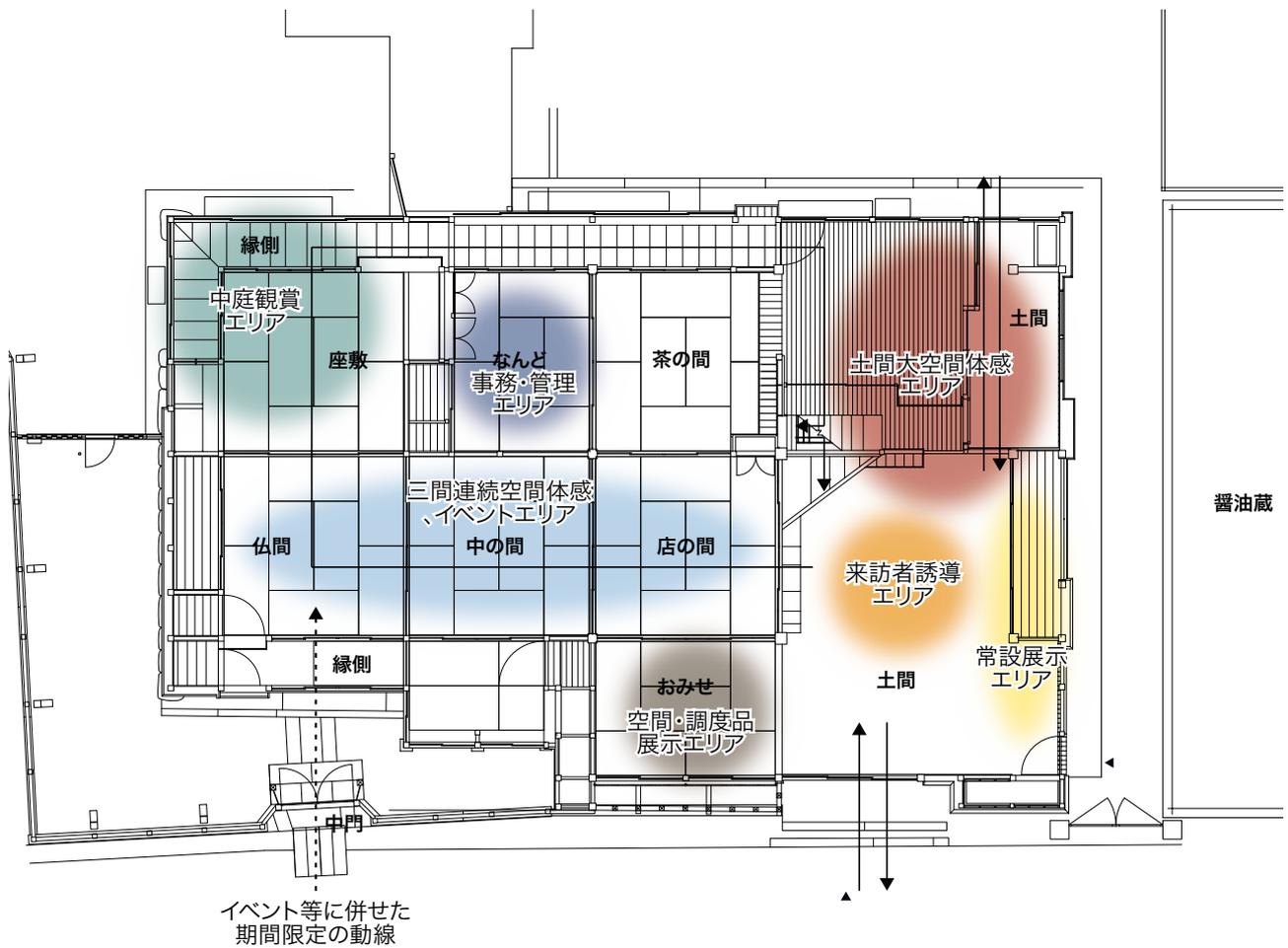
醤油蔵については、蔵としての特徴を活かし、音楽の演奏や映像の上映などのイベントスペースとしての活用することで、来訪者と地域住民等の交流の場としての活用を想定する。

##### ウ 酒蔵

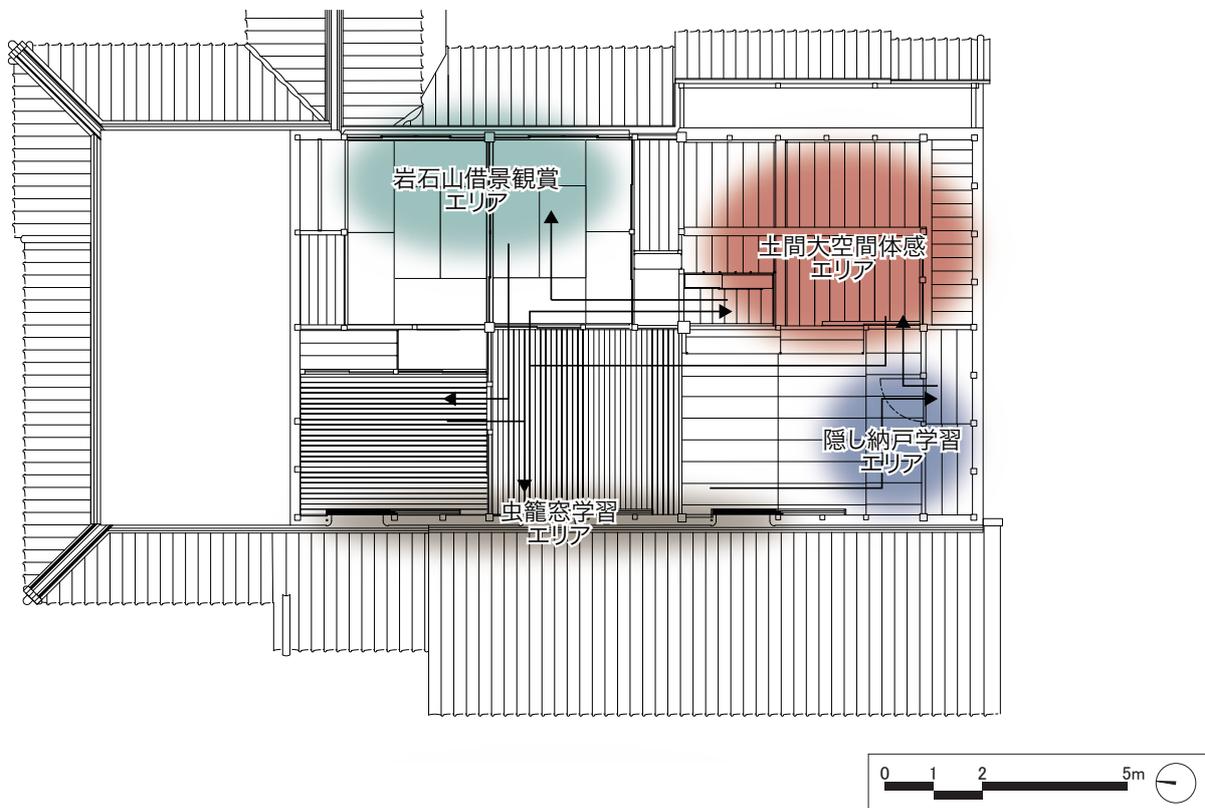
酒蔵については、井戸の存在を阻害しないような活用方法を前提とし、休憩スペース等として活用することを想定する。



醤油蔵の公開活用のイメージ



図表 120 主屋一階の公開範囲時のプラン案



図表 121 主屋二階の公開範囲時のプラン案

## 2) 施設等整備計画

### ア 保存管理、環境保全、防災に係る施設等

第2章から第4章で言及した通り、当該重要文化財には消火設備、警報設備、排水設備等が設置されているものの、各種対策を講じる必要があることから、今後の公開活用に向けた整備の中で、各計画で位置付けられた設備を設置する。

### イ 公開、活用に係る施設等

平成25(2013)年に町が公有化するまでは現役の住居であり、町が公有化後は常時の公開活用を行っていないため、公開活用に係る施設等は設置されていない。第2章から第4章を踏まえつつ、今後の公開活用に向け、利用者を受けとめるためのトイレや休憩施設等の便益施設、文化財の価値を分かりやすく伝えるための説明版や誘導サイン等の公共サイン及び音声・映像解説設備、夜間時の建造物のライトアップや敷地内を照らす照明、緊急時のための誘導灯・誘導標識等の設備、その他室内照明や空調等の基本的な設備を設置する。なお、公共サインや音声・映像解説設備にあたっては、外国語に対応したものとする。また、多くの来訪者を受けとめるため、主屋西側のアクセス部分に対応した取り外し可能な木スロープを設置するなど、バリアフリーに対応したアクセス路を確保する。

今後の公開活用における用途や管理運営体制の構築にあたっては、町のみならず地域住民等との共同による協議を踏まえ検討することとし、必要に応じて管理スペースやお茶・菓子を提供するための施設を設置することとする。管理スペースにあたっては、地域住民などのボランティアが常駐して維持管理、活動を行うことができるよう、活動物品や空調機などの環境を整えることとする。

なお、駐車場は当該敷地内で整備することが困難なため、管理用駐車場を最小限確保することとどめ、来訪者用の駐車場は近隣において確保することとする。

### ウ 展示施設、家具、事務機器等の配備に係る計画

展示施設は公開計画を踏まえ設置することとする。

また、家具や事務機器等の配備についても、地域住民等との共同による協議を踏まえ、必要に応じて設置することとする。

## (3) 外構及び周辺整備計画

第2章から第4章で言及した通り、排水設備や樹木の定期的な維持管理を行い、重要文化財の価値を保存する。また、主庭と中庭は調査研究に基づき整備するとともに、庭園環境を守るため園路に踏み石等の整備やブロック塀等を景観に配慮したもの、あるいは外観の修景整備を実施する。

また、敷地内には夜間の灯り確保のため、景観及び防犯に配慮した位置・外観の照明を設置する。

## (4) 管理・運営計画

### 1) 管理・運営の基本方針

当該重要文化財は添田町が管理団体としてその保護を図る。また、文化財保護法の目的を踏まえ、文化財である中島家住宅の堅実に保存するとともに、文化財が価値あるものとして後世に伝えるべきものであることについて理解を広げ、深めるため、文化財の活用を適切に進めることとする。

管理・運営にあたっては、本計画に基づき実施することとする。

## 2) 管理・運営の方法、体制

公開活用は添田町が主体となりつつ、公開時間や管理運営費、体制等は地域住民等との今後の協議を踏まえ、具体化することとする。

## 4. 実施に向けての課題

### (1) 建築的課題

#### 1) 公開活用時の動線確保

公開活用にあたっての建物・部屋の活用用途・方法や、それに伴う利用者の動線について検討を行い、安全で快適な見学ができるようにすることが必要である。

### (2) 管理・運営に関する課題

#### 1) 公開活用時の管理運営体制

公開活用にあたっての地域住民等との共同による管理運営体制の構築や、町内のボランティア団体等との連携した現地での案内やイベントの開催などの検討とともに、消防訓練などの緊急時の行動計画を共有する必要がある。

## 第6章 保護に係る諸手続き

本章では、重要文化財に指定されている建造物の保存・活用にあたり、必要な文化財保護法の諸手続きの位置づけ等を定めたものである。

### 1. 文化庁長官への届出を要する行為

#### (1) 所有者の変更

新所有者が届出なければならない。

#### (2) 所有者又は管理責任者の氏名・名称・住所の変更

所有者または管理責任者が届出なければならない。

#### (3) 滅失・き損

火災などの災害によって文化財建造物の全部あるいは一部が滅失したり、き損した場合、あるいは棟札などの附指定となっている物件などを紛失したり、盗みとられたりした場合がこれに該当する。

#### (4) 所在場所の変更

附指定などの移動可能な重要文化財について、これらを収納して保存するために位置を変更する場合などがこれに該当する。附指定の物件の所在場所の変更にあたっては、事務業務の権限移譲を踏まえ、福岡県教育委員会へ届出をすることとする。重要文化財建造物そのものの移築はその周辺環境や歴史的価値に重大な影響を及ぼすので、後述の現状変更として取り扱われ、文化庁長官の許可が必要である。

#### (5) 修理

防蟻、防虫などの小修理、き損の拡大を防ぐための応急の措置などは特に届出を必要としないが、建造物の修理は一般に事前に届出を行い、技術的な検討や指導を受ける必要がある。

図表 122 文化庁長官への届出申請が必要な事項一覧

事項	手続者	受理者	提出期限	備考	根拠法令
所有者・管理責任者の変更	所有者・新所有者・新管理責任者	文化庁長官	20日以内	指定書添付	法 32 第 1、2 項
所有者・管理責任者の氏名・名称・住所の変更	所有者 管理責任者		20日以内	所有者にかかわるときは指定書添付	法 32 第 3 項
滅失・き損・亡失・盗難	所有者 (管理責任者または管理団体)		10日以内	—	法 33
所在の場所の変更	所有者 (管理責任者または管理団体)		20日以前	指定書添付。ただし補助金による修理や現状変更など他の手続きがすでに行われている場合は届出を要しない	法 34
修理の着手 (現状変更に関わるものを除く)	所有者または管理団体		30日以前	—	法 43 の 2 第 1 項修理届出規則第 1、2 条

## 2. 文化庁長官への許可を要する行為

### (1) 現状変更

現状変更とは、以下のような行為を指す。

- ア 改造する場合（間仕切の取り付けまたは撤去、窓の取り付けなど）
- イ 構造、形式、規模を変える場合
- ウ 意匠を変える場合
- エ 復原しようとする場合
- オ 移築または曳屋をする場合
- カ 建物の建つ地盤の高さを変える場合

なお、文化財建造物を維持していくための必要な措置として、軽微な小修理、または災害による損傷及び被害の拡大を防ぐための応急措置は、現状変更に該当しない。

### (2) 保存に影響を及ぼす行為

保存に影響を及ぼす行為とは、文化財建造物そのものには改造を加えなくても、その行為によって災害やき損の恐れが生じたり、構造耐力を弱めるなど、文化財建造物の保存上好ましくない影響を与える行為をいい、以下のような行為を指す。

- ア 文化財建造物の敷地内で、その建造物に延焼の恐れのある場所に建物の新築・増築を行ったり、現在ある建物を改築したりする場合
- イ 文化財建造物の敷地内の火気や多量の危険物を扱う施設を設置する場合
- ウ 文化財建造物の周辺における切土、盛土、その周辺の構造耐力を弱めたり、災害を及ぼす恐れのある場合
- エ 文化財建造物の内部に、防災及び美観上問題を生じやすいような仮説的な施設を設ける場合
- オ 文化財建造物内に、重量物を搬入しようとする場合
- カ 文化財建造物の一部に、直接触れる手法により模写する場合
- キ 文化財建造物から直接型取りを行う場合
- ク 文化財建造物の一部に、強い光線をあてて写真の撮影などを行う場合

図表 123 文化庁長官への許可申請が必要な事項一覧

事項	手続者	受理者	提出期限	備考	根拠法令
現状変更または保存に影響を及ぼす行為	行為を行おうとする者	文化庁長官*	事前	但し維持の措置もしくは応急措置または影響が軽微の場合は除外される	法 43 第 1 項

\* 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地（民家の屋敷地）の現状変更等の許可は、都道府県の教育委員会が行う。

### 3. 計画の改定に係る手続き

本計画は、第1章で前述した通り、関連法令や社会情勢の変化、痕跡調査の進展等を踏まえ、必要に応じて計画を見直し、改定を行うこととし、改定を行う際は以下の手続きを踏まえることとする。

計画改定の検討にあたっては、所有者等は、文化庁並びに福岡県教育委員会、添田町教育委員会、その他関係機関と協議・調整を実施の上、取りまとめた改定計画案を文化庁へ提出し、確認を受けることとする。

上記の検討を踏まえ改定した計画は、所有者等、添田町教育委員会、福岡県教育委員会、文化庁において各一部を保管する。

# 参考資料

## 1. 庭園を構成する要素

### (1) 地形



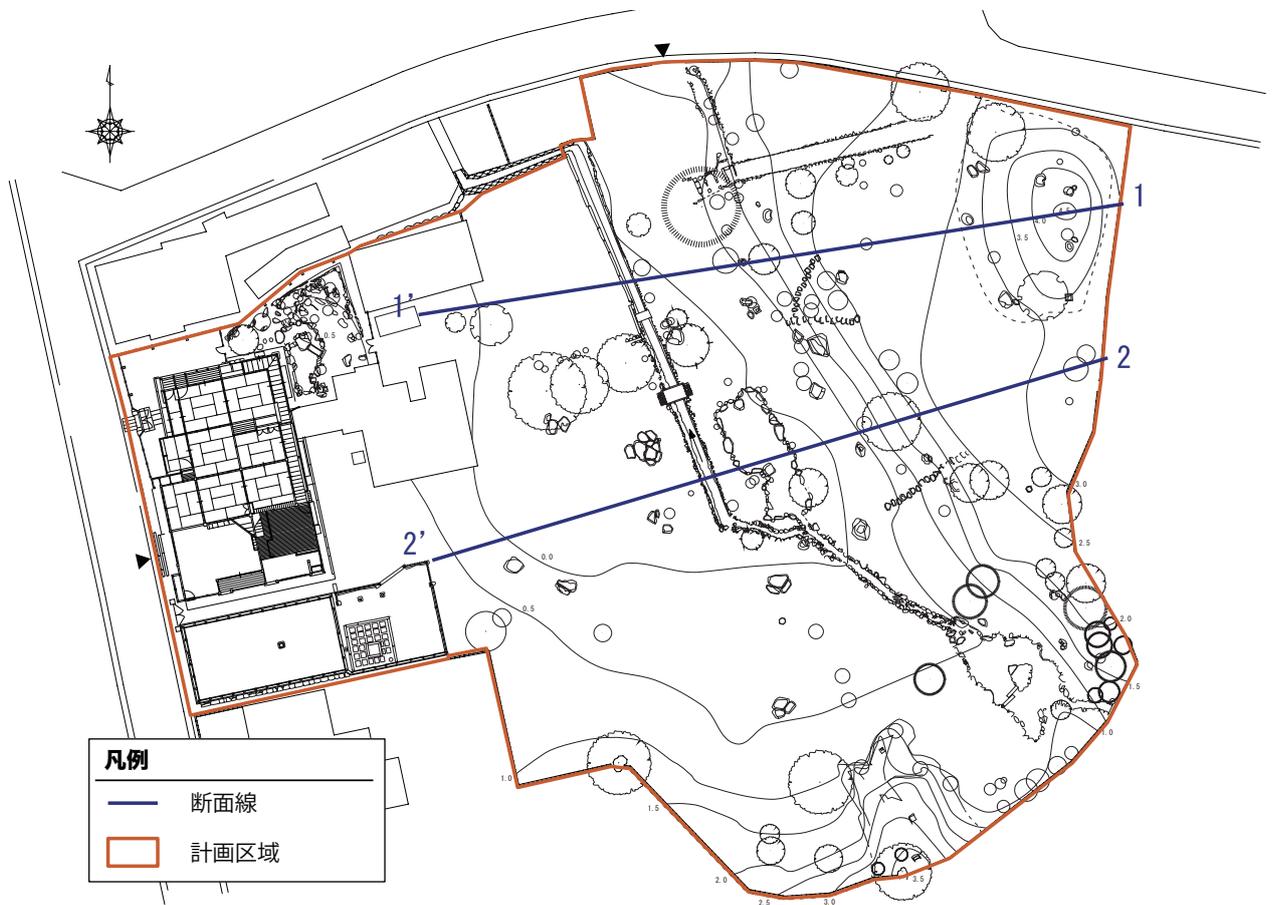
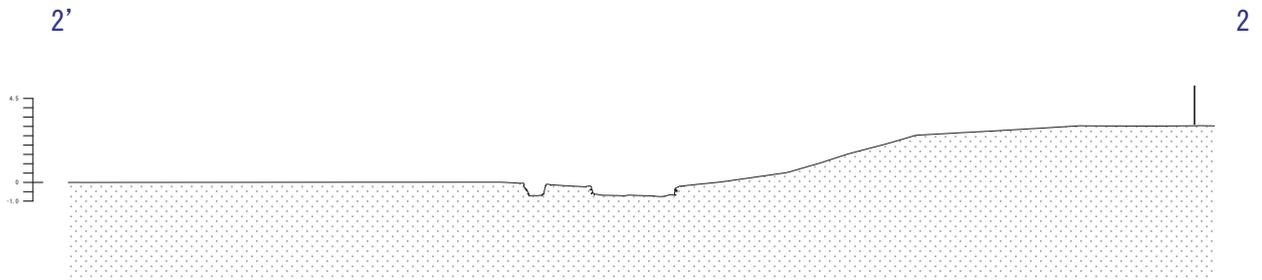
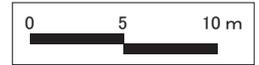
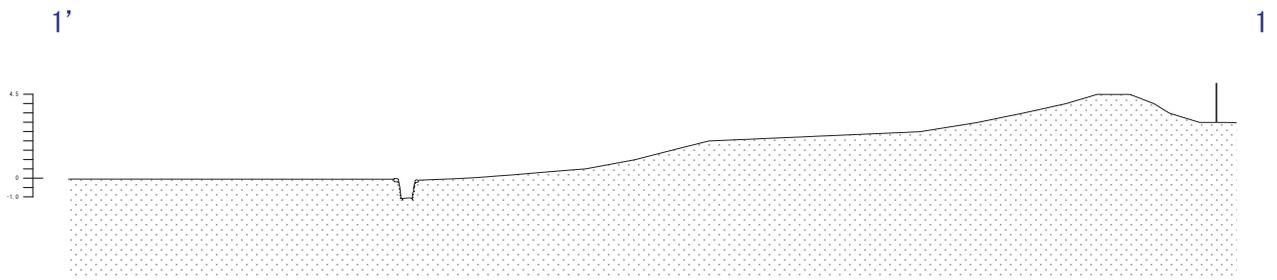
図表 124 中島家住宅敷地内高低差



附属屋周辺から東側を望む



築山



図表 125 中島家住宅主庭縦断面

(2) 水系



図表 126 中島家住宅敷地内庭園の水系



主庭の池



中庭の池



主庭に流る水路の取水口



中庭の取水口

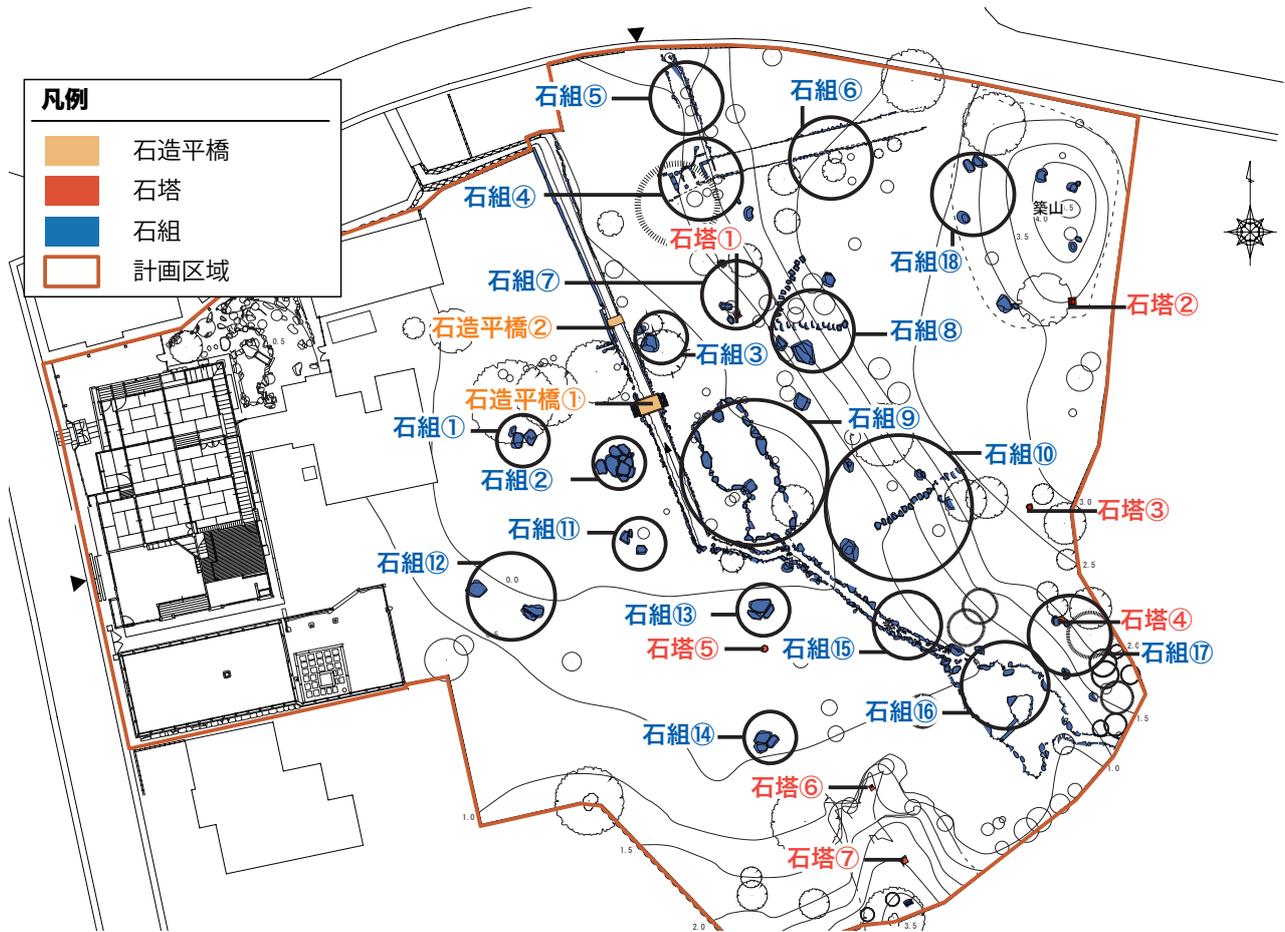


主庭の水路



主庭を流れる水路の排水口

(3) 石組・構造物



図表 127 中島家住宅主庭の石造平橋、石塔、石組の位置

【石造平橋】



石造平橋①



石造平橋②

【石塔】



石塔①



石塔②



石塔③



石塔④



石塔⑤



石塔⑥



石塔⑦

【石組】



石組①



石組②



石組③



石組④



石組⑤



石組⑥



石組⑦



石組⑧



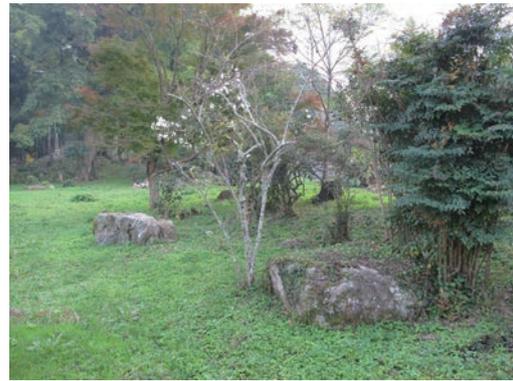
石組⑨



石組⑩



石組⑪



石組⑫



石組⑬



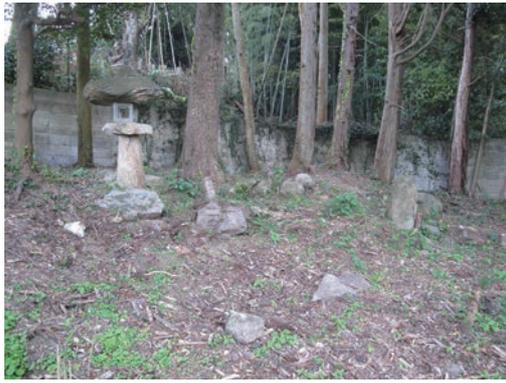
石組⑭



石組⑮



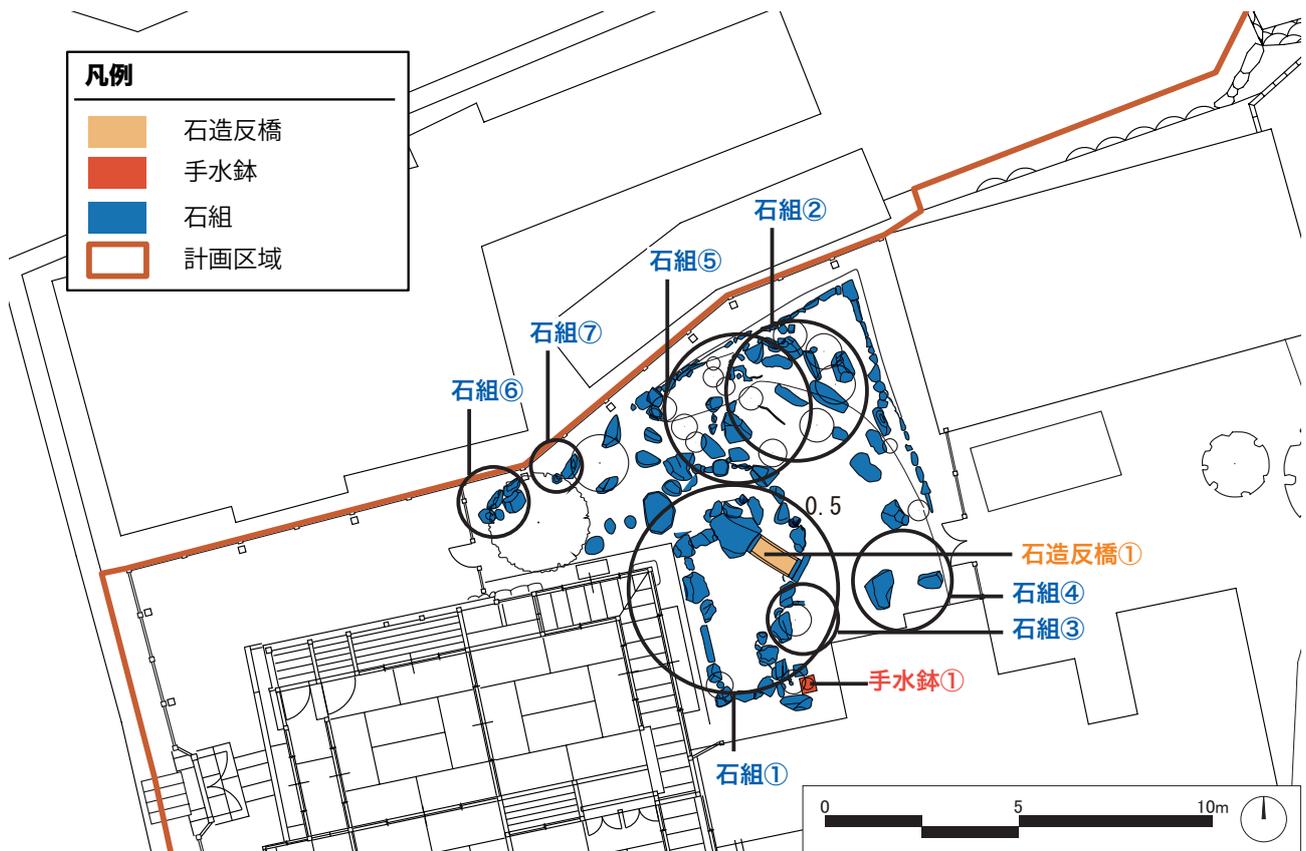
石組⑯



石組⑰



石組⑱



図表 128 中島家住宅中庭の石造反橋、手水鉢、石組の位置

【石造反橋】

【手水鉢】



石造反橋①



手水鉢①

【石組】



石組①



石組②



石組③



石組④



石組⑤

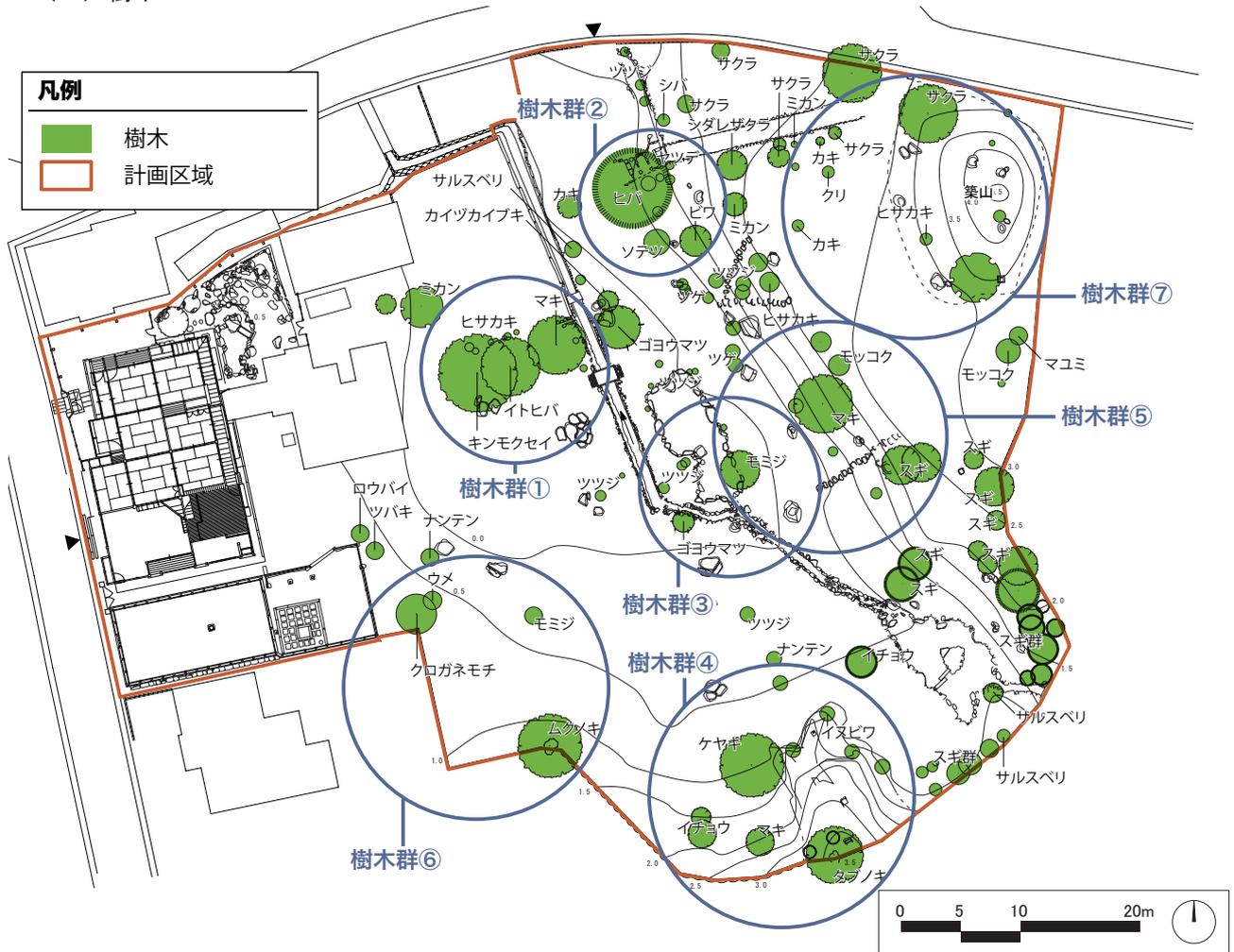


石組⑥



石組⑦

(4) 樹木



図表 129 中島家住宅主庭の樹木の位置



樹木群①



樹木群②



樹木群③



樹木群④



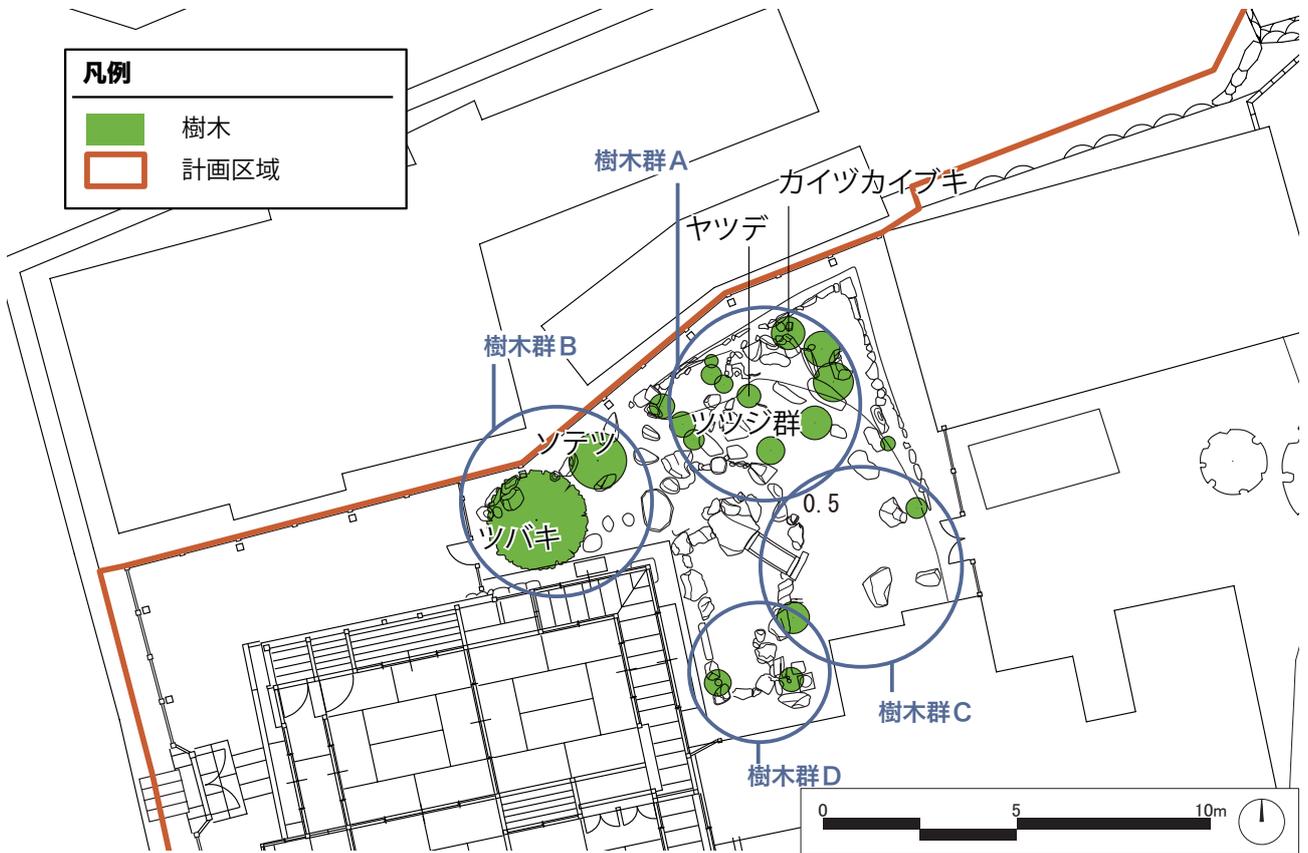
樹木群⑤



樹木群⑥



樹木群⑦



図表 130 中島家住宅中庭の樹木の位置



樹木群 A



樹木群 B



樹木群 C



樹木群 D

## 重要文化財 中島家住宅保存活用計画

発行日 平成27年3月

発行・編集 添田町 まちづくり課

〒824-0691

福岡県田川郡添田町大字添田2151

TEL 0947-82-1231 (代表) FAX 0947-82-2869

HP <https://www.town.soeda.fukuoka.jp/>